

第8次 北谷町高齢者保健福祉計画

計画期間：2021年度～2026年度

(令和3年度～令和8年度)

2021（令和3）年3月



北谷町

第8次 北谷町高齢者保健福祉計画策定にあたって

はじめに

本町では、令和元年11月に高齢化率が20%を超え町民の5人に1人が高齢者となりました。また、令和22年(2040年)には高齢化率は29.3%に達すると見込まれており、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、併せて何らかの支援が必要な高齢者が増えていくことが予測されております。



平成27年に策定された第7次高齢者保健福祉計画の推進にあたっては、すべての高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを楽しめるよう支援し、高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技能を存分に発揮できる環境を整え、高齢者の活力を活かした地域社会を地域と協働で実現していくことを目標に、地域の実情に応じた施策を住民との協働により推進してまいりました。

しかし、高齢者を取り巻く課題は多岐にわたり公的な福祉サービスだけでは十分に対応できない課題も多く、その解決のためには、行政はもちろんのこと、町民、関係機関及び民間団体のお力添えをいただき、地域社会全体で支え合うしくみを展開していくことが重要になってきます。そのため第8次北谷町高齢者保健福祉計画においては、人生100年時代を見据え、安心して楽しく充実した高齢期を過ごせるよう、すべての町民の皆さまとその家族が、高齢期を迎えるにあたって備える心構えの醸成や庁内体制の整備等に取り組むとともに、前計画における取組を継承・発展させつつ、推進してまいります。

最後に、本計画の策定にご協力いただきました北谷町高齢者保健福祉計画審議会の委員の皆様をはじめ、関係機関の方々、そしてアンケート調査等にご協力いただきました多くの町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

北谷町長 野国 昌春

目 次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけと期間.....	4
3 関連計画との関係.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 北谷町の高齢者を取り巻く現状.....	9
1 北谷町の概況.....	9
2 北谷町の人口と世帯.....	10
3 健康.....	14
4 介護予防.....	16
5 介護.....	19
6 社会参加.....	22
7 行政区の概況.....	26
第3章 計画の基本的な枠組み.....	41
1 基本理念と基本目標.....	41
2 施策の体系.....	42
3 施策展開の視点.....	43
第4章 施策の展開.....	47
第5章 計画の推進体制.....	85
1 計画の推進体制.....	85
2 計画の進行管理と評価.....	86
資 料 編.....	87

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

日本では、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代^{※1}がすべて75歳以上（後期高齢者[☆]）に、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代^{※2}が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題も顕著化することになります。

また、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行から、これらへ備えるための体制整備が求められています。

本町においては、平成27年3月に第7次北谷町高齢者保健福祉計画を策定し、平成30年3月に中間評価を実施、介護予防に係る事業を積極的に推進するとともに、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることを目指し、地域の実情に応じて医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供できるように様々な取組を進めてまいりました。今回、第7次計画実施状況の評価・検証を行うとともに、様々な制度改正を踏まえて計画の見直しを行います。

第8次計画においては、災害や感染症対策を踏まえたうえで、健康寿命[☆]の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながりやマネジメント機能の強化などの取組を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、地域包括ケアシステム[☆]の推進に取り組めます。あわせて、支援を必要とする住民が多様で複合的な課題を、地域や関係機関との連携等によって解決を目指す、地域共生社会の実現も視野に入れ、「第8次 北谷町高齢者保健福祉計画」を策定します。

※1 団塊の世代 ……1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ

※2 団塊ジュニア世代 ……1971（昭和46）年～1975（昭和50）年生まれ

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

2 計画の位置づけと期間

(1) 法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法[☆]第20条の8に定められている市町村老人福祉計画です。

また、高齢者を対象とする保健福祉事業は、「介護保険法[☆]」、「健康増進法[☆]」、「高齢者の医療の確保に関する法律[☆]」など、事業によって法的根拠が異なりますが、保健事業と福祉事業は一体的に取り組むことが効果的であることから、「北谷町高齢者保健福祉計画」として策定します。

(2) 計画の期間

本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とし、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年を見据え、中長期的な見通しを踏まえた計画としています。

ただし、介護保険事業計画の計画期間が3年を1期とすることが介護保険法で規定されているため、沖縄県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画との整合性を図る必要があること、また、計画の進捗状況を確認し法改正等に伴う施策の追加や調整を行うため、3年目（令和5年度）には中間評価を行い必要に応じて見直しを図ります。

2015～2017年度 (平成27～29年度)	2018～2020年度 (平成30～令和2年度)	2021～2023年度 (令和3～5年度)	2024～2026年度 (令和6～8年度)	2027～2032年度 (令和9～14年度)	
第7次計画		第8次計画		第9次計画	
評価・見直し●		評価・見直し●			

▲
団塊の世代が65歳に
2015(平成27)年

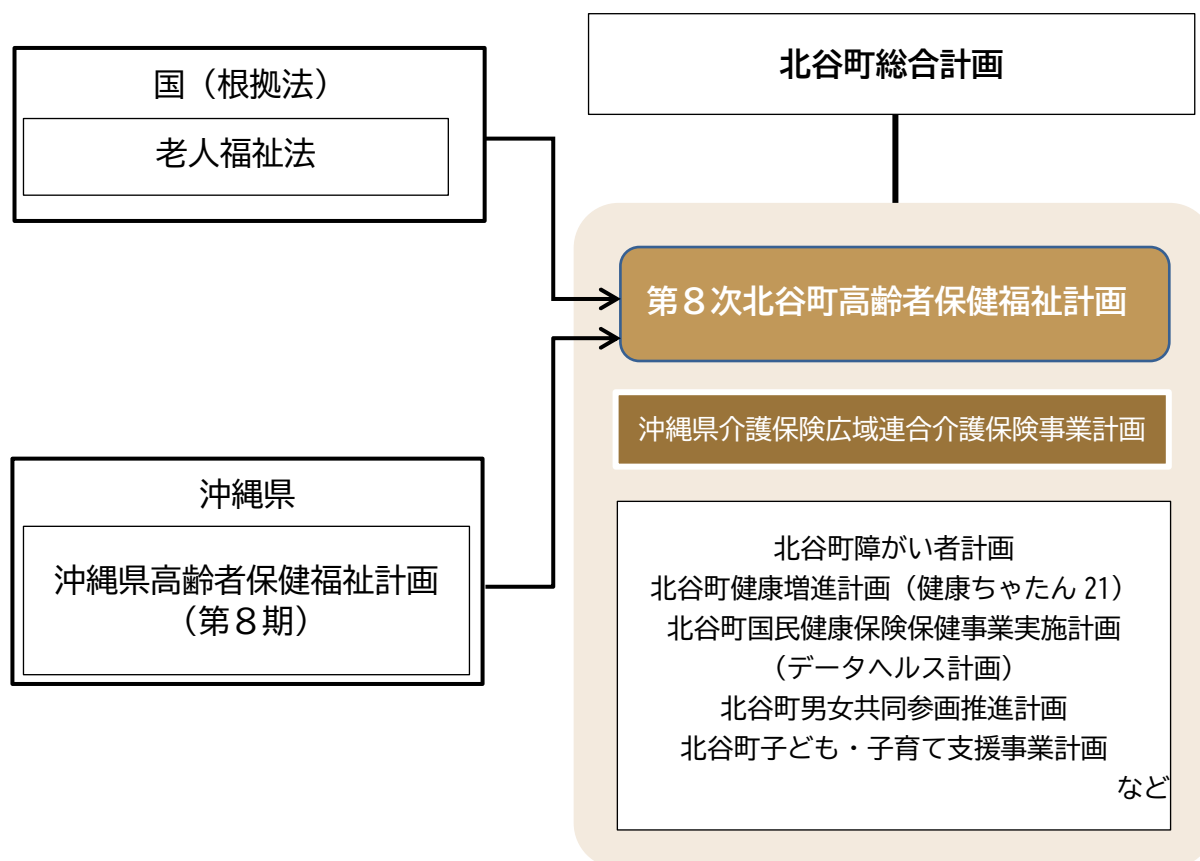
▲
団塊の世代が75歳に
2025(令和7)年

3 関連計画との関係

本計画は、最上位計画である「北谷町総合計画」に基づき、高齢者保健福祉施策の基本目標及び基本施策を具現化する個別計画として策定します。

本町が推進すべき高齢者保健福祉施策は、国の「新たな高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）を踏まえ、保健・福祉分野に限らず、社会参加・学習をはじめ就業や生活環境等、幅広い分野にわたり一体的かつ円滑な事業執行を図るため、中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として策定するものとします。

また、本町が参画している沖縄県介護保険広域連合が策定する「第8期介護保険事業計画」や、本町の策定する各種関連計画との整合性を保ち、地域共生社会実現に向け、地域と行政が一体となって推進すべき高齢者保健福祉施策を示す計画としています。



4 計画の策定体制

(1) 各種委員会等

本計画は、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、地域関係者の代表、学識経験者など幅広い関係者の参画による「北谷町高齢者保健福祉計画審議会」、「北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会」等において、審議、検討を行いました。

(2) 基本チェックリスト・第8次高齢者保健福祉計画アンケートによる実態把握


計画の策定にあたり、高齢者の健康状況などを把握するために、毎年実施している基本チェックリスト[☆]によるアンケート調査に加え、社会参加の状況などを把握するため、第8次高齢者保健福祉計画アンケート（以下「社会参加アンケート」という）を実施しました。

調査名	対象者	調査方法 調査期間	配布数	回収数	回収率
基本チェックリスト	北谷町在住で、70歳以上の要介護認定を受けていない人	郵送による配布・回収 令和2年2月10日から 令和2年2月28日	3,079 通	1,869 通	61%
社会参加アンケート	北谷町在住で、65歳以上の要介護認定を受けていない人	郵送による配布・回収 令和2年11月13日から 令和2年11月27日	4,692 通	2,570 通	55%

※調査票は資料編に掲載

(3) パブリックコメントの実施

広く町民の方々から意見を募集するため、町ホームページなどにおいて計画素案を公表し、パブリックコメントを実施（期間：令和3年2月1日～同2月28日）しました。



第2章

北谷町の高齢者を取り巻く現状

第2章 北谷町の高齢者を取り巻く現状

1 北谷町の概況

(1) 町の概況

北谷町は沖縄本島の中部に位置し、町の西部は東シナ海に沿った海岸低地、東部は標高40m～120mのなだらかな丘陵となっています。戦後、町の平坦部を米軍に接收されたため、町民は起伏の激しい東部地域への居住を余儀なくされてきましたが、米軍基地返還跡地利用や桑江地先公有水面の埋め立て開発などにより、西海岸地域において商業地の集積が進んできています。桑江伊平土地区画整理地区の開発は、計画的な都市基盤の整備によってアパートやマンションの建設による人口の増加、民間企業や医療福祉施設の充実などが進みつつあり今後ますますの発展が期待されています。

車社会に対応した大型商業施設が増える一方で、歩いて行ける範囲にあった小規模な商店等は少なくなり、高齢者が日常生活を営む環境も変化してきています。

現在、上勢区、桃原区、栄口区、桑江区、謝苺区、北玉区、宇地原区、北前区、宮城区、砂辺区及び美浜区の11行政区があり、各地区のコミュニティ施設として11の地区公民館が整備され、地域住民の交流の場となっています。

本町に立地する文化・スポーツ施設として、「北谷町生涯学習プラザ」、「北谷町立図書館」、「北谷公園」、「健康トレーニングセンター ちゃとれ」が、また、町民の憩いの場として、「桑江公園」、「桃原公園」、「安良波公園」、「砂辺馬場公園」など計32ヶ所の公園が整備されています。

高齢者を対象とした町営施設としては、「老人福祉センター」や「シルバーワークプラザ☆」、「公園施設（ゲートボール場等）」があり、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに活用されています。

令和2年11月末現在、保健医療福祉関連施設は医療施設22ヶ所、介護施設2ヶ所、地域密着型認知症グループホーム☆3ヶ所、小規模多機能型居宅介護事業所☆1ヶ所、有料老人ホーム7ヶ所、在宅系介護事業所☆が22ヶ所と、多くの民間施設があります。

また、教育施設は、高等学校1校、中学校2校、小学校4校、公立の幼稚園4園があり、児童福祉施設については、公立の児童館3館、公立の保育所3ヶ所、認可保育園6園、認定こども園1園、小規模保育3ヶ所、事業所内保育3ヶ所があります。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

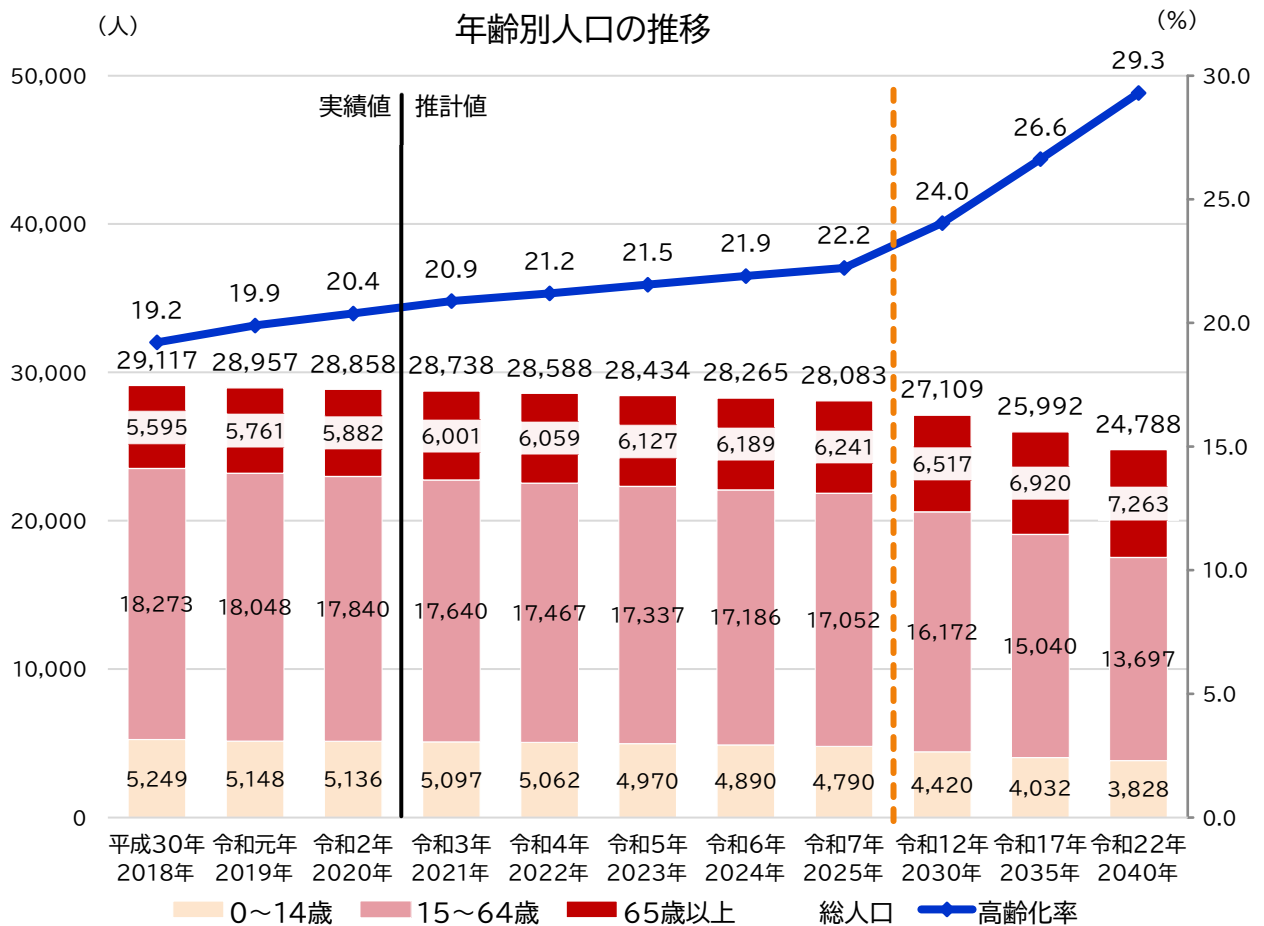
2 北谷町の人口と世帯

(1) 人口構造

①年齢3区分別人口

本町の総人口は今後減少傾向に転ずる見通しとなっており、2020(令和2)年は28,858人となっています。人口の将来推計における年齢3区分別人口をみると、年少人口(0~14歳)は2020(令和2)年で5,136人と、2018(平成30)年に比べて約100人減少しています。また、生産年齢人口(15~64歳)は2020(令和2)年で17,840人と、2018(平成30)年に比べて約400人減少しています。一方で、老年人口(65歳以上)は2020(令和2)年で5,882人と、2018(平成30)年に比べて約300人増加しています。

総人口が減少傾向となるにもかかわらず、高齢者人口は増加傾向が続くため、高齢化率[☆]は年々上昇し、2020(令和2)年では20.4%と、2018(平成30)年と比較して1ポイント上昇しており、高齢化が今後も進んでいくことが見込まれます。

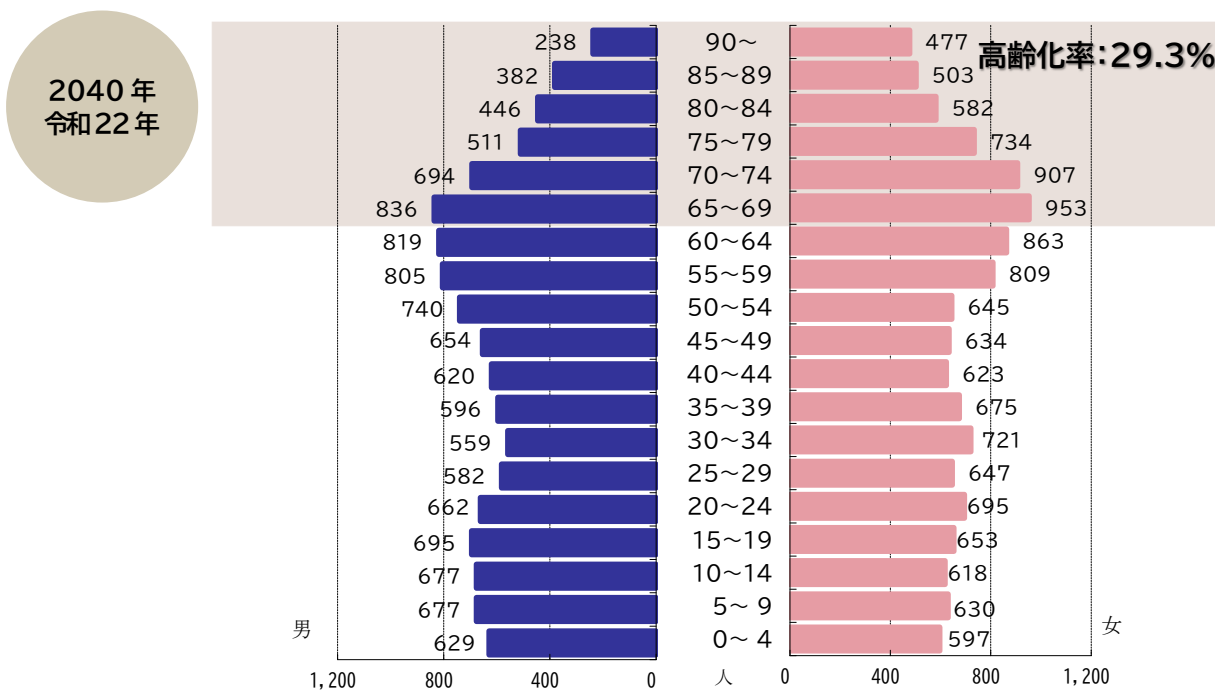
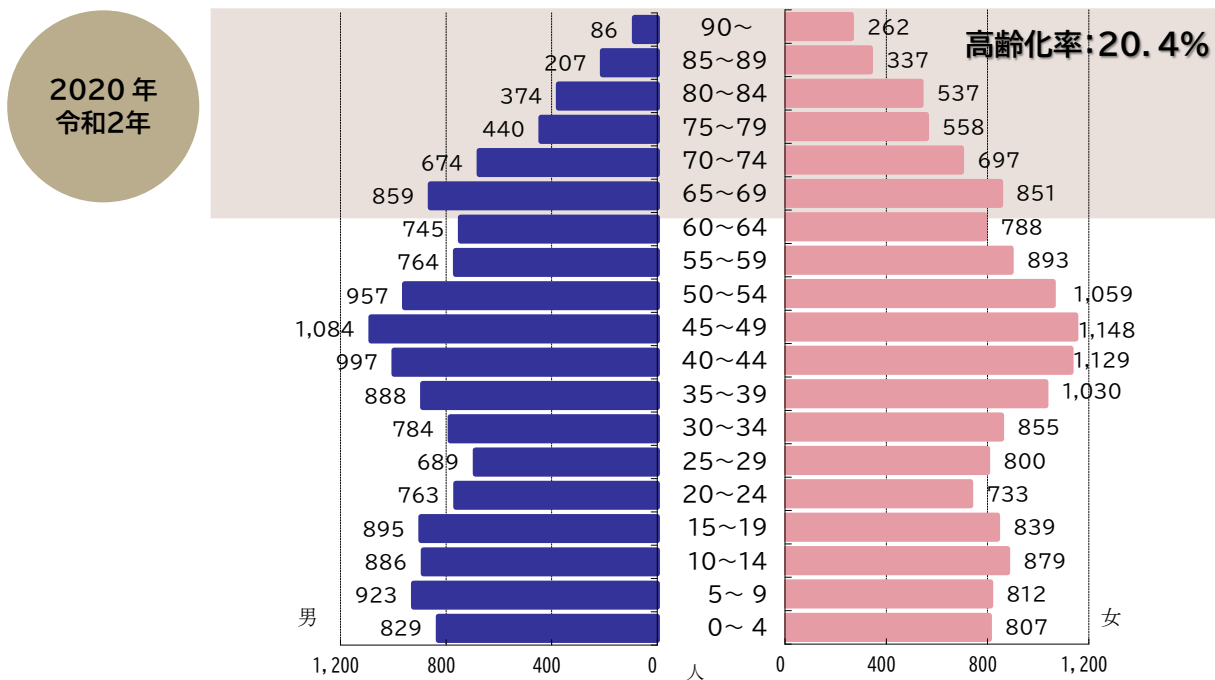


典拠：住民基本台帳（各年9月30日現在）／令和3年以降はコーホート変化率法にて推計

②人口ピラミッド

2020（令和2）年の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに40～49歳が多い「釣鐘（つりがね）型」となっています。今後、少子高齢化が進むと、高齢者人口が膨らみ、逆に子どもの人口が少ない「瓶（かめ）型」へと次第に移行するものと思われます。

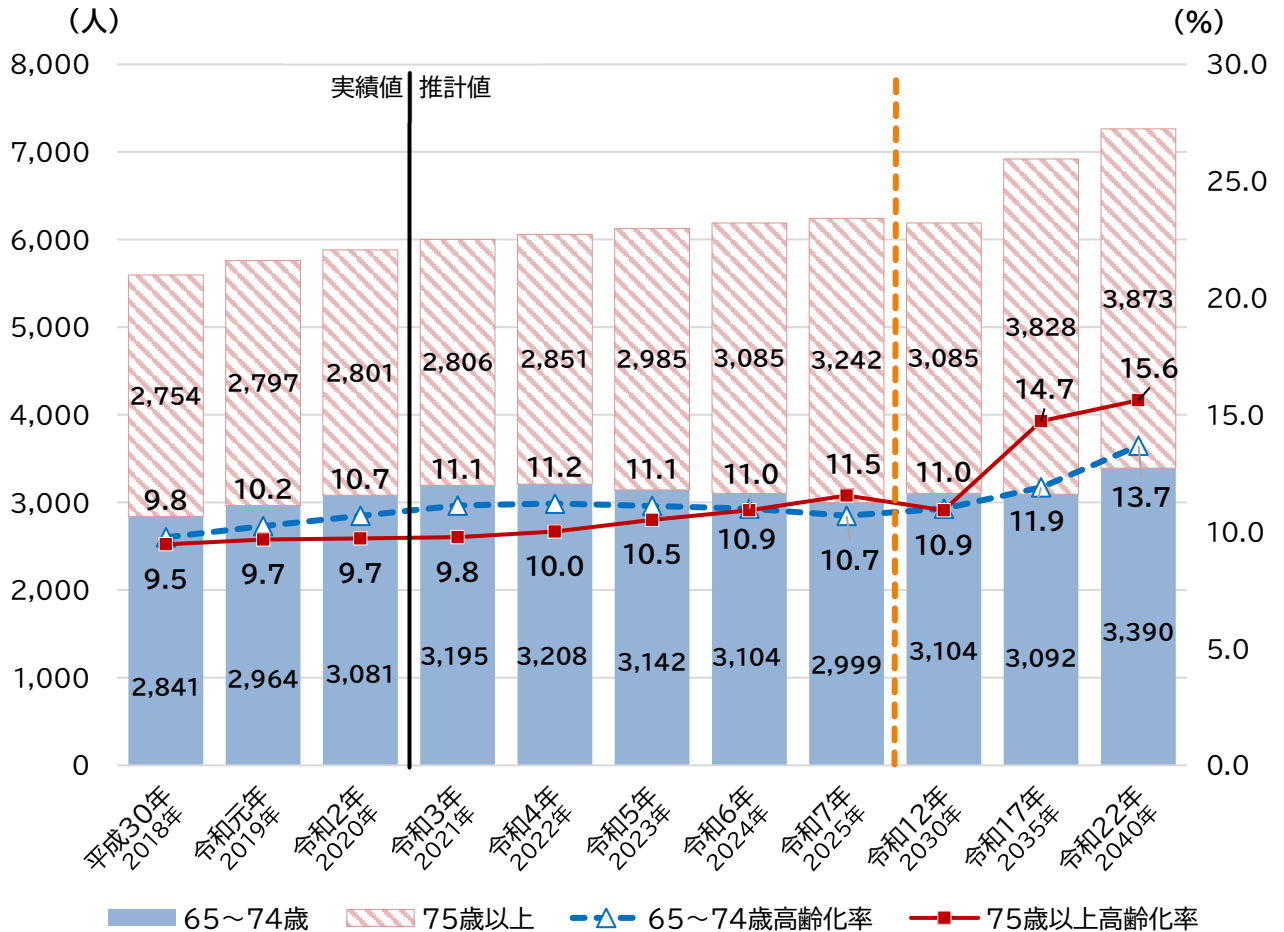
高齢化率は、2020（令和2）年時点では全国的に見て非常に低い20.4%ですが、20年後の2040（令和22）年には9ポイントほど上昇し29.3%になると予測されます。



典拠：住民基本台帳（各年9月30日現在）／令和3年以降はコーホート変化率法にて推計

③高齢者人口の内訳

高齢化率の内訳をみると、2020（令和2）年現在では、後期高齢者よりも前期高齢者の方が上回っており、この傾向は2023（令和5）年あたりまで続くと思われます。しかしその後逆転して後期高齢者の占める割合が高くなり、徐々にその差が開いていくことが予想されます。



典拠：住民基本台帳（各年9月30日現在）／令和3年以降はコーホート変化率法にて推計

④各行政区における高齢化率

各行政区における高齢化率をみると、最も高い区で27.6%、最も低い区で12.4%であり、区によってばらつきがあります。

	上勢区	桃原区	栄口区	桑江区	謝苅区	北玉区	宇地原区	北前区	宮城区	砂辺区	美浜区	町全体
高齢化率	19.6%	18.5%	22.4%	25.1%	24.4%	27.6%	26.2%	13.8%	24.6%	16.3%	12.4%	20.4%
高齢者数 (65歳以上)	788	352	659	854	507	266	286	426	947	465	332	5,882
人口	4,023	1,902	2,938	3,403	2,075	964	1,092	3,090	3,848	2,846	2,677	28,858

令和2年9月30日時点
典拠：住民基本台帳

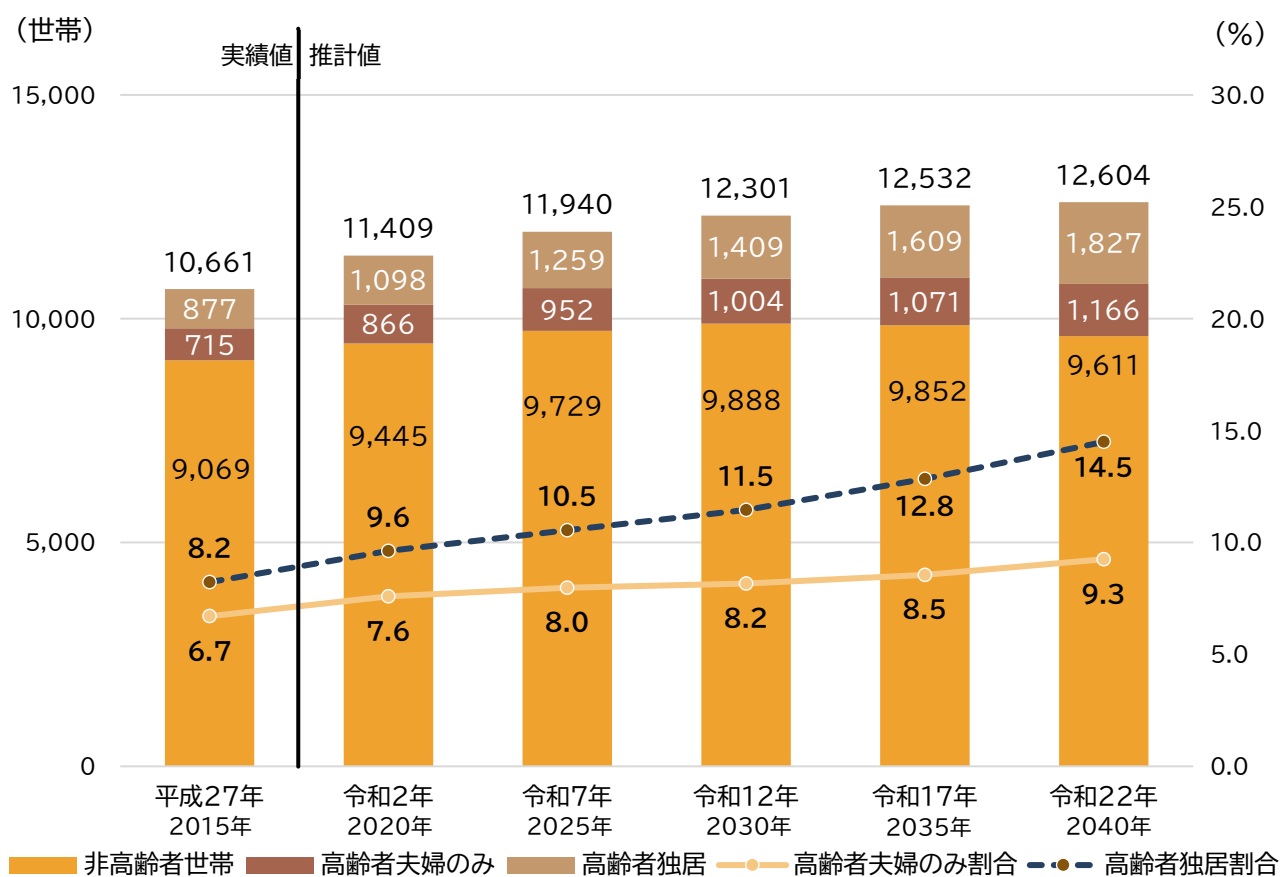
(2) 世帯の状況

①世帯数の推移

世帯数は年々増加傾向となっており、2015（平成 27）年現在で 10,661 世帯となっています。

高齢者夫婦のみ世帯と高齢者独居世帯は、どちらも増加傾向にあり、特に高齢者独居世帯については年々その割合が高くなってきています。

世帯数推移(5年単位)



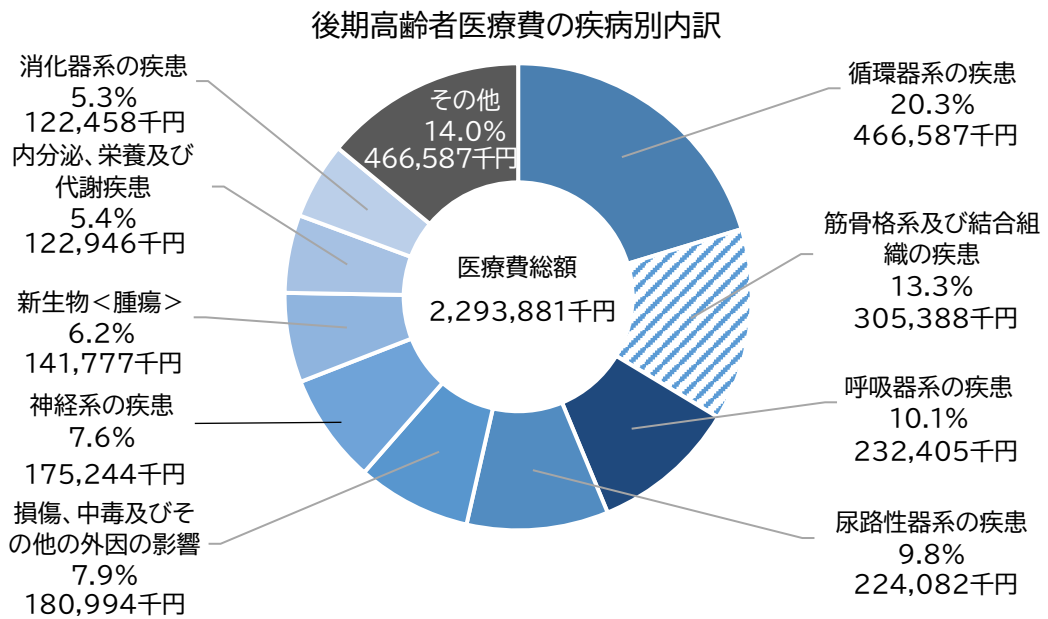
典拠：一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会（国勢調査に基づく推計）

3 健康

(1) 医療費

後期高齢者医療制度の被保険者数は2,670人（令和元年度）で、令和元年度の医療費は年額22億9,388万円、1人当たり医療費は年額85万9千円でした。

後期高齢者医療の疾病別内訳では「循環器系の疾患」が最も多く、全体の20.3%を占めています。以下、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が13.3%、「呼吸器系の疾患」が10.1%と続いています。

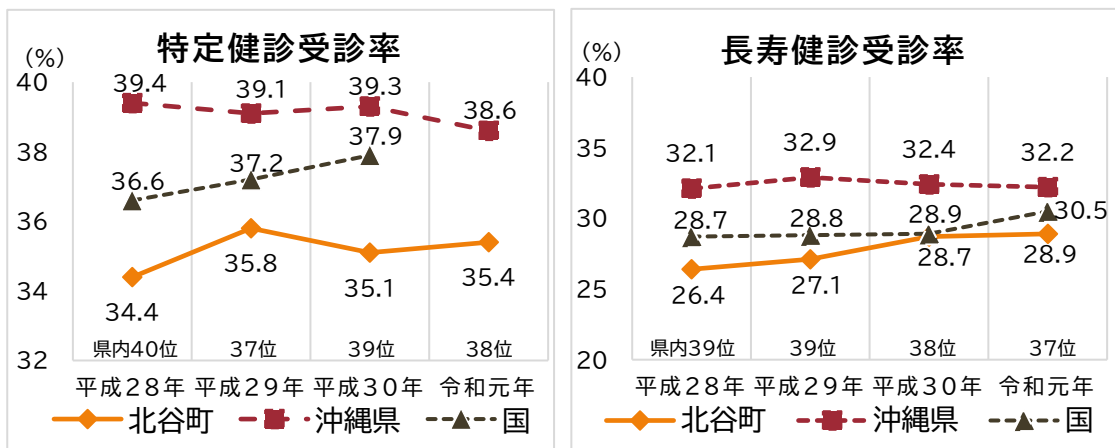


典拠：国保データベース（KDB）システム

(2) 健診受診率

特定健診☆受診率は35%前後で推移しており、令和元年度の受診率は35.4%（県内41市町村中38位）でした。傾向として沖縄県は減少傾向、国は増加傾向にあります。

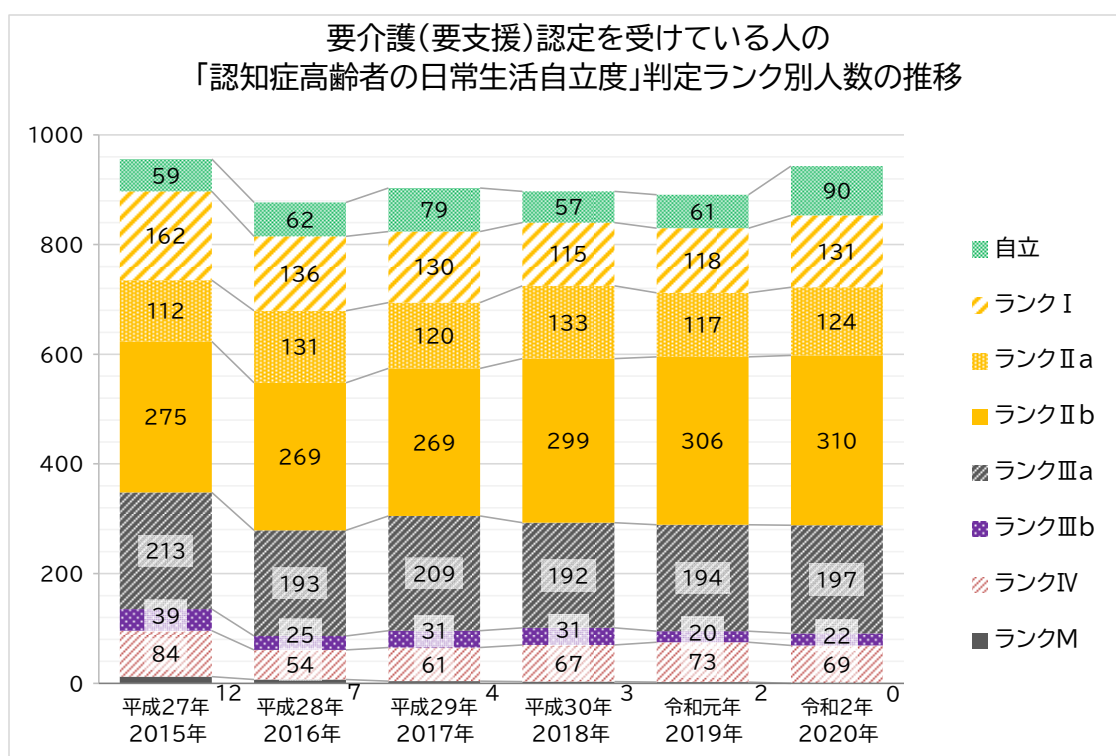
また、75歳以上が対象の長寿健診☆受診率は令和元年度で28.9%（県内37位）となっており、少しずつ上昇傾向にあります。



(3) 認知症高齢者の割合及び数の推移

要介護（要支援）認定を受けている人の、「認知症高齢者の日常生活自立度」^(※3) 判定ランク別人数をみると、令和2年3月31日時点では、要介護・要支援認定者（以下、要介護等認定者[☆]）943人のうち、何らかの認知症の症状により日常生活に支障をきたす行動・症状等がみられる高齢者の数（ランクⅡ～Mの合計）は722人で76.6%を占めています。第1号被保険者[☆]（65歳以上高齢者）全体5,813人に占める割合は12.4%でした。

また、令和元年度に要介護認定を受けていない70歳以上の高齢者3,079人に実施した、基本チェックリスト（回収1,902件）の結果によると、認知機能の項目に該当した高齢者は624人であり、回答が得られた方の中に占める割合は32.8%でした。



(各年3月31日時点)

※3 認知症高齢者の日常生活自立度分類

- I 何らかの認知症状を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- Ⅱa 家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- Ⅱb 家庭内でも上記Ⅱaの症状が見られる。
- Ⅲa 日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
- Ⅲb 夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
- Ⅳ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。
- M 精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患(意思疎通が全くできない寝たきり状態)が見られ、専門医療を必要とする。

4 介護予防

(1) 介護予防把握事業

本町では毎年、生活機能の低下を早期に発見できるように、要介護等認定を受けていない70歳以上の高齢者へ、基本チェックリストを送付しています。令和元年度の送付者は3,079人、回答が得られた人数は1,902人で、約62%の回収率となっています。そのうち1,018人（回答いただいた方の53.5%）が、何かしらの生活機能低下がある介護予防事業の対象者として把握されており、約半数を占めています。

生活機能低下リスクの判定結果を項目別にみると、認知機能の項目に該当した方が624人（32.8%）で最も多く、次にうつ傾向466人（24.5%）の順でした。

【基本チェックリスト 結果】

生活機能低下リスク判定結果の年次推移

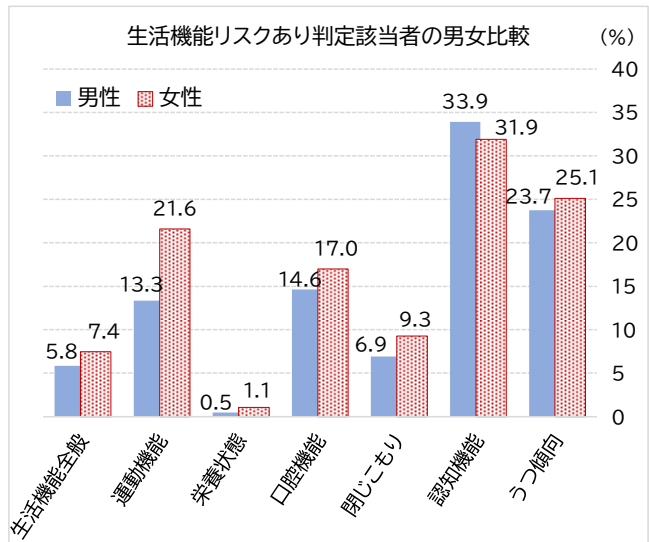
（単位：人／％）

判定結果	平成29年度				平成30年度				令和元年度			
	男性	女性	合計	割合	男性	女性	合計	割合	男性	女性	合計	割合
生活機能低下リスクあり	456	639	1,095	54.0%	430	614	1,044	50.8%	437	581	1,018	53.5%
生活機能低下リスクなし	408	523	931	46.0%	454	558	1,012	49.2%	418	466	884	46.5%
合計	864	1,162	2,026	100%	884	1,172	2,056	100%	855	1,047	1,902	100%

令和元年度の男女別内訳

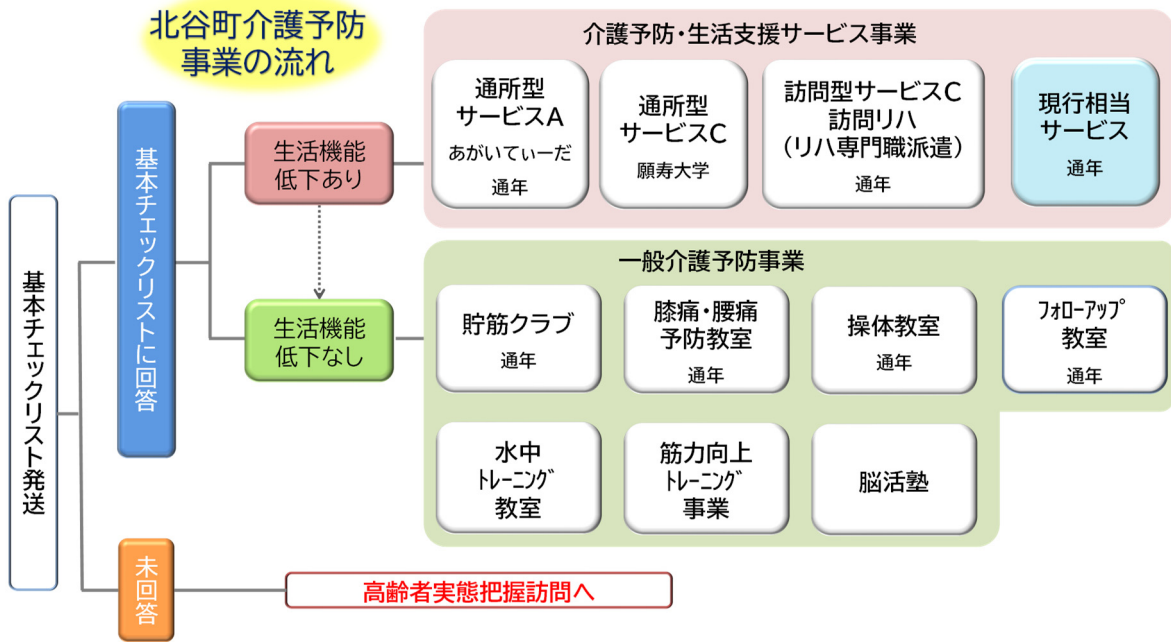
（単位：人／％）

生活機能	令和元年度			
	男性	女性	合計	割合
生活機能全般	50	78	128	6.7%
運動機能	114	226	340	17.9%
栄養状態	4	11	15	0.8%
口腔機能	125	178	303	15.9%
閉じこもり	59	97	156	8.2%
認知機能	290	334	624	32.8%
うつ傾向	203	263	466	24.5%



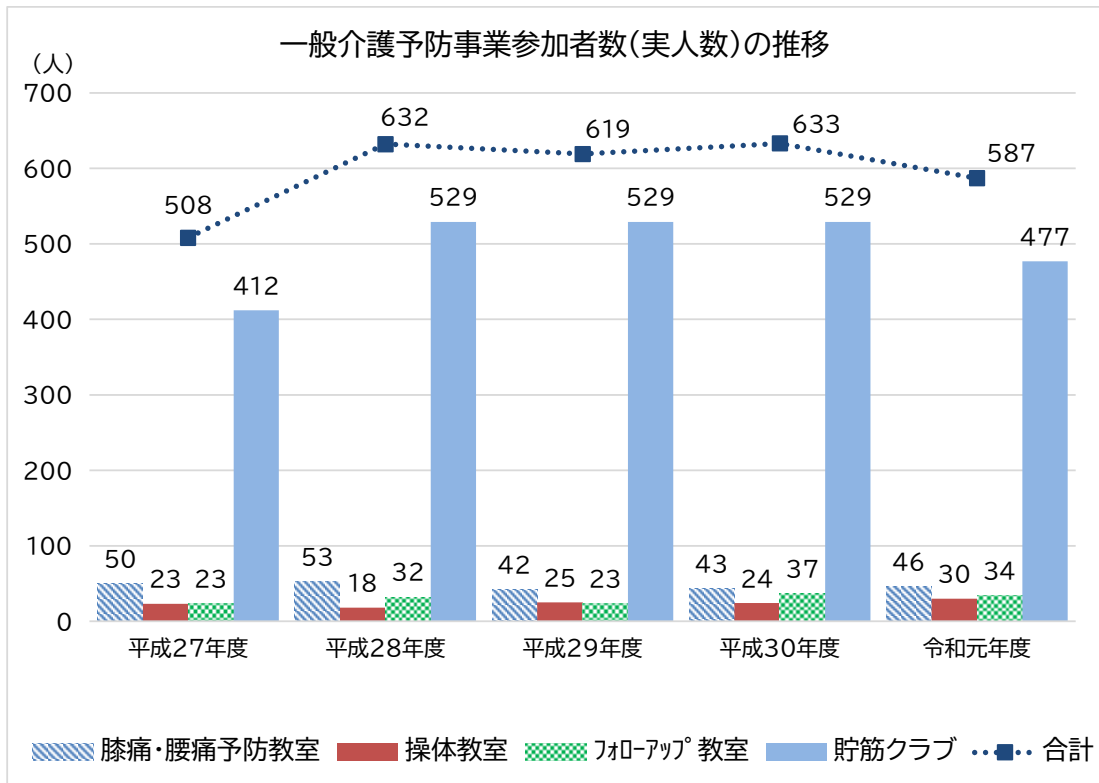
※令和元年度の調査結果（男性855人、女性1,047人、合計1,902人）の内訳

※複数回答のため割合の合計が100になりません。

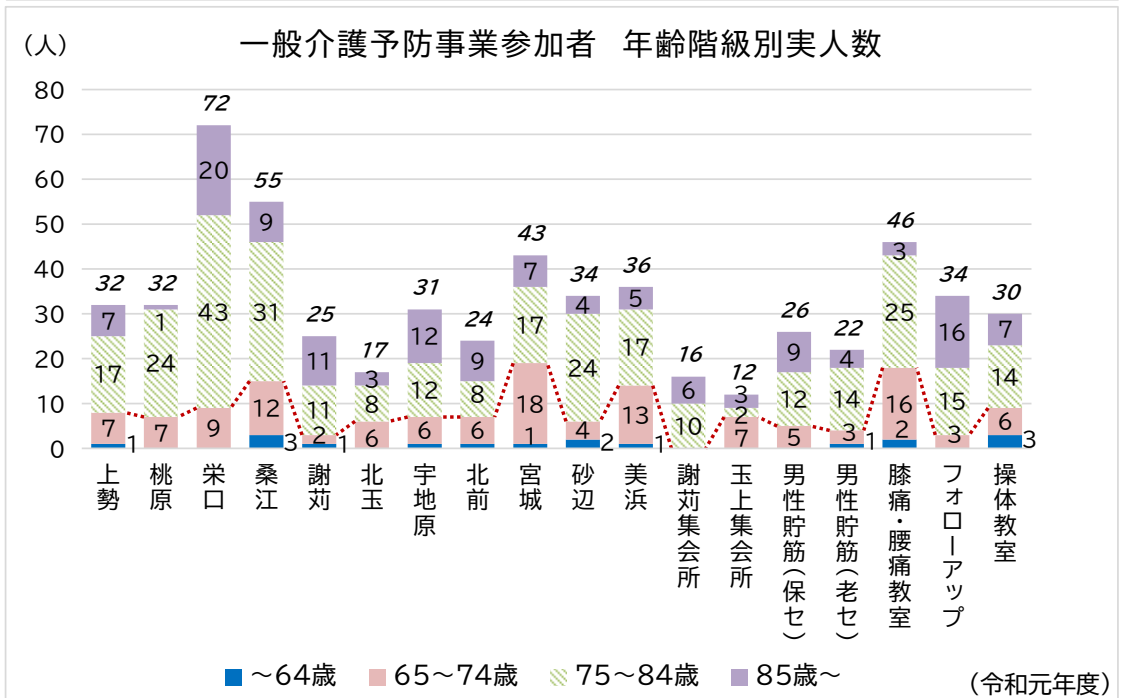
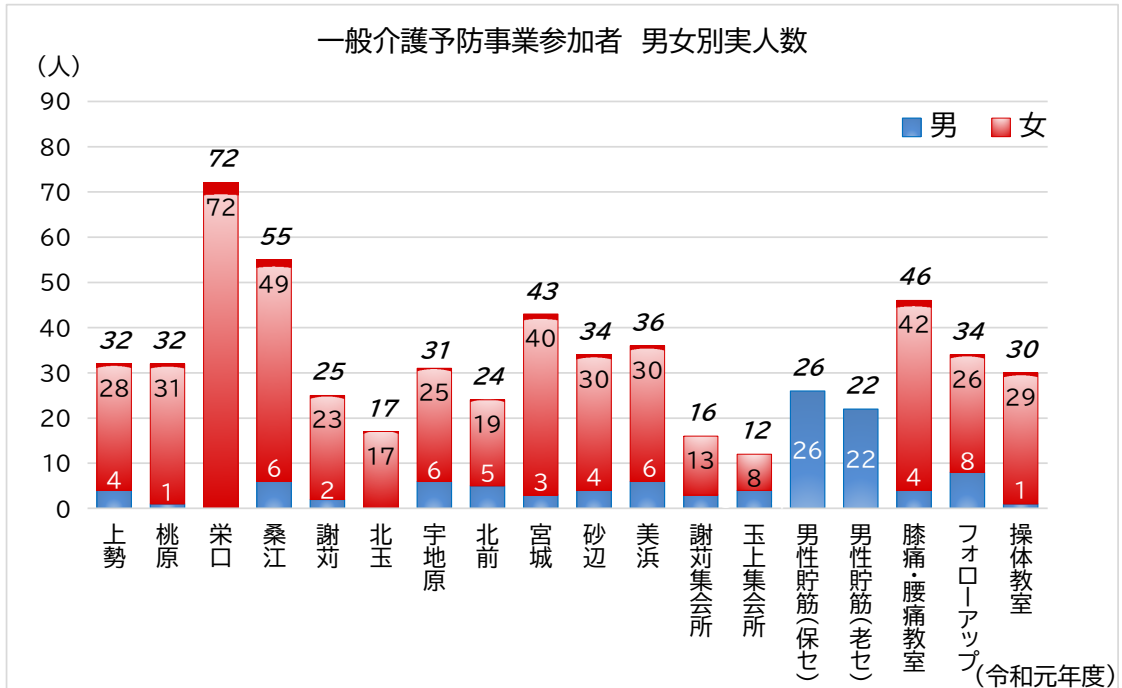


(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業への参加者は、平成28年度に600人を超え、平成29年度以降もおおむね600人前後の水準を保っています。



一般介護予防事業☆として、「貯筋クラブ」「膝痛・腰痛予防教室」「操体教室」「フットウォークアップ教室」を毎年実施しています。一般介護予防事業について参加者数の実施場所別・男女比をみると、「男性貯筋」以外は男性よりも女性の方が参加者が多くっており、年齢別にみると後期高齢者の参加が多くなっています。



※グラフ中の点線(-----)より上側が75歳以上の後期高齢者

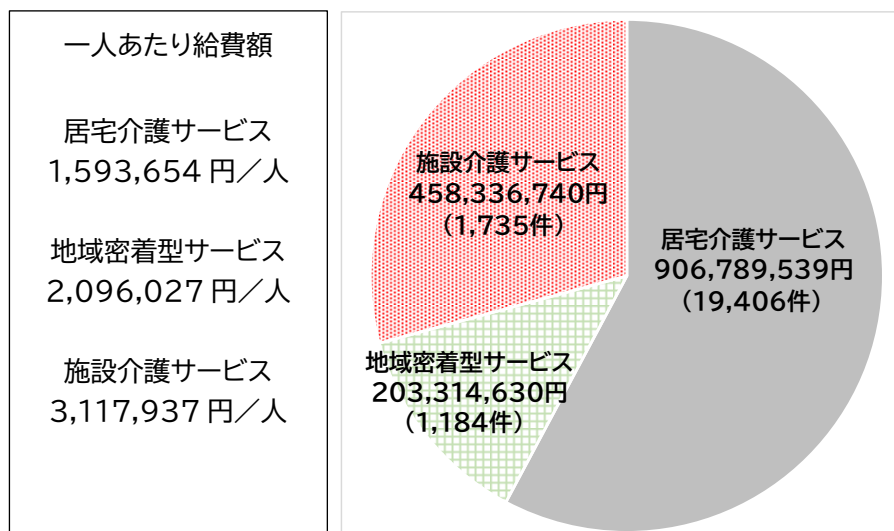
各行政区の高齢者における一般介護予防事業参加率

	上勢区	桃園区	栄口区	桑江区	謝苺区	北玉区	宇地原区	北前区	宮城区	砂辺区	美浜区	町全体
一般介護予防事業参加率	5.1%	9.1%	12.6%	6.4%	7.1%	10.5%	10.1%	5.4%	6.2%	7.1%	10.5%	7.9%

5 介護

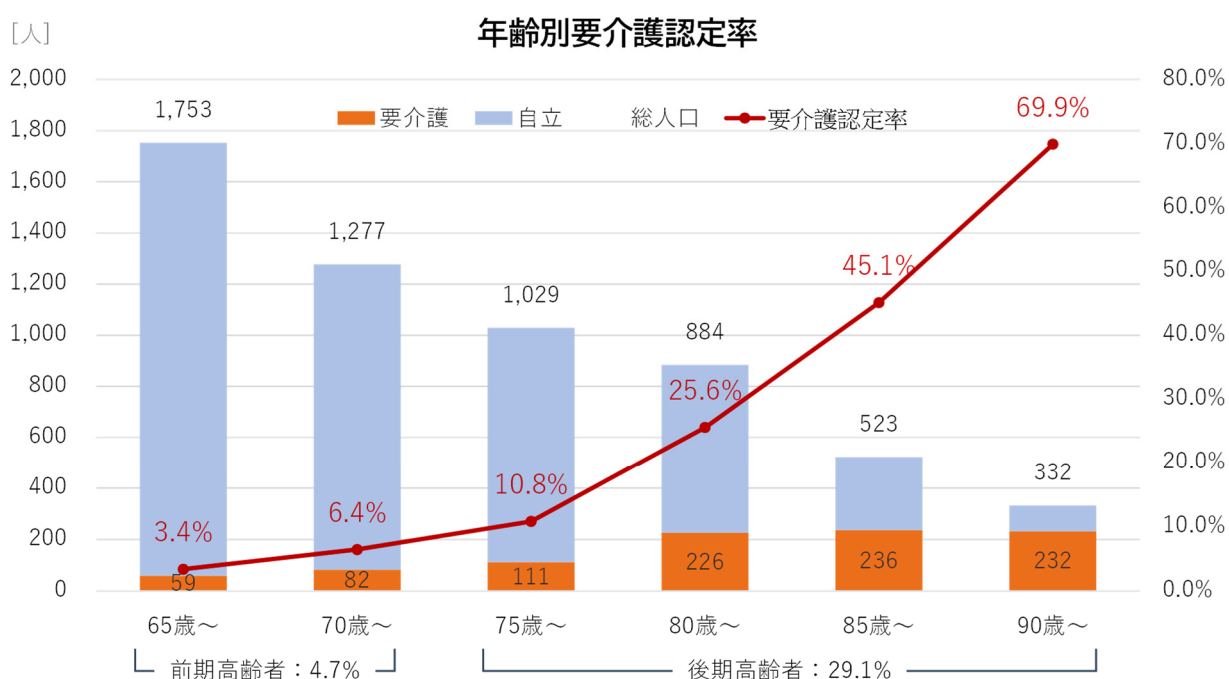
(1) 介護保険給付費

令和元年度における第1号被保険者の介護保険給付費は、居宅介護サービス☆で906,789,539円(延べ19,406件)、地域密着型サービス☆で203,314,630円(延べ1,184件)、施設介護サービス☆で458,336,740円(延べ1,735件)となっており、総額1,568,440,909円となっています。



(2) 要支援・要介護認定率

65歳以上の第1号被保険者の要介護認定率は16.3%(令和2年3月末)であり、前期高齢者では4.7%、後期高齢者では29.1%となっています。年齢別で見ると、75歳を過ぎると急激に要介護認定率が高くなっており、85歳~89歳では半数近くが90歳以上では約7割の方が要介護認定を受けている状況です。



要介護等認定率の推移、国との比較

	北谷町			国			北谷町と国の比較		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	0.4%	0.9%	0.9%	2.6%	2.6%	2.6%	-2.1%	-1.7%	-1.8%
要支援2	1.9%	2.0%	2.0%	2.5%	2.6%	2.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%
要介護1	2.6%	2.8%	3.1%	3.7%	3.7%	3.8%	-1.1%	-0.9%	-0.7%
要介護2	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	0.1%	0.0%	0.0%
要介護3	2.8%	2.7%	2.5%	2.4%	2.4%	2.5%	0.4%	0.3%	0.0%
要介護4	2.9%	3.0%	3.0%	2.2%	2.3%	2.3%	0.7%	0.8%	0.7%
要介護5	2.0%	1.7%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	0.3%	0.1%	0.2%
合計	15.9%	16.3%	16.4%	18.3%	18.5%	18.6%	-2.3%	-2.1%	-2.2%

各年度9月末の介護保険事業状況報告(月報)より

要介護認定者数の推移

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定者数	909	907	892	941	963
高齢者人口	5,287	5,441	5,595	5,761	5,882
要介護認定率	17.2%	16.7%	15.9%	16.3%	16.4%

各年度9月末時点

(3) 地域包括支援センター☆の相談件数推移

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数(延べ件数)	1,638	2,418	2,206	2,219
相談件数(実件数)	1,601	2,200	2,021	—

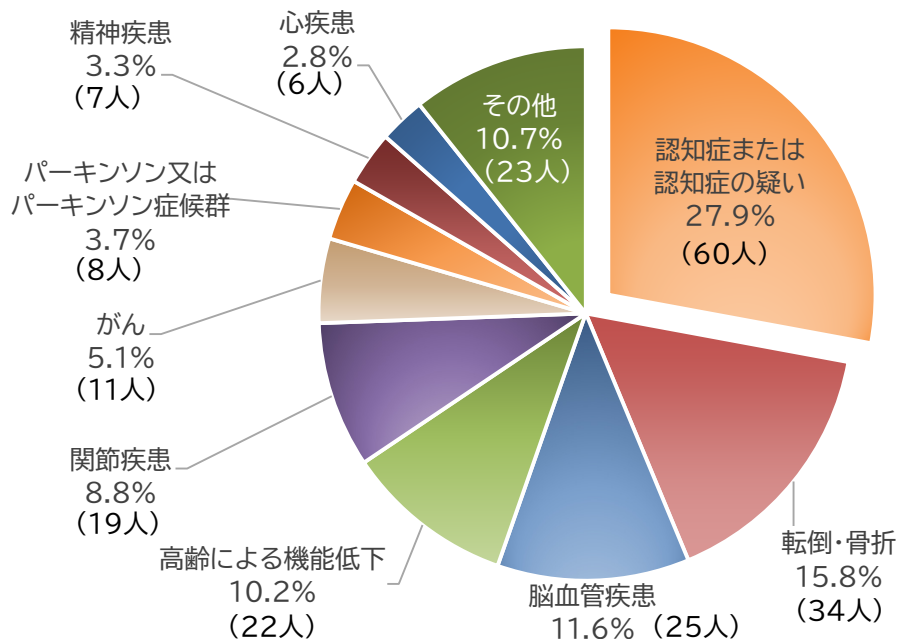
令和2年度は4月～12月までの実績

(4) 介護が必要になった理由

令和元年度新たに要介護等認定を受けた第1号被保険者は215人でした。

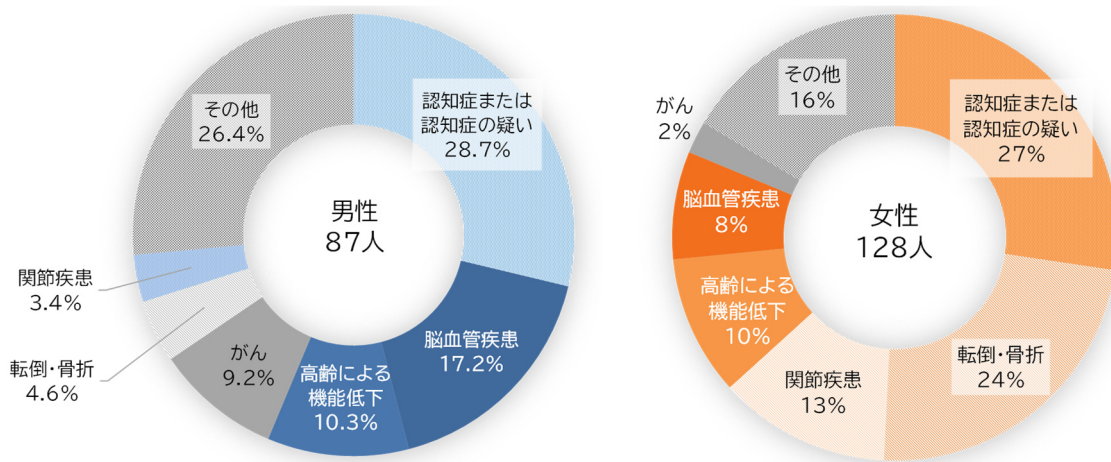
介護が必要になった主な理由(※4)を確認したところ、理由として最も多かったのが、「認知症または認知症の疑い」でした。

北谷町における新規要介護認定者の介護が必要になった主な理由(令和元年度)

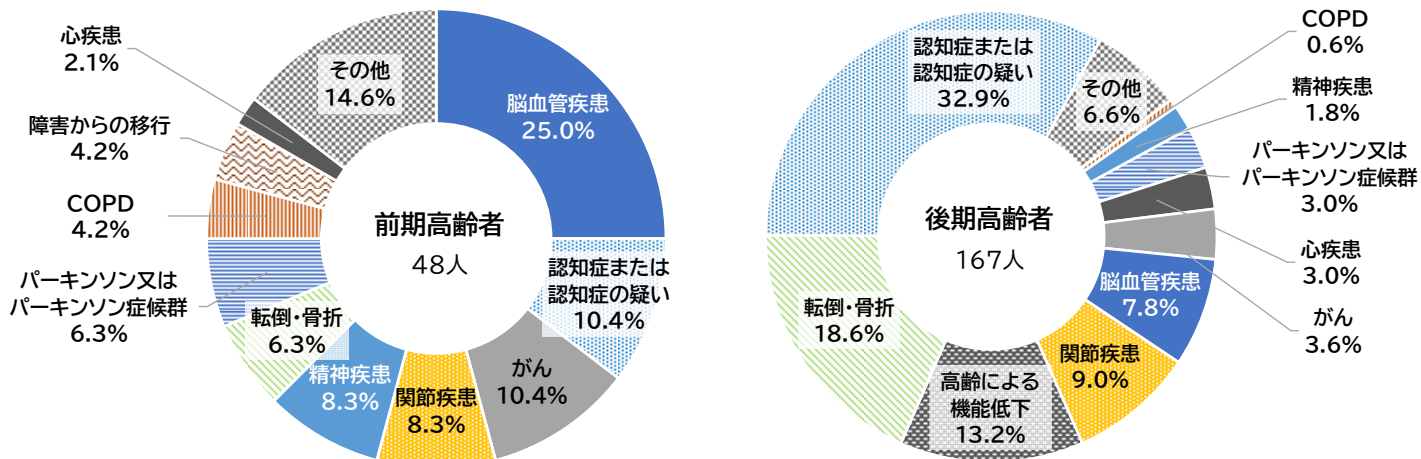


男女別にみると、「認知症または認知症の疑い」の割合は男女とも同程度ですが、男性では「脳血管疾患」の割合が女性に比べて高くなっており、女性では「転倒・骨折」及び「関節疾患」の割合が男性に比べて高くなっていました。

新規要介護認定者の介護が必要になった主な理由(男女別)



新規要介護認定者の介護が必要になった主な理由(前期高齢者・後期高齢者別)



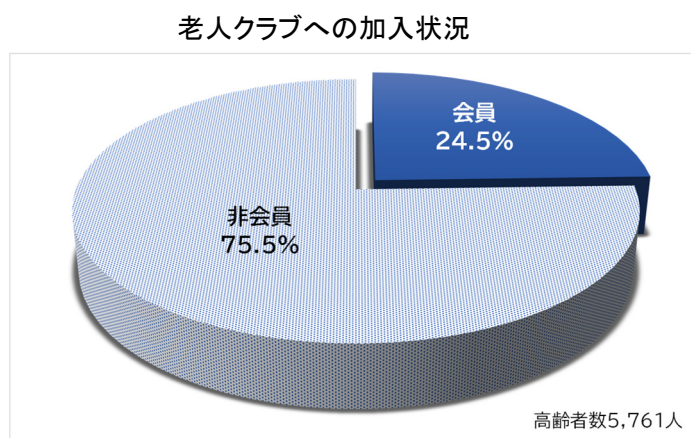
※4 介護が必要になった主な理由

北谷町における、令和元年度の新規要介護等認定者の主治医意見書を、匿名化したうえでデータ化し、介護が必要になった主な理由を分類したものです。なお、主治医意見書に記載された疾患から、介護の主な要因となる疾患が見られない事例については、申請理由を反映させています。

6 社会参加

(1) 老人クラブ

老人クラブへの加入状況を見ると、令和元年度では、4人に1人（25%）の方が老人クラブへ加入しています。

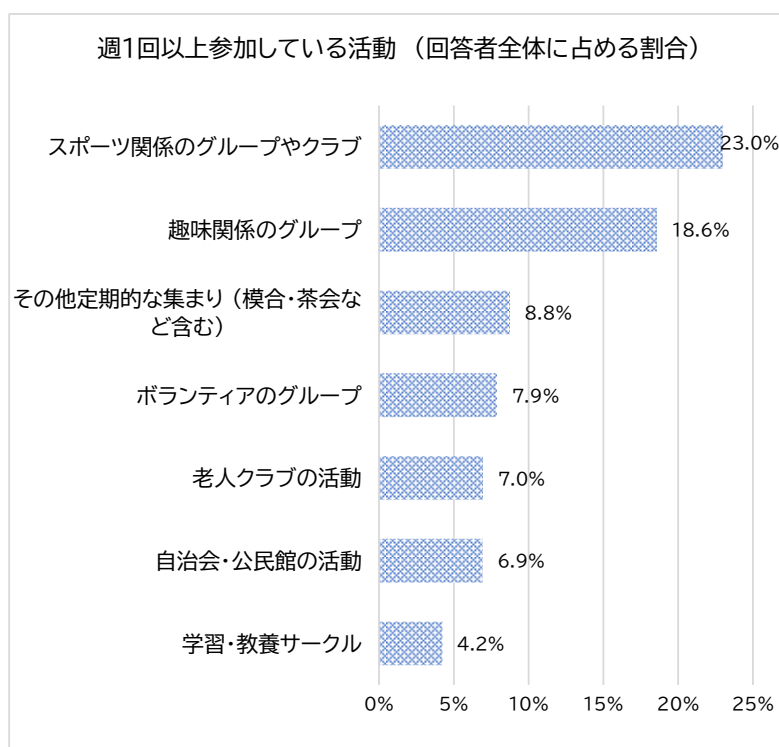


(2) 「社会参加アンケート」結果

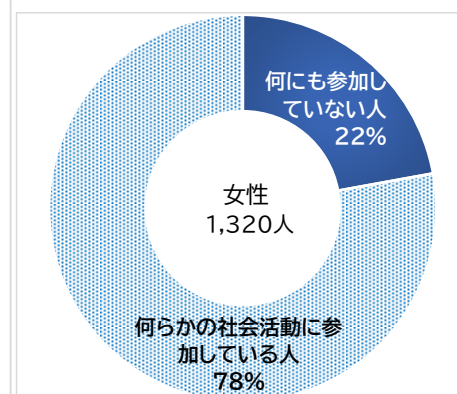
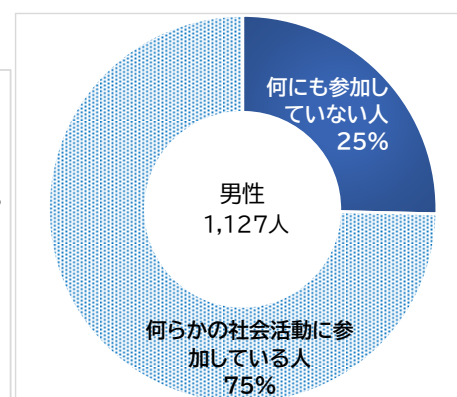
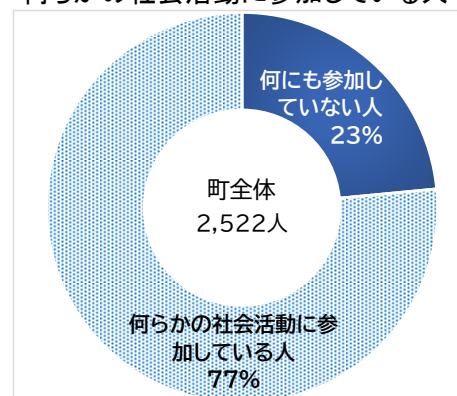
①参加状況

令和2年度に実施した「社会参加アンケート」で、さまざまな社会活動の参加状況を項目別に質問したところ、要介護等認定を受けていない65歳以上の方のうち約8割が、何らかの社会活動に参加していることがわかりました。

また、週1回以上参加している活動は「スポーツ関係のグループやクラブ」が最も多く、「趣味関係のグループ」「模合やお茶会なども含む定期的な集まり」が続きます。

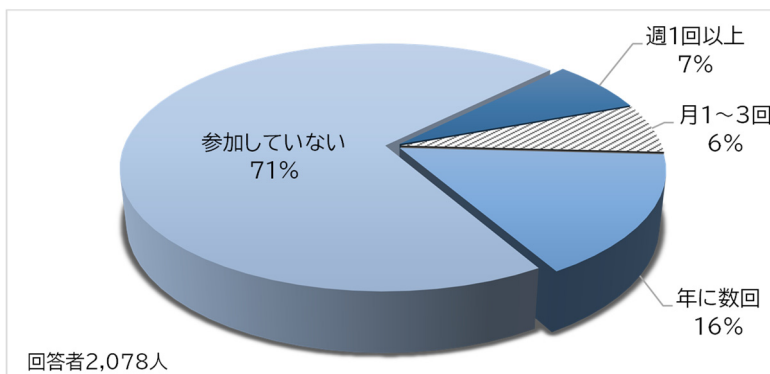


何らかの社会活動に参加している人



②自治会・公民館の活動に参加している人の割合

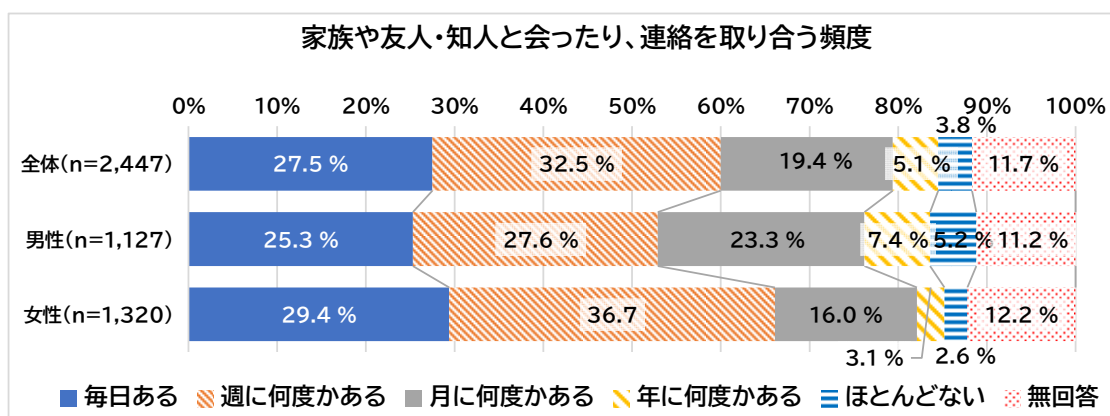
自治会・公民館の活動に参加している人は、「年に数回」「月1～3回」「週1回以上」を合わせると約3割でした。



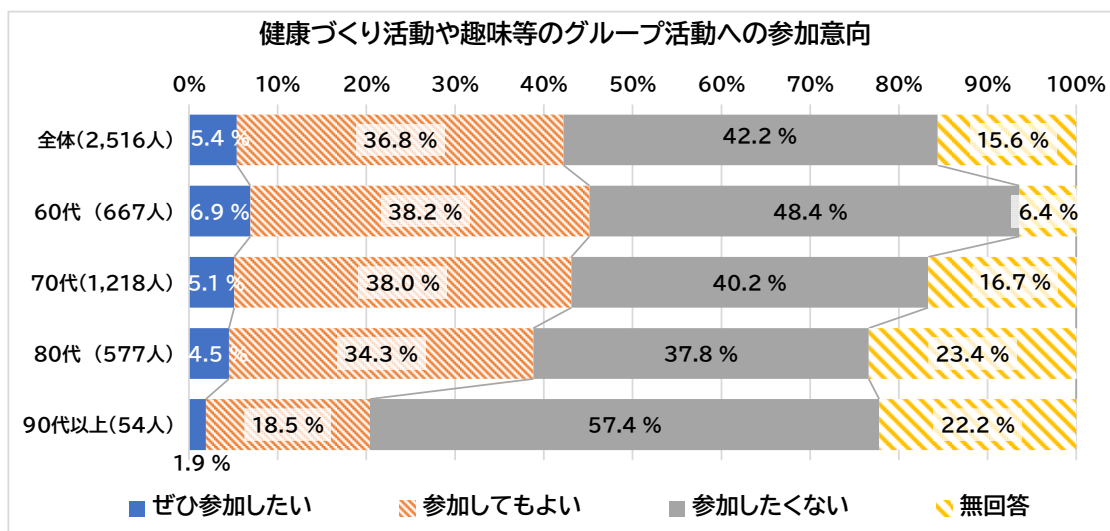
③つながり

家族や友人・知人と会う、または連絡を取り合う頻度は、「毎日ある」「週に何度かある」を合わせ6割でした。

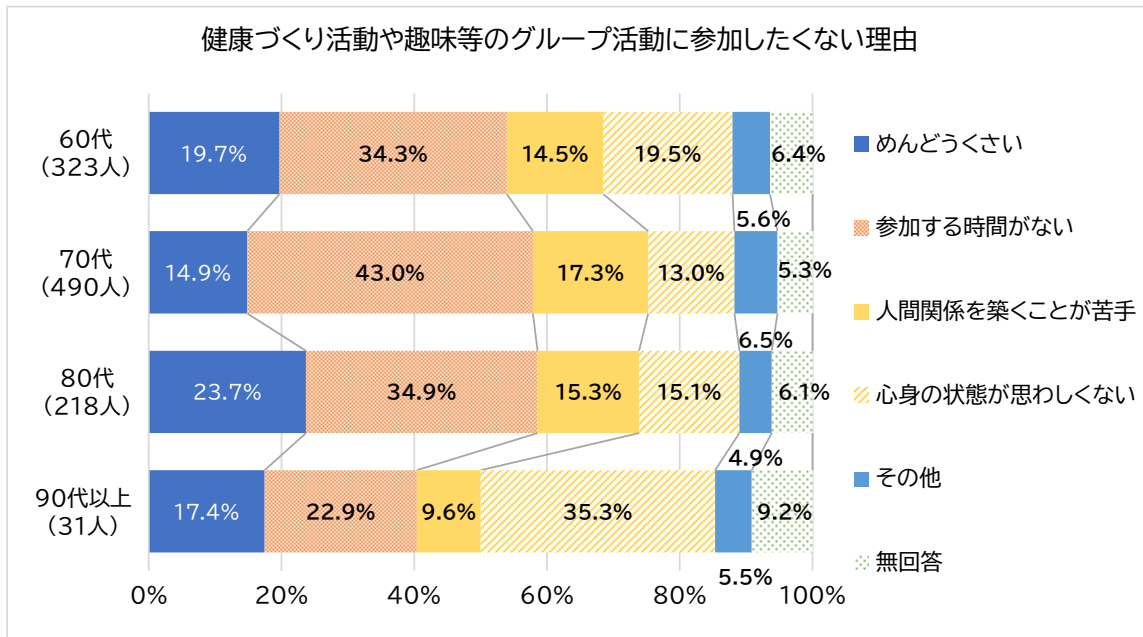
性別で見ると、「毎日ある」「週に何度かある」を合わせた人の割合は男性(52.9%)、女性(66.1%)であり、女性の方が連絡の頻度が多いことがわかります。



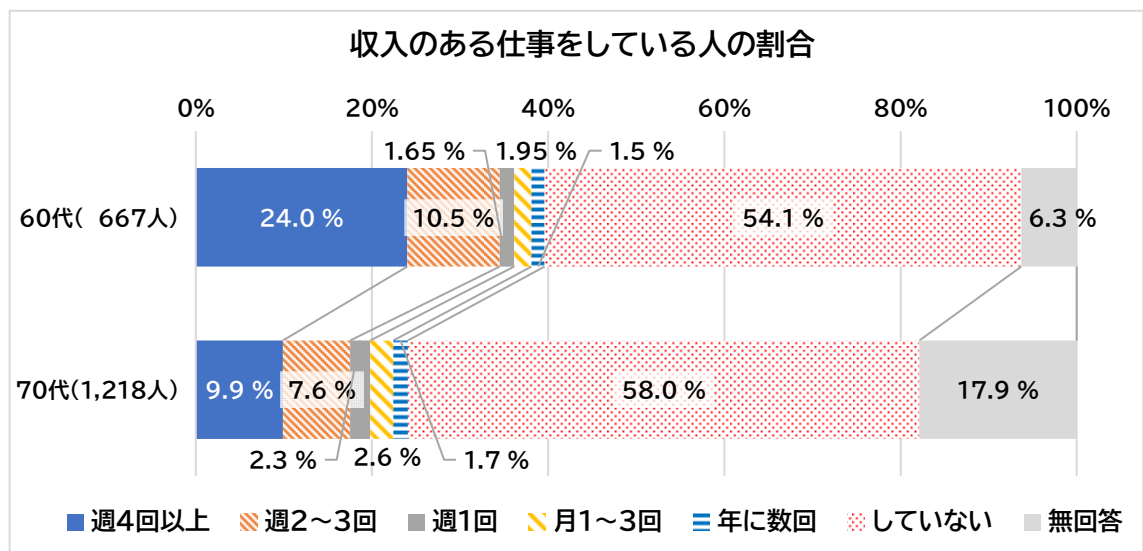
「健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向」を尋ねると、「ぜひ参加したい」「参加してもよい」を合わせた人の割合は4割強でした。



「健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加したくない理由」を年代別に見ると、90代以上を除く全ての年代で「参加する時間がない」が一番多い理由でした、次いで、60代と80代では「めんどくさい」が、70代では「人間関係を築くことが苦手」が続いています。また、90代以上では「心身の状態が思わしくない」が最も多い回答となっています。

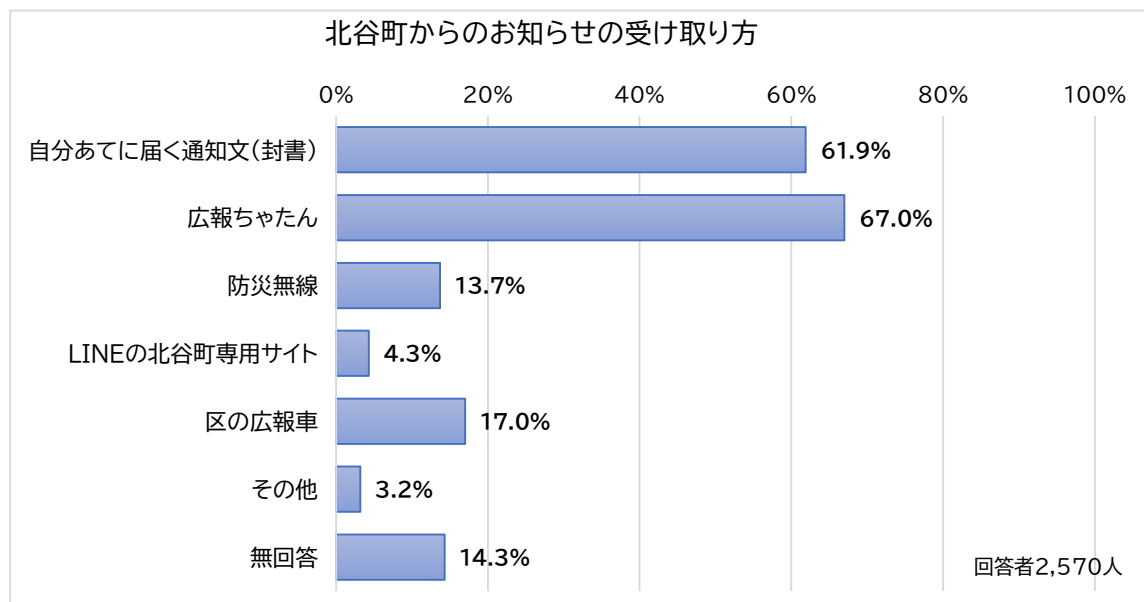


「収入のある仕事をしているか」を尋ねたところ、年に数回以上「している」と答えた方が60代では39.6%あり、約4割の方が収入のある仕事に携わっていることがわかりました。



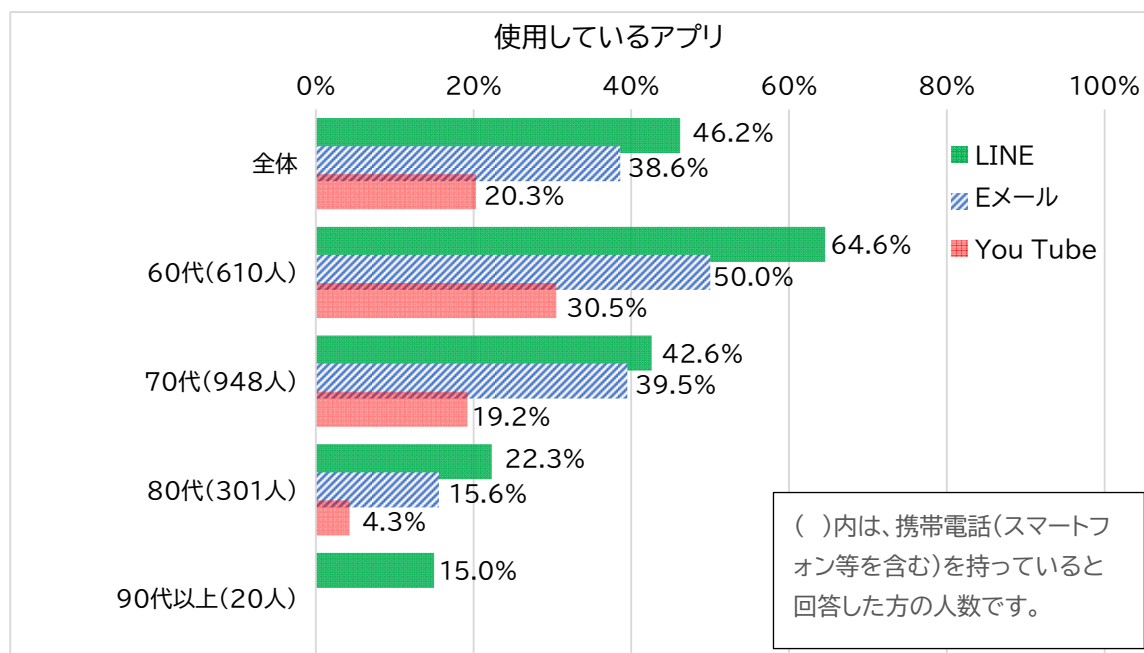
(3) 情報の収集方法

北谷町からのお知らせの受け取り方は、「広報ちゃたん」(67.0%)とした方の割合が最も高く、「自分宛に届く通知文(封書)」(61.9%)が続いています。



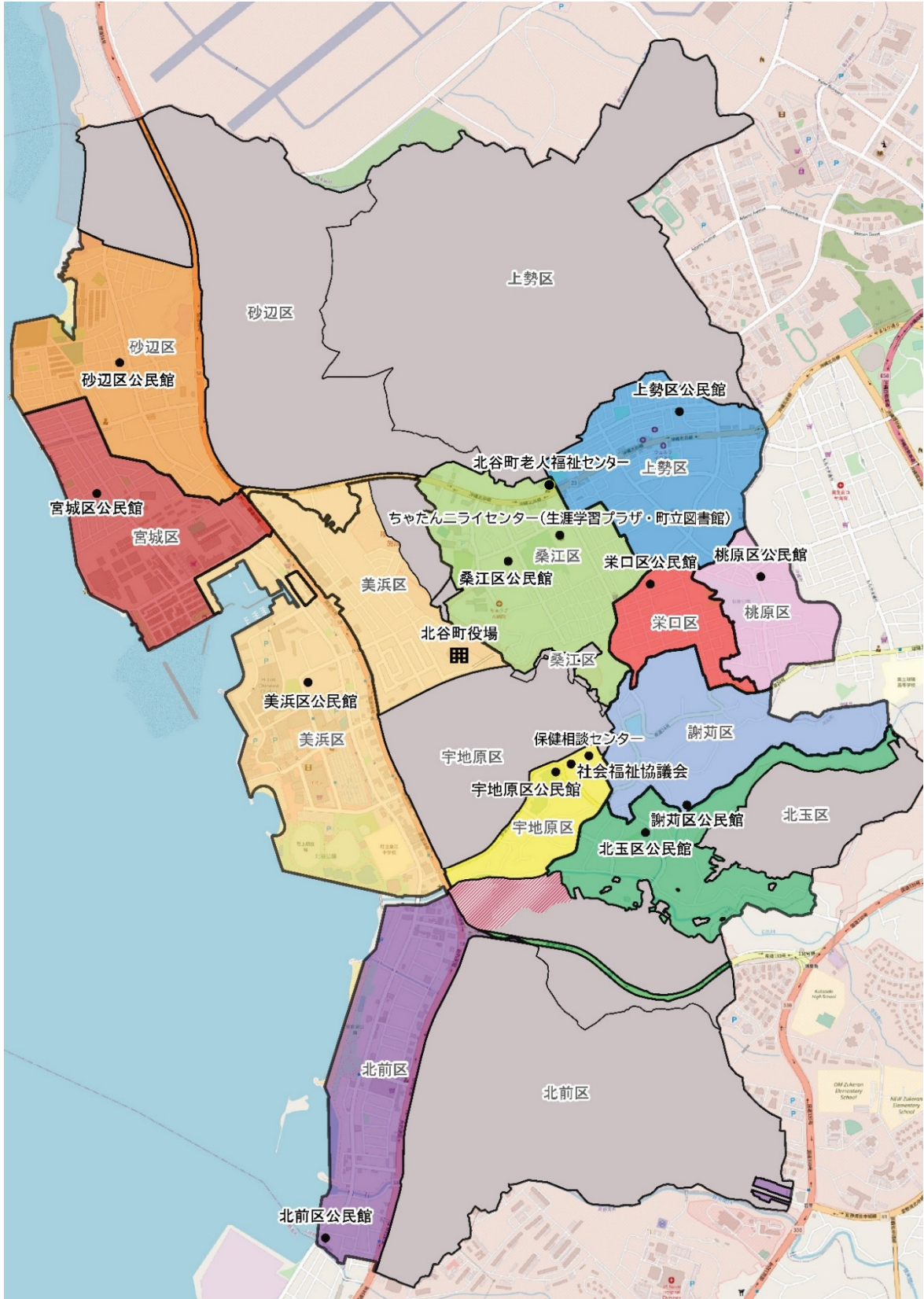
携帯電話を持っている方に、使用しているアプリを尋ねたところ、「LINE」と回答した方の割合が最も高く(46.2%)、これに「Eメール」(38.6%)が続いています。

「LINE」はどの年齢層でも最も使用されていますが、高齢になるほど使用割合は低下しています。



7 行政区の概況

本計画では、施策展開の区域を行政区としていることから、人口や住民組織、多様な社会資源について概況図を作成し活用を図ります。



…軍用地

(1) 上勢区

上勢区



行政区人口	4,023人
総世帯	1,585世帯
65歳以上高齢者数	788人
75歳以上高齢者数	377人
高齢化率	19.6%
単身世帯 (一人暮らし)	182世帯
高齢者世帯	318世帯

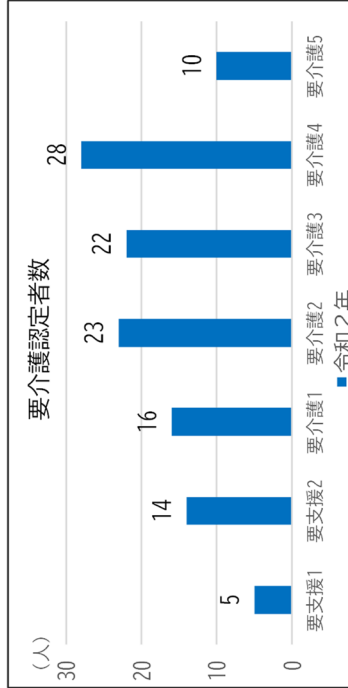
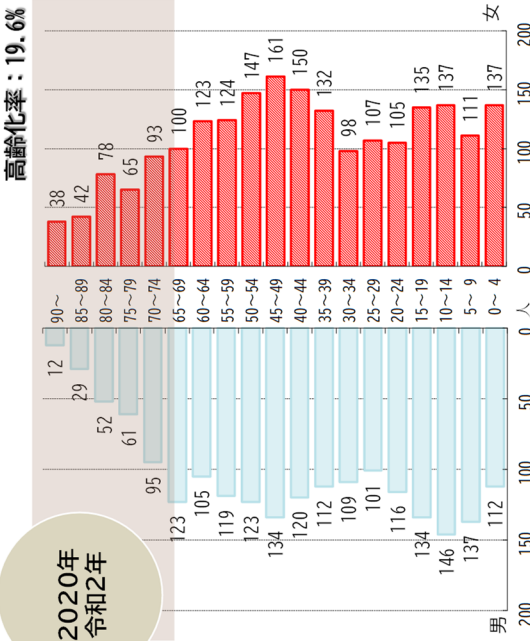
住民組織	20班
自治会加入率 (R1.11)	46.8%
区費	500円
民生委員	5人
地域福祉委員	2人
区政委員	24人
青年会会員	0人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	一人
単位老人クラブ会員数	178人

福祉サービス	
ふれあいコール利用者	0人
緊急通報システム利用者	4人
ニライ救急カード	6人
介護用品給付事業	2人

サークル活動	
大正琴サークル	
さんしんサークル	
民舞	
グラウンドゴルフ	
ソフトボール	
フラダンスサークル	
Tボール	
三線 (古典)	
囲碁クラブ	
上勢ダンススポーツクラブ	
卓球	

介護関連施設		地域資源	
有料老人ホーム	1カ所	公民館	1カ所
グループホーム	1カ所	郵便局	0カ所
デイサービス	2カ所	コンビニ	3カ所
居宅介護事業所等	0カ所	交番	1カ所
		スーパー	1カ所

小地域福祉活動		
ミニデイ参加者	25人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
ふれあいサロン参加者	11人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
友愛訪問対象者	19人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
小地域福祉活動費	199,000円	令和元年度実績
(ミニデイ)	7回	令和元年度実績
(ふれあいサロン)	12回	カラオケ
(友愛訪問)	4回	



上勢区プラン

・上勢区 ふれあい市場 プロジェクト

地区の色：青色

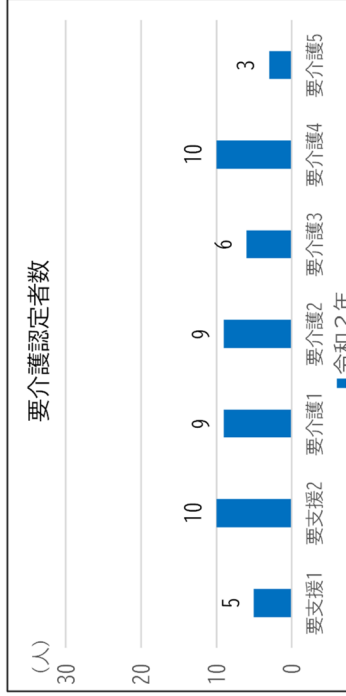
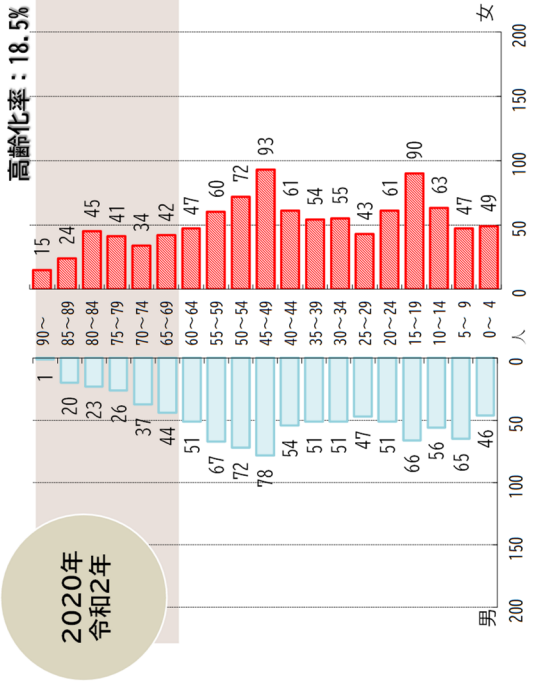
(2) 桃原区

桃原区



行政区人口	1,902人
総世帯	755世帯
65歳以上高齢者数	352人
75歳以上高齢者数	195人
高齢化率	18.5%
単身世帯 (一人暮らし)	83世帯
高齢者世帯	138世帯

住民組織	15班
自治会加入率 (R1.11)	54.9%
区費	500円
民生委員	4人
地域福祉委員	1人
区政委員	19人
青年会会員	0人
女性会会員	40人
ボランティア登録者	-人
単位老人クラブ会員数	120人



桃原区いきいき夢プラン

- ・ももの会で楽しみ隊 プロジェクト
- ・チャーびら隊 プロジェクト

地区の色：ピンク色

福祉サービス	
ふれあいコール利用者	2人
緊急通報システム利用者	6人
ニライ救急カード	7人
介護用品給付事業	1人

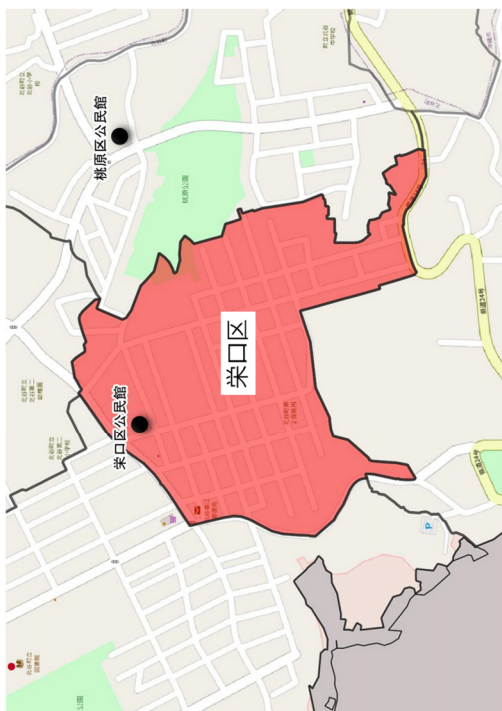
サークル活動	
三線サークル	
民謡サークル	
太鼓サークル	
卓球	
ズンバ (ダンス)	

介護関連施設		地域資源	
入所施設 (特養・老健・GH・有料等)	0カ所	公民館	1カ所
通所サービス (デイケア・デイサービス)	0カ所	郵便局	0カ所
居宅介護事業所等	0カ所	コンビニ	1カ所
		交番	0カ所
		スーパー	0カ所

小地域福祉活動			
ミニデイ参加者	42人	平均参加者数 (R2.4月~9月)	
ふれあいサロン参加者	0人	平均参加者数 (R2.4月~9月)	
友愛訪問対象者	150人	平均参加者数 (R2.4月~9月)	
小地域福祉活動費	264,000円	令和元年度実績	
(ミニデイ)	6回	令和元年度実績	
(ふれあいサロン)	76回	カラオケ・グラウンドゴルフ・登校見守り挨拶	
(友愛訪問)	4回		

(3) 栄口区

栄口区

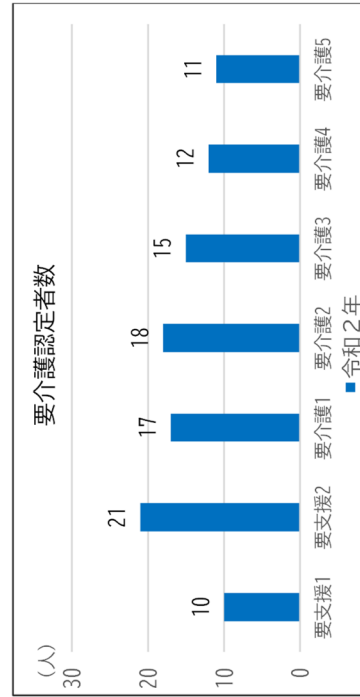
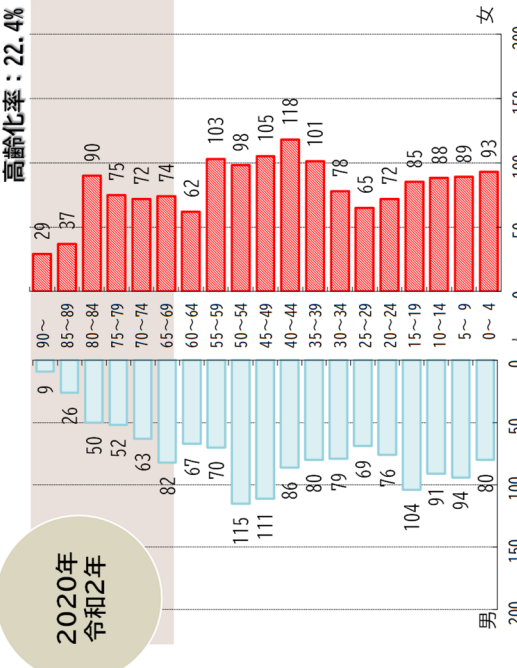


行政区人口	2,938人
総世帯	1,186世帯
65歳以上高齢者数	659人
75歳以上高齢者数	368人
高齢化率	22.4%
単身世帯(一人暮らし)	168世帯
高齢者世帯	283世帯

住民組織	14班
自治会加入率 (R1.11)	57.2%
区費	500円
民生委員	2人
地域福祉委員	4人
区政委員	32人
青年会会員	50人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	—人
単体老人クラブ会員数	128人

介護関連施設	地域資源
入所施設(特養・老健・GH・有料等)	公民館 1カ所
デイサービス	郵便局 1カ所
居宅介護事業所等	コンビニ 1カ所
	交番 0カ所
	スーパー 0カ所

小地域福祉活動	
ミニデイ参加者	40人
ふれあいサロン参加者	15人
友愛訪問対象者	7人
小地域福祉活動費(ミニデイ)	254,000人
(ふれあいサロン)	12回
(友愛訪問)	50回
	2回



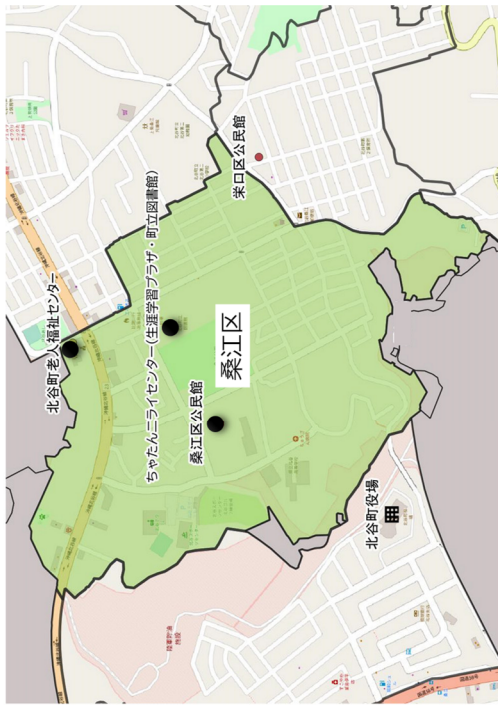
栄口あしひなあプラン

- ・えぐち商店 プロジェクト
- ・認知症になっても安心して暮らせるえぐち えぐち家〜つながり プロジェクト

地区の色：赤色

(4) 瀬江区

桑江区

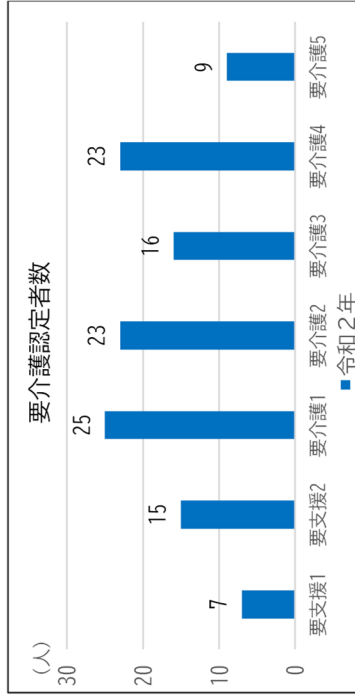
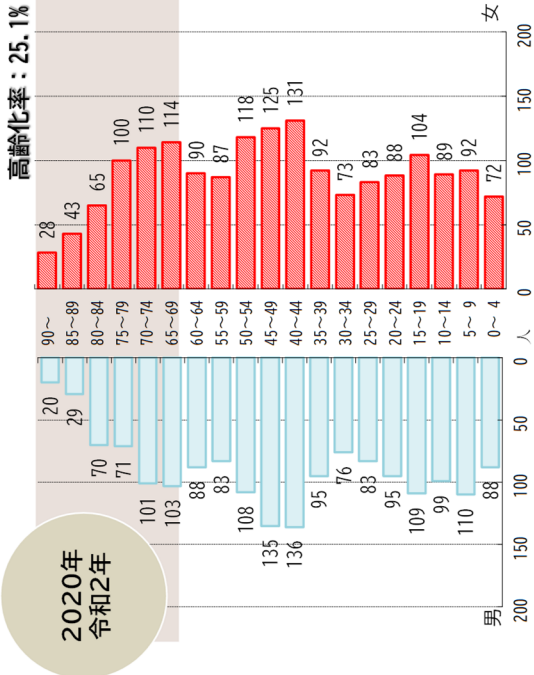


行政区人口	3,403人
総世帯	1,381世帯
65歳以上高齢者数	854人
75歳以上高齢者数	426人
高齢化率	25.1%
単身世帯(一人暮らし)	202世帯
高齢者世帯	283世帯

住民組織	13班
自治会加入率 (R1.11)	40.0%
区費	500円
民生委員	5人
地域福祉委員	4人
区政委員	20人
青年会委員	0人
女性会委員	0人
ボランティア登録者	一人
単位老人クラブ会員数	247人

介護関連施設	地域資源
有料老人ホーム	3カ所
デイサービス	2カ所
居宅介護事業所等	0カ所
公民館	1カ所
郵便局	0カ所
コンビニ	0カ所
交番	0カ所
スーパー	0カ所

小地域福祉活動	ミニデイ参加者	一人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
ふれあいサロン参加者	一人	平均参加者数 (R2.4月~9月)	
友愛訪問対象者	19人	平均参加者数 (R2.4月~9月)	
小地域福祉活動費	250,000円	令和元年度実績	
(ミニデイ)	3回	令和元年度実績	
(ふれあいサロン)	120回	フラダンス・琉舞・囲碁・カラオケ・レク	
(友愛訪問)	0回		



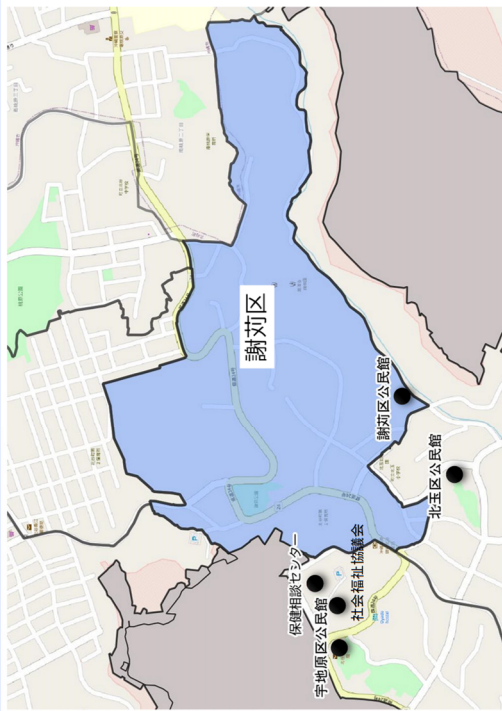
桑江区いまいるプラン

- ・カフェくわえプラス交流サロン プロジェクト

地区の色：若草色

(5) 謝苅区

謝苅区

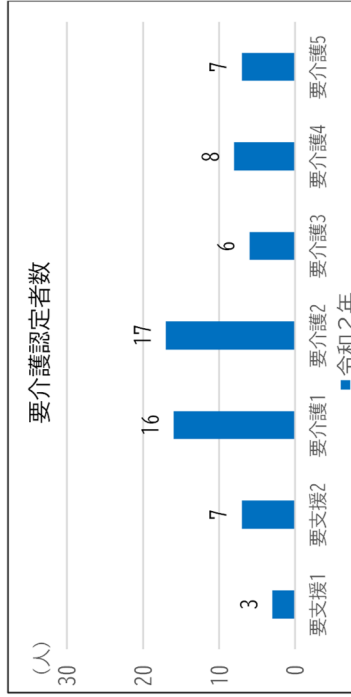
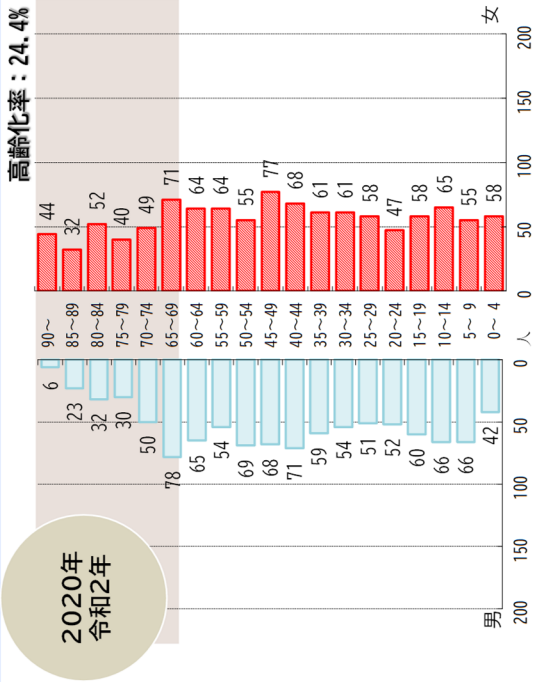


行政区人口	2,075人
総世帯	885世帯
65歳以上高齢者数	507人
75歳以上高齢者数	259人
高齢化率	24.4%
単身世帯 (一人暮らし)	181世帯
高齢者世帯	237世帯

住民組織	18班
自治会加入率 (R1.11)	44.3%
区費	500円
民生委員	3人
地域福祉委員	0人
区政委員	21人
青年会会員	60人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	—人
ポラン老人クラブ会員数	80人

介護関連施設	地域資源
特別養護老人ホーム	1カ所
老人保健施設	1カ所
デイサービス	1カ所
居宅介護事業所等	0カ所
	公民館 1カ所
	郵便局 0カ所
	コンビニ 0カ所
	交番 0カ所
	スーパー 1カ所

小地域福祉活動	地域資源
ミニデイ参加者	0人
ふれあいサロン参加者	人
友愛訪問対象者	12人
小地域福祉活動費 (ミニデイ)	217,000円
(ふれあいサロン)	5回
(友愛訪問)	254回
	4回
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	令和元年度実績
	令和元年度実績
	グラウンドゴルフ・三線



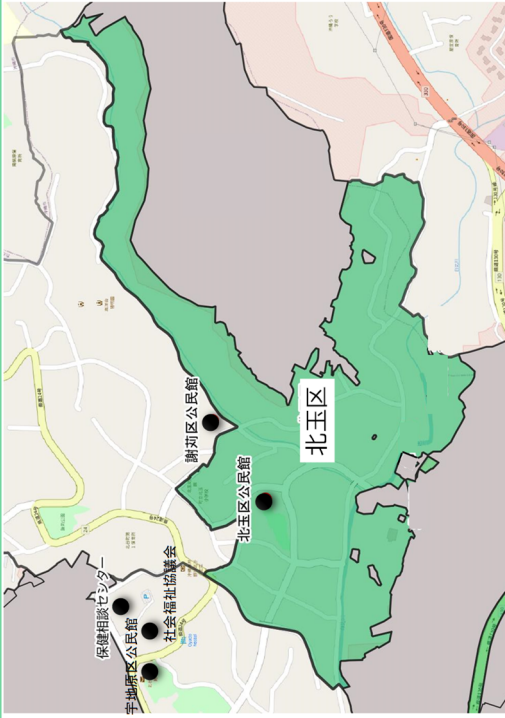
謝苅区 ていーだプラン

- ・あたいぐわー プロジェクト
- ・謝苅みまもり プロジェクト
- ・謝苅デビュー プロジェクト

地区の色：水色

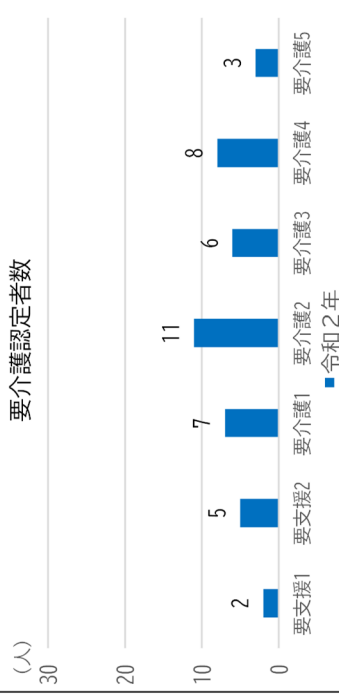
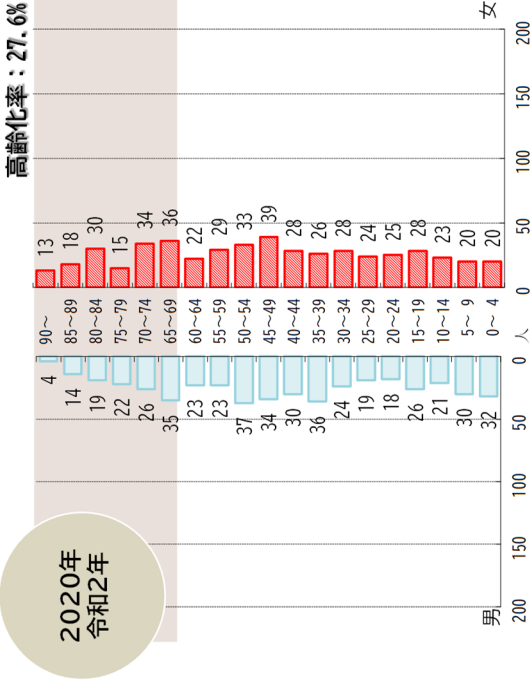
(6) 北玉区

北玉区



行政区人口	964人
総世帯	422世帯
65歳以上高齢者数	266人
75歳以上高齢者数	135人
高齢化率	27.6%
単身世帯 (一人暮らし)	75世帯
高齢者世帯	115世帯

住民組織	10班
自治会加入率 (R1.11)	55.2%
区費	500円
民生委員	3人
地域福祉委員	1人
区政委員	8人
青年委員会	19人
女性委員会	-人
ボランティア登録者	-人
単老人クラブ会員数	70人



ちゅいしいじいプラン

・カフェれもんハート プロジェクト

地区の色：緑色

福祉サービス	
ふれあいコール利用者	2人
緊急通報システム利用者	6人
二ライ救急カード	6人
介護用品給付事業	1人

サークル活動

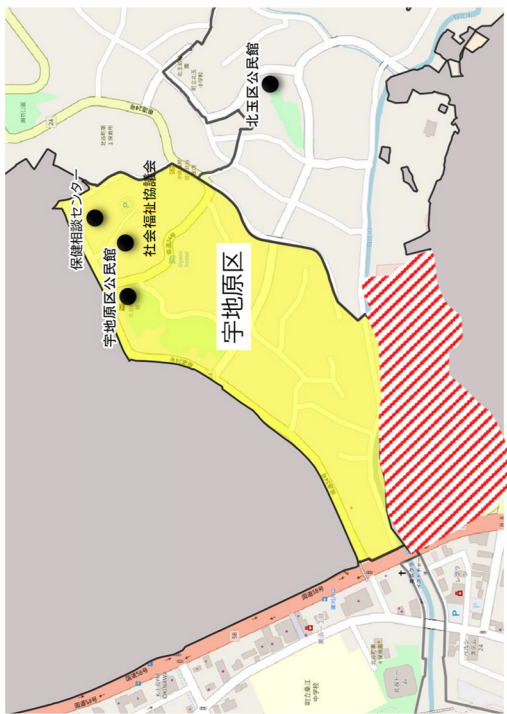
れあい三線サークル
北玉三味線サークル
フラダンスサークル
龍華太鼓

介護関連施設		
入所施設 (特養・老健・GH・有料等)	0カ所	1カ所
通所サービス (デイケア・デイサービス)	0カ所	0カ所
居宅介護事業所等	0カ所	0カ所

小地域福祉活動		
ミニデイ参加者	16人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
ふれあいサロン参加者	0人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
友愛訪問対象者	10人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
小地域福祉活動費	269,000円	令和元年度実績
(ミニデイ)	12回	令和元年度実績
(ふれあいサロン)	12回	カラオケ
(友愛訪問)	3回	

(7) 宇地原区

宇地原区

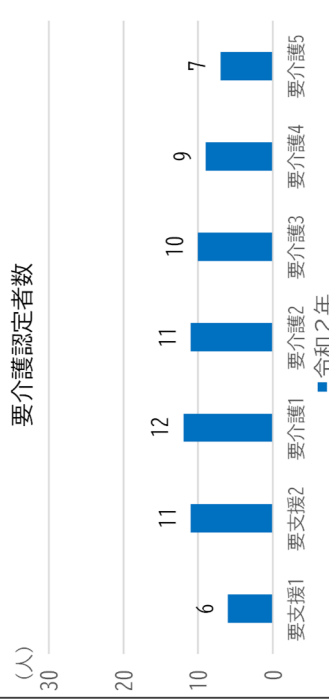
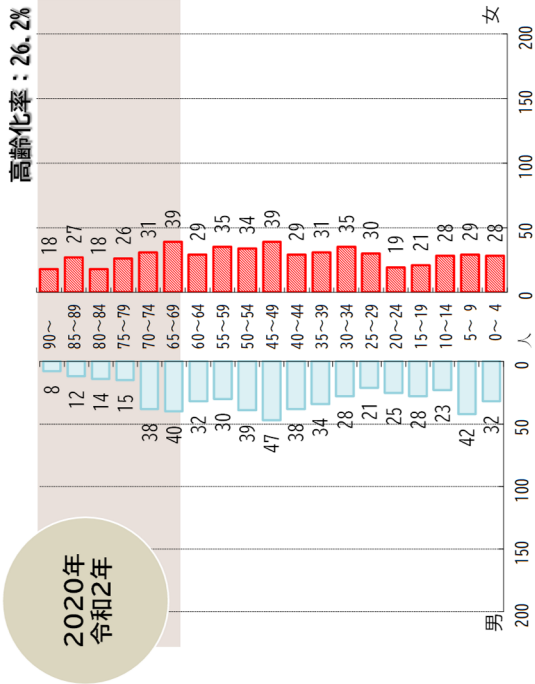


行政区人口	1,092人
総世帯	505世帯
65歳以上高齢者数	286人
75歳以上高齢者数	138人
高齢化率	26.2%
単身世帯(一人暮らし)	233世帯
高齢者世帯	131世帯

住民組織	10班
自治会加入率(R1.11)	56.3%
区費	500円
民生委員	3人
地域福祉委員	2人
区政委員	2人
青年会会員	0人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	9人
単位老人クラブ会員数	130人

介護関連施設	地域資源
有料老人ホーム	1カ所
グループホーム	1カ所
デイサービス	2カ所
居宅介護支援事業所	2カ所
	公民館 1カ所
	郵便局 0カ所
	コンビニ 1カ所
	交番 0カ所
	スーパー 0カ所

小地域福祉活動	平均参加者数	令和元年度実績
ミニデイ参加者	5人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
ふれあいサロン参加者	5人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
友愛訪問対象者	30人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
小地域福祉活動費	254,000円	令和元年度実績
(ミニデイ)	8回	令和元年度実績
(ふれあいサロン)	16回	カラオケ
(友愛訪問)	4回	



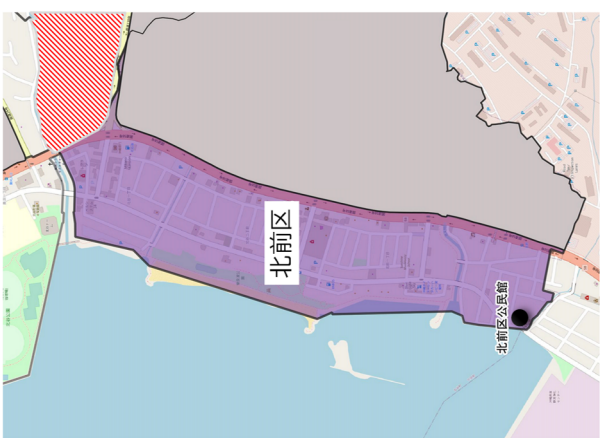
宇地原区 がじゅまるプラン

- ・がじゅまる あしびなあ プロジェクト
- ・宇地原がじゅまる市 プロジェクト

地区の色：黄色

北前区

(8) 北前区

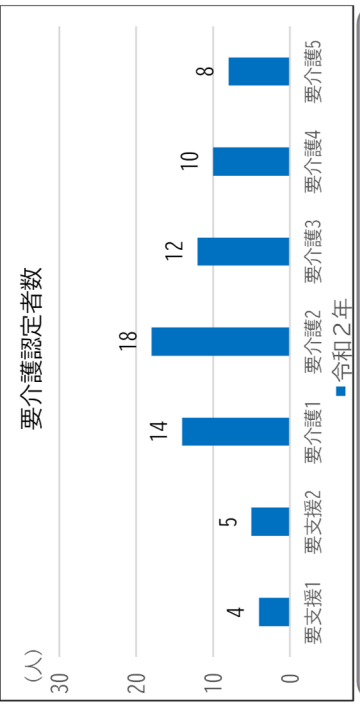
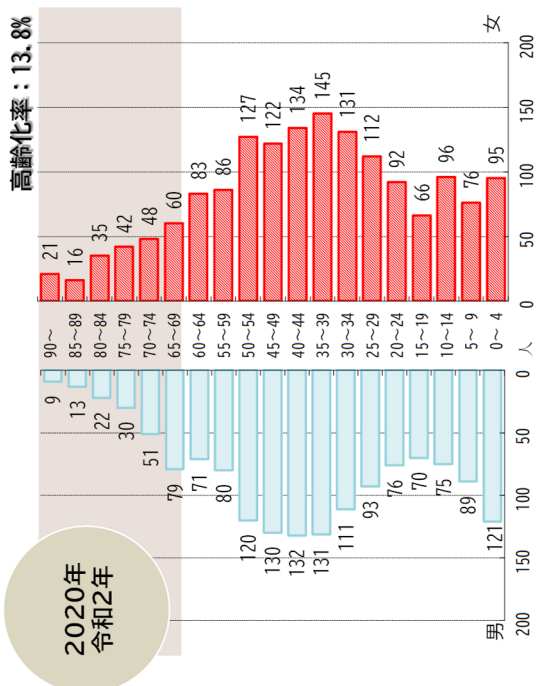


行政区人口	3,090人
総世帯	1,533世帯
65歳以上高齢者数	426人
75歳以上高齢者数	188人
高齢化率	13.8%
単身世帯 (一人暮らし)	127世帯
高齢者世帯	189世帯

住民組織	6班
自治会加入率 (R1.11)	19.6%
区費	500円
民生委員	3人
地域福祉委員	1人
区政委員	18人
青年会会員	0人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	—人
単位老人クラブ会員数	129人

介護関連施設	地域資源
入所施設 (特養・老健・GH・有料等)	公民館 1カ所
デイサービス	郵便局 1カ所
居宅介護事業所等	コンビニ 4カ所
	交番 1カ所
	スーパー 1カ所

小地域福祉活動	ミニデイ参加者	25人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	ふれあいサロン参加者	15人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	友愛訪問対象者	18人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	小地域福祉活動費	255,000円	令和元年度実績
	(ミニデイ)	9回	令和元年度実績
	(ふれあいサロン)	10回	カラオケ・レク・ボウリング
	(友愛訪問)	3回	



アラハドリームプラン～ADP～

- ・Let's Go 公民館 プロジェクト
- ・北前区「多世代ふれあい交流」プロジェクト

地区の色：紫色

(9) 宮城区

宮城区

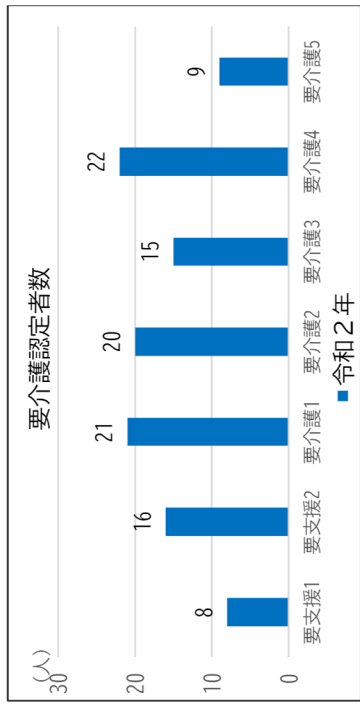
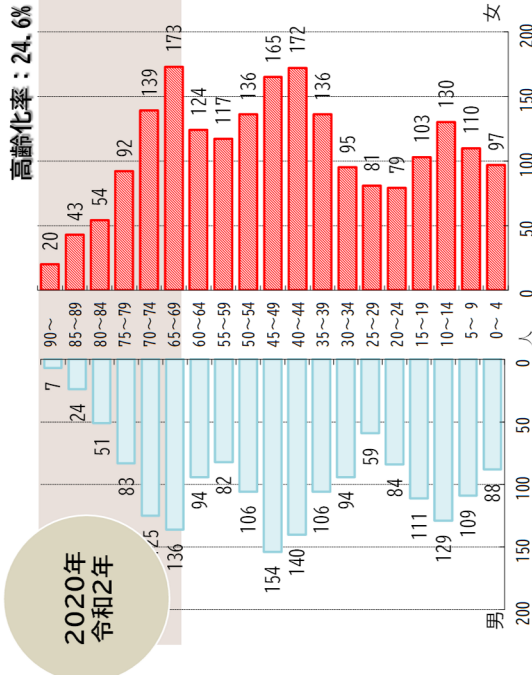


行政区人口	3,848人
総世帯	1,632世帯
65歳以上高齢者数	947人
75歳以上高齢者数	374人
高齢化率	24.6%
単身世帯（一人暮らし）	196世帯
高齢者世帯	376世帯

住民組織	7班
自治会加入率 (R1.11)	47.1%
区費	400円
民生委員	6人
地域福祉委員	3人
区政委員	35人
青年会会員	10人
女性会会員	0人
ボランティア登録者	21人
単位老人クラブ会員数	185人

介護関連施設	地域資源
グループホーム	1カ所
デイサービス	1カ所
居宅介護事業所等	1カ所
	公民館 1カ所
	郵便局 1カ所
	コンビニ 0カ所
	交番 0カ所
	スーパー 1カ所

小地域福祉活動	
ミニデイ参加者	22人
ふれあいサロン参加者	30人
友愛訪問対象者	42人
小地域福祉活動費	419,000円
(ミニデイ)	21回
(ふれあいサロン)	36回
(友愛訪問)	1回
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	平均参加者数 (R2.4月~9月)
	令和元年度実績
	令和元年度実績
	グラウンドゴルフ・環境美化



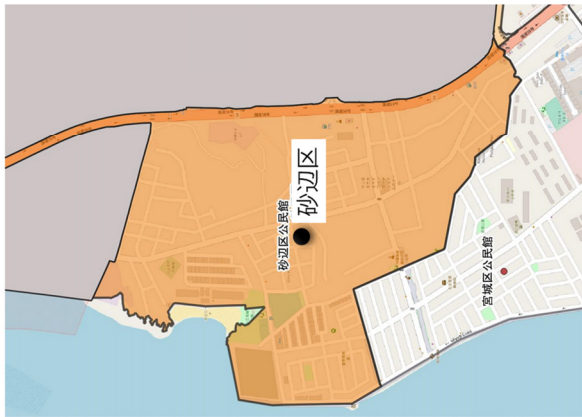
宮城区 楽らくスマイルプラン

・するていあしほな健康 プロジェクト

地区の色：えんじ色

(10) 砂辺区

砂辺区

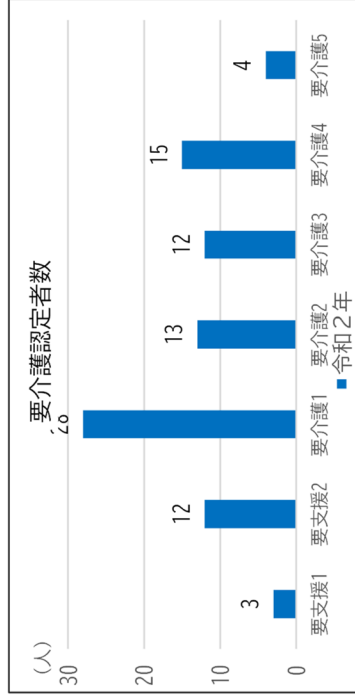
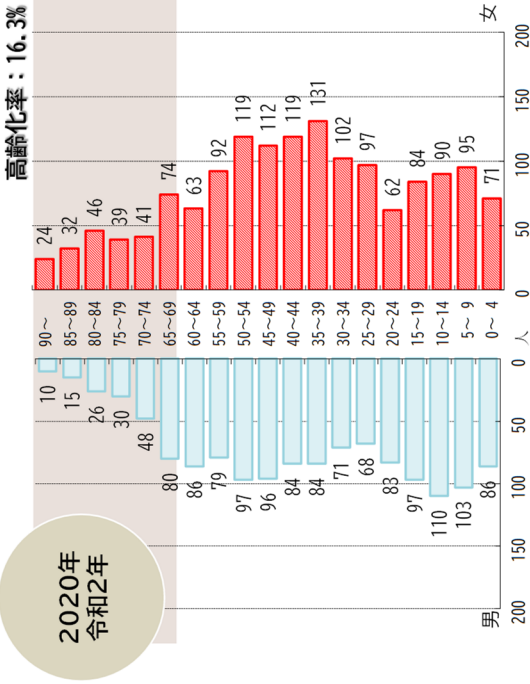


行政区人口	2,846人
総世帯	1,229世帯
65歳以上高齢者数	465人
75歳以上高齢者数	222人
高齢化率	16.3%
単身世帯（一人暮らし）	142世帯
高齢者世帯	208世帯

住民組織	24班
自治会加入率 (R1.11)	34.2%
区費	500円
民生委員	3人
地域福祉委員	0人
区政委員	14人
青年会会員	15人
女性会会員	29人
ボランティア登録者	—人
単位老人クラブ会員数	109人

介護関連施設	地域資源
入所施設（特養・老健・GH・有料等）	0カ所
通所サービス（デイケア・デイサービス）	0カ所
居宅介護事業所等	0カ所
	公民館 1カ所
	郵便局 0カ所
	コンビニ 1カ所
	交番 1カ所
	スーパー 0カ所

小地域福祉活動	
ミニデイ参加者	21人
ふれあいサロン参加者	0人
友愛訪問対象者	3人
小地域福祉活動費	170,000円
（ミニデイ）	10回
（ふれあいサロン）	0回
（友愛訪問）	0回
平均参加者数 (R2.4月~9月)	
平均参加者数 (R2.4月~9月)	
平均参加者数 (R2.4月~9月)	
令和元年度実績	
令和元年度実績	



砂辺区りっかりっかハッピープラン

・砂辺あおぞら朝市プロジェクト

地区の色：オレンジ色

(11) 美浜区

美浜区



行政区人口	2,677人
総世帯	1,264世帯
65歳以上高齢者数	332人
75歳以上高齢者数	119人
高齢化率	12.4%
単身世帯（一人暮らし）	99世帯
高齢者世帯	159世帯

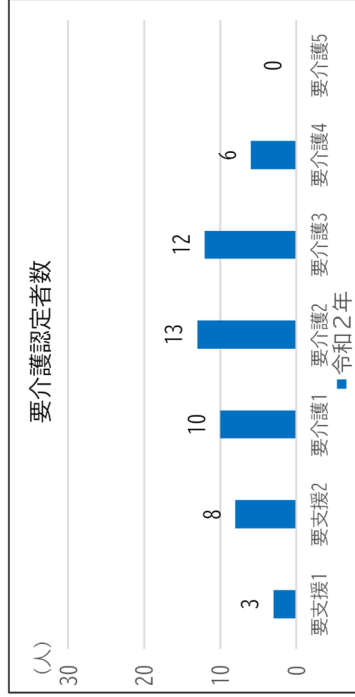
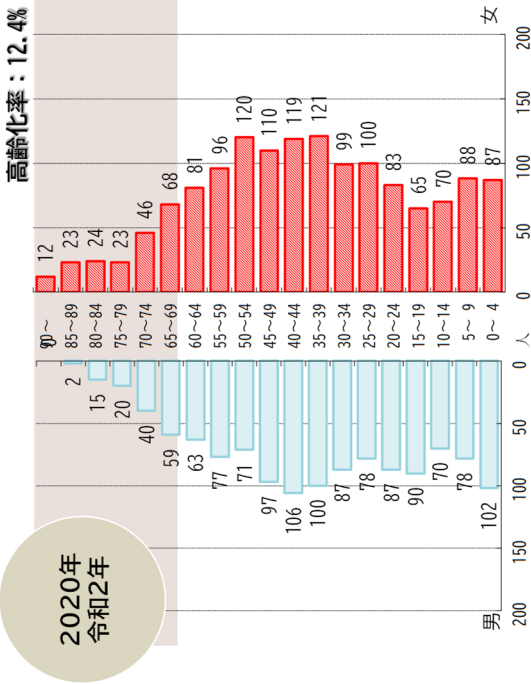
住民組織	6班
自治会加入率 (R1.11)	38.7%
区費	300円
民生委員	3人
地域福祉委員	4人
区政委員	21人
青年会会員	10人
女性会会員	5人
ボランティア登録者	—人
単位老人クラブ会員数	81人

福祉サービス	
ふれあいコール利用者	0人
緊急通報システム利用者	6人
ニライ救急カード	10人
介護用品給付事業	2人

サークル活動	
グラウンドゴルフ	
ノルディックウォーキング	

介護関連施設1	地域資源
有料老人ホーム	公民館 1カ所
サービス付き高齢者住宅	郵便局 1カ所
デイサービス	コンビニ 7カ所
居宅介護事業所等	交番 0カ所
	スーパー 2カ所

小地域福祉活動		
ミニデイ参加者	12人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
ふれあいサロン参加者	7人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
友愛訪問対象者	33人	平均参加者数 (R2.4月~9月)
小地域福祉活動費	284,000円	令和元年度実績
(ミニデイ)	11回	令和元年度実績
(ふれあいサロン)	25回	さんしん・三板 レク民舞 カラオケ
(友愛訪問)	4回	



美浜区ちゅらあいらんどプラン

- ・区民交流サロン プロジェクト

地区の色：山吹色





第3章

計画の基本的な枠組み

第3章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念と基本目標

高齢化が急速に進む中で、すべての町民がそれぞれの立場で地域に貢献し、地域に支えられ、生きていくことに喜びを感じることができる地域社会の実現が求められています。

すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した暮らしを楽しめるよう支援し、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識、技能を存分に発揮できる環境を整え、高齢者の活力を活かした地域社会を住民と協働で実現していくための目標像を次のように定めます。

基本理念

**すべての町民がそれぞれの立場で貢献し、
地域社会に支えられ、
生きていくことに喜びを感じる北谷町**

基本目標

本計画の基本理念『すべての町民がそれぞれの立場で地域社会に貢献し、地域社会に支えられ、生きていくことに喜びを感じる北谷町』を具体化するため、高齢者を取り巻く現状と町のこれまでの取組を踏まえ以下の目標を掲げます。

- **高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる**
- **高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みをつくる**
- **高齢者が地域社会に参画する仕組みをつくる**

2 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
すべての町民が生きていくことに喜びを感じ、地域社会に支えられ、	1 高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる	(1)地域包括ケアシステムの推進	①地域包括ケアシステムの充実・強化
			②地域包括支援センターの機能強化
		(2)認知症対策の推進	①認知症対策の推進
		(3)互助機能の充実強化	①地域のつながりの充実
			②見守りネットワークの構築
		(4)権利擁護の推進	①制度の普及
	②高齢者虐待への対応		
	(5)安全・安心の確保	①防災・防火への取り組み	
		②交通安全対策	
		③感染症対策	
	(6)「備え」の促進	①「備え」の促進	
	2 高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みをつくる	(1)健康づくりの推進	①健康づくりの推進
		(2)介護予防の推進	①介護予防の推進
	3 高齢者が地域社会に参画する仕組みをつくる	(1)多様な地域活動への支援	①社会資源の整備 (地域活動への参加を促すための環境整備)
		(2)地域で活動する場及び人材の確保とコーディネート	①地域で活動する場と人材の確保とマッチング
②シルバー人材センターとの連携			



3 施策展開の視点

(1) 高齢者の多様化する課題への支援

高齢化に伴い、認知症のある高齢者、なんらかの支援が必要な高齢者が増えていくことが予測されており、庁内でも、高齢化社会に対応した窓口相談や手続き方法について、検討していくことが必要となってきます。

また、複合的な課題を抱える世帯に対し、分野の枠を超え、部署横断的な取組を推進していく必要があります。

(2) 備える意識の啓発

自分の理想とする高齢期をイメージし、健康づくりや介護・医療が必要になったときの生活の仕方、人生の最終段階のあり方も含め、生活を自ら支える主体として、できる限り早い時期から高齢期に備えていくことが必要となってきます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、「新しい生活様式」への転換も急務となっており、ICT[☆]（情報通信技術）の積極的な活用も視野に入れた、新しい「備え」のかたちを確立していく必要があります。

(3) 自助・互助・共助・公助それぞれの機能と役割の明確化と推進

地域には、現行の仕組み（制度）では対応しきれない多様な生活課題があり、これらは、誰もが遭遇し得る課題です。安心して暮らし続けていくためにも、高齢者本人、住民同士、各地域団体、民間企業及び行政で、その課題を共有し、解決に向かう仕組みづくりが必要です。さまざまな取組に際し「自助・互助・共助・公助」の機能と役割を踏まえ、それぞれの機能を高めていく仕組みを作っていくことが必要となってきます。

(4) 行政の役割は、『地域の力』『民間の力』『行政の力』の3つの力を活かした『仕組み全体の調整』

行政の役割は、地域において多様なサービスが提供される仕組みを構築するため、仕組み全体を調整していくことです。地域の実情に応じた施策を地域と協働で組み立て、地域に多様なサービスが行き渡るよう、地域、民間、行政の力を相互に補い合いながら、効果的かつ効率的な施策を展開していく必要があります。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります





第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 高齢者が自立と尊厳を保てる仕組みをつくる

(1) 地域包括ケアシステムの推進

本町においても今後、高齢化が急速に進行し、2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となります。また、独居高齢者や、高齢者のみで構成される世帯及び認知機能の低下がみられる高齢者も増加することが見込まれていることから、本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう「地域包括ケアシステム」の充実・強化に向けた取組を段階的に進めています。

①地域包括ケアシステムの充実・強化

▼ 現状と課題

《介護と医療》

本町の第1号被保険者のうち要介護認定者の数は、令和2年9月末で963名となっています。認定者の多くは医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方であり、地域で安心して暮らし続けていくためには、医療と介護が連携した体制の整備を推進するとともに、在宅ケアに携わる多職種の職員が円滑に連携を図ることが重要となります。本町では中部圏域各市町村との協働により、入退院連携・療養支援・看取り等について講演会や研修会を実施しており、顔の見える関係性の構築が図られてきています。

現在、コロナ禍のなかで、介護が必要な高齢者の在宅サービスの調整が難しいなどの課題が浮き彫りになっており、町内のみならず中部圏域における連携促進がこれまで以上に求められています。

また高齢者自身も、普段からの医療機関との関わり方や緊急時はもちろん、人生の最終段階を見据えた心構えを持つことが重要となります。

全国的な課題である介護人材不足は、近年、本町でも同様に課題となっており、介護サービス事業所では、利用希望者が増加しているにもかかわらず、介護人材不足のため新規利用者の受け入れが困難になったり、サービス提供回数を制限せざるを得ないなど、様々な課題が顕在化しています。

《生活支援》

高齢化の進展に伴い、買い物やゴミ捨て等、生活支援のニーズが今後も高まっていくことが予測されることから、早期に多様な主体による生活支援の提供体制を構築する必要があります。また本町では、少し手助けが必要になってきた高齢者やその家族が、自ら必要なサービスを利用できるよう、北谷町「みつばちてちょう（暮らしの便利帳）」^(※5)を作成し、自治会長、民生委員・児童委員、介護支援専門員（以下「ケアマネージャー」という）[☆]に配布しました。

社会福祉協議会ではコミュニティサポーター養成講座を開始し、町民同士で支え合う仕組みづくりに取り組み始めました。

今後は生活支援を提供する多様な主体の掘り起こしと、その多様な主体と生活支援を必要とする高齢者とのマッチングが課題となってきます。

また、令和元年度に開催したお宝発表会^(※6)と「いちまでいんちゃたんうてい」（以下「お宝冊子」という）の全戸配布によって、住民同士で支え合う気風づくりに取り組んでいるところですが、今後さらに、第一層協議体^(※7)等を活用し、民間企業や各団体の取組を通じた仕組みづくりを推進していく必要があります。

《相談支援体制》

生活困窮やひとり親世帯、引きこもり、8050問題、孤立死等、複合的な課題を併せ持った高齢者に関わる相談が年々増えてきています。本町では、令和元年度から自立相談支援一次相談窓口の設置、障がい者相談支援事業相談員を福祉課内に設置できたため、連携しながら相談を行ってきました。

多岐にわたる高齢者の課題を解決するためには、保健衛生部署及び関連機関との連携強化が必要です。

※5 みつばちてちょう（暮らしの便利帳）

高齢者の皆さんが、北谷町で安心して楽しみながら自立した暮らしを続けていくために、少し手助けが必要な時に手に取ってもらえるよう、地域のいろいろな活動やサービス、相談窓口などをまとめて掲載した冊子です。

※6 お宝発表会

自分の好きな事や得意わざを生かせる集いの場を持っている、隣近所や集いの場の仲間としっかりつながっている、つながりのなかでお互いを見守り支え合っている、そんな「元気な先輩たち」の“暮らしのあり方”を「北谷町のお宝」と呼んでいます。町では、お宝とは何か、なぜ価値があるのか、見て知って認める、そしてその共感や憧れがさらにお宝を生み出す力になっていくよう、お宝にふさわしい人物や団体を表彰することにしています。表彰式に来られなかった方にも「北谷町のお宝」を知ってもらえるよう製作した冊子が「いちまでいんちゃたんうてい」です。

※7 第一層協議体

北谷町全体の高齢者福祉を考える場で、高齢者の生活課題把握、ニーズの把握と分析、地域福祉の担い手の発掘と育成を図る集まりです。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

《住まい》

高齢者の誰もが安全、快適に暮らしていくためには、地域における生活環境の整備を進めていくことが必要です。本町では高齢者からの住み替えの相談や、入居に際して保証人の確保が難しいなど、支援が困難な相談が増えています。

なお、転倒リスクの高い高齢者には、予防的観点から、町独自事業として北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を実施しています。毎年15件前後の実績で推移していますが、実際に助成した高齢者については要介護認定率が低かったことから、一定の効果があると考えられます。加えて、女性の新規介護認定理由に転倒・骨折が多かったことから、予防的に住環境を整備することが要介護リスクの軽減に繋がることを期待できるため、同事業には今後も継続して取り組む必要があります。

本町には2カ所の町営住宅があり、町営砂辺住宅については建替え工事を行い、高齢者が住みやすい間取りの住戸を整備しました。

また、町内には支援が必要な高齢者を対象とした入所施設もありますが、入所に係る相談が多くなっており、施設の整備について検討していく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 介護と医療の連携促進及び情報発信

本町の医療・介護ニーズを把握しつつ、利用者のニーズに合ったより適切な医療・介護サービス提供体制の整備を推進していきます。また、多職種協働により医療・介護を切れ目なく提供していくために、研修会の開催等を継続し、地域の関係機関やケアマネージャーとの顔の見える関係づくりを推進し、効果的な連携体制の構築を図っていきます。

また高齢者やその家族が必要な医療・介護の情報を容易に入手できるよう、介護サービス情報公表システム^(※8)の活用や、在宅医療介護連携資源マップ^(※9)の周知を図り、もしもの時のために高齢者自身が希望する医療や介護を決定できるよう、普段からの「備え」について啓発します。

※8 介護サービス情報公表システム

国が介護サービス事業者で行われているサービス内容や提供状況等を調査し、客観的な情報をインターネット等で公表するシステムです。

※9 在宅医療介護連携資源マップ

地域の医療機関・介護事業所に関する情報をインターネットで提供することにより、地域住民や地域の医療・介護関係者の情報共有と活用を支援するシステムです。

➤ 介護人材の確保に向けた支援

町内介護事業所の介護人材不足を軽減するため、介護人材の確保に係る人材マッチングへの取組を企画・推進していきます。

➤ 高齢者の生活を支えるための仕組みづくりの推進

多様な主体により提供できる生活支援の内容と、支援が必要な方とのマッチング方法を検討するとともに、高齢者とその家族が必要なサービスを選択できるよう、「みつばちてちょう」の周知や ICT の活用も含めた生活支援の提供方法を検討していきます。また、民間事業者の参入を促進し、配食サービス等の暮らしを支えるサービスの充実も図ります。

高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、これまで本町が実施してきた福祉事業の見直しや、新たな事業の検討、生活支援コーディネーター^(※10)や就労的活動支援コーディネーター^(※11)の配置について、取組を進めていきます。

➤ 地域共生社会に向けた重層的相談支援体制の整備

複合的な課題を抱える世帯へ必要な支援ができるよう、分野を超えた部署横断的な仕組みづくりに取り組みます。

また、町による地域福祉計画及び社会福祉協議会による地域福祉活動計画を策定するなかで、双方の連携を密にした効果的な支援体制について協議します。

➤ 住まいへの支援

高齢者が在宅で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保に係る支援や相談先などに関する情報の提供方法周知に取り組みます。

また、要介護等認定を受けていない高齢者等を対象に、北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業を継続していきます。

高齢者入所施設については、県や沖縄県介護保険広域連合と調整し施設の充実に図ります。

※10 生活支援コーディネーター

住民の皆さんが「高齢でも暮らしやすい地域づくり」に取り組むときに、役に立つ情報を提供したり、話し合いの場を設けたりして、後押しする人です。

※11 就労的活動支援コーディネーター

高齢者の活動の場を提供できる人や団体と、社会参加活動を行いたい人をマッチングすることで、役割を持った形で高齢者が社会参加できる場を増やす活動を担う人です。

②地域包括支援センターの機能強化

▼ 現状と課題

《地域包括支援センター》

高齢化率の上昇及び高齢者独居世帯の増加に伴い、老々介護やセルフネグレクト[☆]など対応困難な事例が増加することが予想され、問題も複雑化していることから、地域包括支援センター^(※12)においては、専門性の高い業務にも対応できる質の高い人材の継続的確保や、複合的な課題を持つ世帯を支援するためのスタッフの対応力強化など、組織体制の強化が必要となっています

《包括的・継続的ケアマネジメント^(※13) 支援》

平成 31 年度地域ネットワーク基盤強化促進事業（県モデル事業）を受託し、町内居宅介護支援事業所[☆]との連携強化に取り組んできました。その際、ケアマネージャーから、独居高齢者、認知症のある高齢者への対応のほか、高齢者自身又はその家族の精神状態が悪化している場合に、関連部署等と連携できる仕組みづくりが必要との声がありました。

また、障害福祉サービス受給者が 65 歳に到達すると、介護保険サービスが優先されることの周知や理解促進が課題となっています。

《地域ケア会議[☆]》

本町では、専門職からのアドバイスや地域資源情報の提供、そのマッチング方法についての検討を行う、自立支援型地域ケア個別会議（以下、個別会議という）を開催していますが、個別会議でアドバイスされた支援方法についてのフォローアップに取り組めていない状況があります。

今後は、個別会議で検討されたアドバイスがどのように活かされたかの確認や、個別会議を重ねることによる地域課題の抽出、さらには、本町の高齢者が安心して暮らし続けられるよう、民間企業の活用や新たな福祉サービスを検討していく必要があります。

※12 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすとともに、「自助」を促進し、「互助」を有効に活用し、「共助」とつなぎ合わせる役割を担っています。高齢者の保健・医療・福祉をつなぐ総合窓口として、住民からの様々な相談に対応しているほか、民間事業所の介護支援専門員が多様な生活課題を抱えた高齢者に、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう支援しています。

※13 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が地域で安全に安心して暮らせるように、高齢者が抱える複合的で多様な課題を、地域の様々な社会資源を活用して総合的に改善するとともに、時間や場所によって変化する高齢者の状態を踏まえ、適切な支援やサービスを組み合わせ、切れ目のない支援が有効に提供されるよう調整・管理することです。

▼ 取組内容

➤ 地域包括支援センターの機能強化

高齢者人口の増加やニーズの多様化に対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化と他機関との連携促進を図るとともに、高齢者福祉分野だけでなく、障害福祉、保健分野など関連する各種法令や制度について勉強会を定期的に行うことで、スタッフの対応力向上を図ります。

➤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた包括的・継続的ケアマネジメント力が向上するよう、ケアマネージャーへ研修会等を実施し支援してまいります。

また、ケアマネージャーが支援困難と感じている対象者への対応方法や、65歳の年齢到達によって障害制度から介護保険制度に切り替わる際の利用者の不安を低減するため、介護保険制度の理解促進を図ります。

➤ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の中で検討された様々な支援策について、具体的に実践できるよう取り組みます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行など、対面による会議開催が厳しい事態に備え、オンライン会議など ICT を活用した新しい連携方法を取り入れてまいります。

(2) 認知症対策の推進

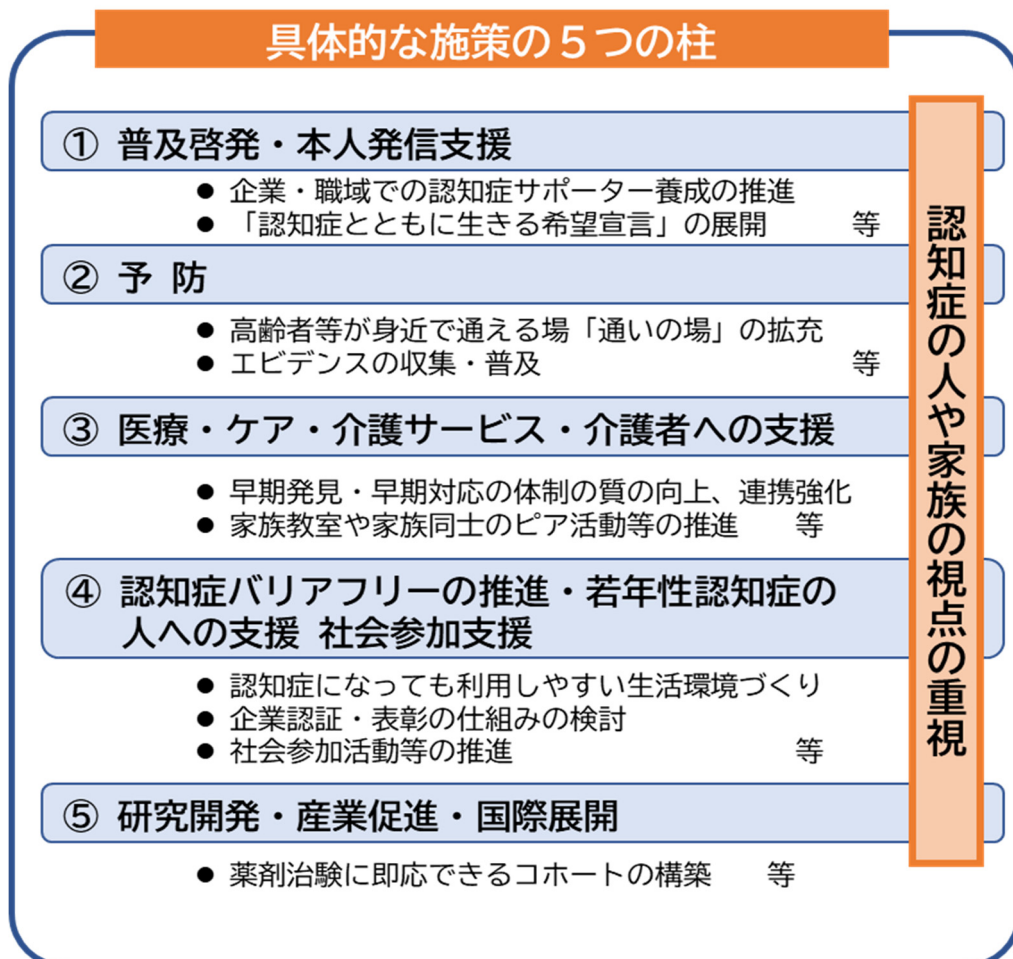
認知症又はその疑いのある高齢者の増加や社会的関心の高まりによって、本町においても認知症に関する相談が増えています。令和元年度新規要介護等認定者の介護が必要になった主な理由のうち最も多いものは「認知症または認知症の疑い」で、全体の約30%を占めています。

令和元年6月の認知症施策推進関係閣僚会議においても、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症のある人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。」との、基本的な考え方が示されました。

認知症のある人が、できる限り地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱[☆]に沿った認知症対策を推進していきます。

① 認知症対策の推進

認知症施策推進大綱の5つの柱



▼ 現状と課題

《認知症の理解及び支援者を増やす取組》

本町では、認知症に関する啓発のための映画上映会や、各区行政懇談会での認知症に関する説明等を行ってきました。また、お宝冊子の全戸配布により、住民へ事例を通じた認知症への理解と周知に努めてきました。認知症サポーター☆養成講座については、小・中・高校、民間事業所、町議会、町立図書館職員等で実施、令和元年度には、北谷町キャラバンメイト連絡会（以下「連絡会」という）を発足し、主体的に講座内容の検討や教材の工夫にも取り組んだほか、生涯学習プラザとの連携による認知症に関する講習会の開催、町立図書館とアルツハイマーデーに合わせた図書の展示、公文書館との企画展等を実施してきました。

今後は、連絡会が主体的に活動しやすい体制を整備すること、高齢者が日常生活の中で身近に接することの多い、商店等を対象とした認知症サポーター養成講座の実施、地域のなかで認知症の方とその家族を支えるチームオレンジの創設に向けた支援、を行う必要があります。

また、今まで高齢者自身で行えていた様々な場面での手続き等が、認知症の発症に伴い困難になる方が増えていくことが予測されます。そのため、職員一人ひとりが認知症について理解を深め、庁内各々の部署で、本人や家族が戸惑わないよう支援できる体制の整備が必要となってきます。

《高齢期を迎える前からの取組》

認知症の予防については、高齢期を迎える前からの取組が重要となります。個別の案件については随時相談し保健部署と福祉部署の連携を図っていますが、生活習慣病予防が認知症予防につながることに、協働して広く周知する必要があります。

《認知症地域支援体制》

本町では、早期発見、早期治療につなぐことで、適切な医療や介護サービスを利用できるよう支援する認知症初期集中支援チーム☆の創設、認知症初期集中支援チーム検討委員会や認知症関連機関連絡会の開催、北谷町認知症高齢者見守りSOS ネットワーク事業、認知症あんしんガイド（北谷町認知症ケアパス☆、以下「ケアパス」という）の作成等に取り組み、民生委員・児童委員、自治会等、地域の高齢者に関わる機関へケアパスの配布を行いました。また、本町の認知症施策について、居宅介護支援事業所や関連機関連絡会で周知するなど、支援体制を強化するための体制整備にも取り組んできました。

認知症に関する相談は年々増加しています。病院受診やサービスの提供につなげることが困難な高齢者も増えてきています。今後は、健康な時期から認知症を予防するための知識の普及や、早期の相談がしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

▼ 取組内容

➤ 認知症の理解及び支援者を増やす取組

認知症サポーターの養成に引き続き取り組み、認知症の正しい知識の普及、啓発に努め、特に、親の介護が必要となる介護者世代に、認知症についての理解や相談先の周知を行います。また、幅広い年齢層を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、地域の見守り支援の担い手を増やし、ひいては認知症の人やその家族を支援するチームオレンジの創設に向け取り組みます。

また、町民が広く利用するスーパーやコンビニエンスストア等の商業施設、介護保険事業者等、関係団体の協力のもと、地域の見守り体制の強化を図るとともに、各地域の状況を踏まえた様々な「通いの場」へ、認知症のある高齢者が気兼ねなく通えるよう、その気風づくりに取り組みます。

➤ 高齢期を迎える前からの取組

生活習慣病予防が認知症の発症を予防することや、かかりつけ医をもつことの重要性について等、高齢期を迎える前から持つべき意識や行動について周知を図り、本人・家族が早期に相談できる体制の整備を図ります。

➤ 認知症地域支援体制の強化

本人や家族への支援体制を強化するため、地域、医療機関（かかりつけ医や専門医）及び介護サービス事業所等との連携促進を図り、ICTを活用した見守り支援も含めた体制づくりに取り組みます。

また、「認知症初期集中支援チーム」の活動について普及啓発を行うことにより、認知症の疑いのある方や支援が困難な方を適切な医療や介護に繋げる仕組みづくりに取り組みます。また、ケアパスを活用し、高齢者やその家族が、医療・介護・生活支援サービス・相談機関・地域での支援等、認知症の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう支援します。

➤ 各種行政サービスの充実

庁内で、認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症への理解を促すとともに、認知症のある高齢者の増加を見込み、必要な手続き等で本人や家族が戸惑うことのないような仕組みづくりに取り組みます。

(3) 互助機能の充実強化

本町では、自治会活動や小地域福祉活動、民生委員・児童委員などによる見守り活動、生涯学習プラザや老人福祉センター、老人クラブなどの活動を通じた生きがいがづくりに力を入れています。これからも、支え合い見守り合うことの大切さや、住民同士で気づき合い気かけあう気風を、大切にしていけます。

①地域のつながりの充実

▼ 現状と課題

《地域》

本町の各行政区には、自治会事務所を兼ねる公立公民館があり、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体など、様々な団体や個人が活躍し地域活動を行っています。

本町では、行政区毎に異なる課題や目標について年に3回程度、意見交換会を実施し、地域との協働による地域プラン☆を策定しています。各行政区では地域プランに基づくプロジェクトを推進しており、各区の地域課題に沿った見守りや支え合いの仕組みや、生活課題の解決に取り組むことができました。自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ等の関係者の間に、顔の見える関係が構築されたこともあり、互助機能の促進という側面も推進されてきています。また、お宝冊子を全戸配布することで、支え合い見守り合うことを見える化し、住民同士で気づき合い気かけあう気風の醸成にも取り組んでいます。その一方で、地域活動に新しく参加する方は増えておらず、同じ人が多くの活動や取組に参画せざるを得ない状況が続いています。

また、「社会参加アンケート」によると、自治会・公民館の活動に参加している人は約3割と少なく、参加する人をいかに増やすかが課題といえます。

《小地域福祉活動☆》

誰もが安心して心豊かに生活できるよう支援するため、小地域福祉活動団体によるミニデイサービス☆や、ふれあいサロン、友愛訪問☆といった活動が各行政区で実施されています。

ミニデイサービスについては、活動場所である公民館まで歩いて行くことが難しい高齢者の送迎支援という新たな取組を始めた地域や、ボランティアと参加者が一緒になって健康づくりや買い物支援に取り組み始めた地域もあり、住民同士の新たな支え合いが展開されてきています。

その一方で、小地域福祉活動団体に対しては、加齢や病気により地域活動へ参加することが難しくなった高齢者が、再び地域と関わりを持てるような取組を期待する声も聞かれます。また、小地域福祉活動の対象者が曖昧なため参加しづら

い地域、ボランティアの後継者育成や運営体制の在り方などに苦慮している地域もあります。今後は、活動内容の見直しや体制の強化等の検討が必要です。

《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、地域で一番身近な相談・支援のボランティアとして、高齢者の見守りや友愛訪問、小地域福祉活動支援などに積極的に取り組んでいます。民生委員・児童委員としての活動が、地域の他団体と重複しないよう配慮するなど、それぞれの役割に基づいた活動が展開されてきています。また、少子高齢化の進展や核家族化等により民生委員・児童委員に対する期待がますます大きくなっていくなかで、町や社会福祉協議会との連携強化を目的とした連絡会の開催や民生委員・児童委員同士での情報の共有及び課題解決の検討に取り組む専門委員会を設置するなど、より活動しやすい環境づくりにも取り組んでいます。

《老人クラブ☆》

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者同士の仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりを進める活動や、地域を豊かにするボランティア活動などに、取り組んでいます。地域プランについても協働で策定し、会員による声かけや事業協力などによって、プラン推進の一翼を担っています。

しかし足下では、ヤングシニア☆の参加が進まず、老人クラブ会員の高齢化が進んでおり、実際に活動できる方が減少しています。また、活動者が限られている地域、新規会員数の減少、役員後継者の不足に悩む地域、活動資金の不足に悩む地域、など様々な問題から組織体制の強化が図れない単位老人クラブもあり、今後どのように会員を増やし、活動を維持していくかが課題となっています。

《敬老会》

敬老会は各地区で実施されていて、トーチ・カジマヤー授与が増えてきており、地域で高齢者を祝う大切な行事として定着しています。しかし、対象者の増加、地域行事の担い手の不足、会場収容数の制限など、新たな課題もでてきています。コロナ禍で敬老会の開催ができなかったことで、個々の高齢者宅を訪問し、日頃会うことのできない高齢者を把握することができた、との報告もありました。

《第一層協議体》

本町では、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加を図っていくことを目的に、商工会、民間企業、社会福祉法人等が参画し、第一層協議体を開催しています。地域で暮らし続けるためには、介護保険サービスのみならず、介護保険外サービス、互助による生活支援サービス等の活用を促進していく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 地域で支えあう仕組みの構築推進

地域で支え合う仕組みづくりを継続するとともに、その活動の見える化について取り組みます。また、地域の身近な存在である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを支援していきます。

➤ 地域プランの推進

関係団体をはじめとして、住民と地域における生活課題や目標を共有し、地域に合った取組を地域が主体となって取り組めるよう、「地域プラン」の策定・推進を支援していきます。

➤ 社会福祉協議会との連携強化

より効果的な小地域福祉活動の推進に向け、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

➤ 行政区敬老会の強化

地域の高齢者を地域全体で支える仕組みづくりのきっかけとして、敬老会の実施等について支援を強化します。

➤ 老人クラブへの支援強化

ヤングシニアが取り組みたい活動のリサーチを含め、主体的に参加できる活動について支援していきます。老人クラブ活動が、介護予防・見守りあい・助け合いの活動にもなっていることを、老人クラブとともに周知し、より充実した地域活動に取り組めるよう、支援します。また、多様化するニーズに対応できるよう、地域に根差した互助機能の創設に対する支援を行います。

➤ 第一層協議体の活用

第一層協議体を活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を図ります。

②見守りネットワークの構築

▼ 現状と課題

本町では、見守りや声かけ等支援が必要な方が増えてきています。高齢者に限らず、体調不良の発信ができずに救急搬送となる方や孤立死に至った方もいます。

また、緊急通報システムや二ライ救急カード[☆]への登録、民生委員・児童委員との連携による備えカードの配布等、を行ってきました。

社会福祉協議会が主催するネットワーク会議は、日頃気になる方の発見や、必要な支援につなぐための会議として実施されています。

民生委員・児童委員は、町から提供された単身世帯[☆]・高齢者のみ世帯名簿をもとに、小地域福祉活動団体や単位老人クラブによる友愛訪問との役割分担を行いながら訪問活動を行っています。なお、同居家族がいる場合でも家族自身が(引きこもり等で)支援が必要な方である場合もあり、支援を要する高齢者の実態把握には課題があるとの声があがっています。

また、近年セキュリティが強固なマンションが増えてきており、体調不良などの緊急時に迅速な対応や安否確認が困難な事例が増えてきています。

地域での気付きあいを増やすため、見守り活動への地域住民の参加を促し、見守りボランティアの育成等を図る取組が必要です。

▼ 取組内容

➤ 見守りネットワークの強化

地域住民や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の各団体と連携し、見守り機能を高め、高齢者自身やその周囲の方が発信できるよう支援します。

また、地域の高齢者同士が、日頃の活動のなかで見守りあう意識の醸成を図ります。

➤ 見守り機能の強化

ICTなどを活用し、遠くに離れて暮らしている家族でも、高齢者の日々の生活を見守ることができる取組を推進します。

➤ 地域における対象者情報の把握

地域に住む支援が必要な高齢者の情報を、個人情報に配慮しつつ整備し、活用できる仕組みづくりに取り組みます。また、支援が必要な高齢者に対する見守りや声かけ運動等を、地域や社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等とともに取り組みます。

(4) 権利擁護の推進

高齢者のなかには、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題を解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等、人権、生活、健康などを守ることが困難な方がいます。地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援が重要となります。

①制度の普及

▼ 現状と課題

高齢者の人権・権利を守るため、成年後見制度[☆]や高齢者虐待防止について、広報による啓発やポスター掲示、居宅支援事業所へのパンフレットの配布や研修等を通じて、制度の周知を図ってきました。また、窓口で随時相談を行い、成年後見制度の利用促進に取り組んでいますが、その内容や対象者については、今後も継続して周知が必要です。

また、社会福祉協議会では、令和元年度より日常生活自立支援事業[☆]を実施していますが、その内容や対象者についても周知が必要です。

今後は、本町における権利擁護[☆]についての各施策を適切に運用促進していくことを目的として、成年後見制度利用促進法に基づく地域ネットワーク体制の創設と、成年後見に関する計画の策定に向け取り組む必要があります。

高齢者の相談内容によって、人権・行政無料法律相談や消費者生活相談、自立相談支援一次相談窓口等、適正な相談先へつなぐ支援を行っています。現状では、個別案件への対応に止まっており、各相談窓口の機能と役割について相談機関同士の情報共有も図られていないため、効果的な相互連携には至っていません。

本町に寄せられる消費者相談件数の約3割が、高齢者からの相談となっていることから、今後は更に高齢者自身やその身近な人が相談しやすいよう、相談先の周知が必要となっています。

▼ 取組内容

➤ 制度の普及

成年後見制度の普及啓発、同制度の利用相談を含めた権利擁護総合相談、後見人支援等の強化を段階的に行うとともに、本事業の周知ならびに充実を図ります。

また、日常生活自立支援事業と成年後見制度を連動したものと捉え、それぞれの特性を活かして総合的な権利擁護支援を行えるよう、行政や関係機関との相互連携強化を進めていきます。

➤ 体制整備

成年後見制度利用促進法第14条に基づき、本町でも成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、地域連携ネットワーク体制（中核機関ならびに協議会の設置等）の構築に取り組みます。

➤ 各相談機関との情報交換と連携体制の確立

高齢者からの多様化する相談に対し、効果的な支援が図れるよう、情報共有のあり方を模索し、各相談機関がそれぞれの強みを生かしつつ、連携して相談対応が図れる体制を構築します。

②高齢者虐待への対応

▼ 現状と課題

老老介護や認知症のある方への介護、多重介護など、家族介護者の抱える課題が多様化しています。高齢者虐待の多くの事例の背景には、高齢者を介護する家族等の身体的負担やストレス、認知症介護に関する知識や技術の不足、介護を支える協力者やサービスの不足など、さまざまな要因が混在しています。本町が受けた高齢者虐待の通報件数は、平成29年度4件、平成30年度8件、令和元年度5件でした。通報があった案件のうち、虐待を受けた高齢者の多くは認知症を患っている方で、同居家族からの虐待が大半を占めています。

本町では、ケアマネージャーや医療機関、介護事業所向けに高齢者虐待に関する研修会を実施、また通報があった場合の初動体制について研修を行いました。さらに虐待に至る前に対応できるよう、包括的・継続的ケアマネジメントについてケアマネージャーとの連携強化を図りました。

しかし、虐待通報の遅れ等により初動対応が難しい案件があり、虐待通報については今後更に周知を図っていく必要があります。

また、虐待としての通報のなかで、夫婦間のDV[☆]、障害・疾病を有する家族の症状悪化に伴う暴力等の案件については、関係部署・機関との情報の共有や対応の迅速性、各々の役割などについて連携していく必要があります。

介護施設における虐待については、養護者による虐待に比べて通報や相談は少ない状況にありますが、虐待発生の予防や虐待を早期に発見し対応するために、今後も介護施設等との連携を図る必要があります。

▼ 取組内容

➤ 虐待予防の推進

虐待の予防について、パンフレットの配布や研修会を開催し、普及啓発に取り組みます。また、高齢者本人や身近にいる人々が相談しやすいように相談窓口を周知し、ケアマネジャーとの連携により虐待を未然に防ぐよう、ケアマネジメント支援に取り組みます。

➤ 治療や支援を必要とする家族への支援

高齢者虐待の定義に当てはまらない、家庭内での暴力などの案件については、庁内各課との情報共有を図るとともに、保健所・福祉事務所・病院等関係機関や警察等との重層的な連携体制構築に努めます。

➤ 要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の強化

虐待対応事務手順書等の整備を図り、要介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための取組を強化するとともに、介護施設から相談しやすい体制づくりに努めていきます。

(5) 安全・安心の確保

近年、高齢者が関わる交通事故が多発していますが、本町においては狭小な生活道路も多く、町民全体として交通安全意識の醸成を図る必要があります。

また、災害や感染症から高齢者の安全を確保するため、普段から備えておくことについて啓発するとともに、支援を要する方を把握し、適切な支援を行う準備や連携体制を整えておく必要があります。

①防災・防火への取組

▼ 現状と課題

《情報伝達手段の整備》

本町では、避難情報などの災害情報を発信するために、災害の状況等に応じて、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、北谷町公式ホームページ及び公式 LINE、防災ラジオ[☆]、防災メール、報道機関など多様な媒体を活用しています。また、フリーダイヤルで防災行政無線を聞き直すことのできるサービスも開始しました。

近年、スマートフォン等を対象とした新たな情報伝達手段を試み始めましたが、それらを利用していない方に対し、いかに正確且つ迅速に情報を発信していくかが課題となります。

《避難行動要支援者情報》

避難行動要支援者[☆]情報の整備については、災害対策基本法及び北谷町地域防災計画に基づき要支援者名簿を取りまとめているますが、その活用については十分な検討ができていない状況です。

《防災・防火対策》

地区単位での自主防災組織^(※14)は、11自治会のうち9自治会で結成されており、自助・共助の意識の醸成が図られてきていますが、その構成員が高齢化しており、次世代の担い手の発掘が課題となっています。また、ニライ消防本部北谷消防署では、自治会や民生委員・児童委員と連携し、気になる独居高齢者宅について、毎年春の火災予防週間に訪問（住宅型火災警報器点検）を実施しています。

防災・防火は初動対応が非常に重要となりますが、東部地域等一部地域においては消防車両が侵入できない道路もあり、日頃からの防災・防火意識の向上（自助）と、近隣住民や地域との連携（共助）が必要です。

※14 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体です。

▼ 取組内容

➤ 情報伝達手段の整備

災害時の情報伝達として、防災行政無線や防災ラジオなど従来実施してきた手段と併せて、様々な情報伝達手段の検討・活用に取り組んでいきます。

また、高齢者については、広報ちやたんが情報提供ツールとして有効であるため今後も活用しつつ、自治会に加入していない等、情報が届きにくい高齢者等へも情報が伝達できるよう、さらに様々な広報媒体の活用を検討していきます。

➤ 避難行動要支援者情報の活用促進

避難行動要支援者情報については、必要時に支援が必要な対象者がいち早く抽出できるよう、名簿情報の整備を推進します。

➤ 防災・防火対策の推進

津波及び土砂災害の警戒地域などに立地する民間介護施設では、今後、避難経路マップの作成等、高齢者への対応・地域との協力体制の構築を進める必要があるため、その作成や体制構築について支援していきます。

また、住宅用火災警報器の設置について、普及・啓発を推進し、防火上配慮を要する高齢者への効果的な防火指導を行っていきます。

高齢者が地域で安心して生活を継続していくため、日ごろから災害時に備えるよう自助意識の醸成を図っていくとともに、庁内各課においても北谷町防災情報システム等を活用し、把握している防災関連情報の共有を図っていきます。



②交通安全対策

▼ 現状と課題

《交通安全対策》

本町では、行政区ごとに交通安全指導員を配置し、交通安全指導を実施するとともに、多くのボランティアの協力による交通安全運動及び朝の街頭指導を行っています。交通安全指導員は高齢者が多い傾向にありますが、高齢者同士の交通意識の向上効果も期待されています。

《高齢者の運転》

全国において、高齢ドライバーによる交通事故の多発化が深刻な社会問題となっています。本町においても、自動車の運転に不安を感じる高齢者やその家族に対し、運転免許証の自主返納制度の利用が促進されるよう、相談体制と環境の整備が必要です。

《移動手段の確保》

高齢化社会を迎えるにあたり、徒歩での移動が困難な方や、運転免許証の自主返納等により新たな移動手段の確保が必要な方が増加することが予想されます。本町では平成29年度からコミュニティバス（以下「C-バス」という）を試験的に運行していますが、運行に関する要望や課題もあり、利用率の高い高齢者ニーズに合わせた見直しが検討されています。

買い物や通院、官公庁への移動のために車の利用が不可欠な高齢者も多く、安全で移動しやすいまちづくりが求められています。

▼ 取組内容

➤ 交通安全対策の充実

高齢化が進む中、高齢者が自ら交通安全への意識をしっかりと持ち、行動できるよう周知を図っていきます。

また、朝の交通安全街頭活動を高齢者の生きがいづくりの一環として、ひいては同活動を通じて高齢者同士の交通安全意識の醸成が図られるよう、支援していきます。

➤ 高齢者の運転についての相談体制の充実

心身機能及び認知機能の低下により運転技能が低下した高齢者が、自ら運転免許証の自主返納を検討できるよう、今後も運転免許証自主返納制度について、沖縄県警察と連携して周知していきます。

また、高齢者やその家族が運転に対して不安を感じた時に相談しやすいよう、#8080（シャープはればれ）等相談先の提供や、相談体制の整備を図ります。

➤ 移動手段の確保

運転免許証の自主返納に備え、高齢期を迎える前から公共交通機関の利用に慣れ親しめるよう、公共交通機関の利用促進について普及啓発を図ります。

また、C-バスにおいては、地域及び高齢者のニーズに沿った運営の改善が急務なため、デマンド型交通等さまざまな手段を検討していきます。

③感染症対策

▼ 現状と課題

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、国による「緊急事態宣言」が発令されるなど、健康被害に留まることなく、社会生活全般に甚大な影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症に限らず、新型インフルエンザ感染症など周期的に発生する新興感染症は、基礎体力や免疫力が低下し始めている高齢者にとって、生命にかかわる重篤な症状を引き起こす可能性があります。また、感染症の予防対策のため外出を自粛すること等によりフレイル（生活不活発）[☆]状態を引き起こすなど、感染症にかかることだけでなく、そこから派生する行動の制限が、高齢者にとっては健康や生命に直結することとなり、高齢者を取り巻く環境にとっても大きな課題であることが明らかになりました。

その一方、普段からの各行政区の住民同士による見守りや、民生委員・児童委員による高齢者世帯への訪問活動などが、高齢者の支えとなり、また、気になる高齢者の把握につながるなど、感染症拡大という危機的な状況にも大きな役割を果たしていることも分かりました。

災害時と同様に、高齢者に対するサービスの提供が困難な状況になっても、いかに高齢者の生活と健康を守ることができるのか、高齢者自身を含む地域住民や地域の医療・介護事業者とともに、普段から備え、連携できる体制を構築しておく必要があります。

▼ 取組内容

➤ 自助・互助意識の醸成

地域住民が自らの健康の維持・管理が行えるよう、かかりつけ医をもつことの重要性の啓発、フレイル予防のための運動など健康行動を自らとれる環境の整備、普段から住民同士がつながりを持つことの大切さについての啓発、などを通じて自助・互助意識の醸成を図ります。

➤ 関係機関との連携促進

感染症の発生時において、行政、医療機関、介護事業者、そして、地域住民が、それぞれの立場から感染症の予防及び拡大の防止に向け行動できるよう、関係機関と連携し、必要な対策を講じていきます。

高齢者施設等においては、通常の衛生管理に加え、感染症等に係る計画の策定や発生を想定した訓練等の実施、必要な物資の備蓄・調達状況、他の施設等との連携、介護人材の確保等、定期的に点検を行い、感染症対策の維持強化を図ることができるよう支援します。

(6) 「備え」の促進

今後、同居家族による手助けが期待できない、単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加することが見込まれるなか、人生100年時代[☆]を見据え、安心して暮らしていくためには、自ら高齢期に向けた備えに積極的に取り組むことが、ますます重要となってきます。これからは、高齢期を迎える前から、自分の理想とする高齢期をイメージし、健康づくりや介護・医療が必要になったときの生活、そして人生の最終段階のあり方等を、様々な選択肢の中から自ら選び、家族も含め備えていくことが求められています。

▼ 現状と課題

本町では、支援が必要な高齢者やその家族が、自ら選択しサービスを利用していくためのツールとして、「みつばちてちょう」を作成しました。高齢者を支援する民生委員・児童委員やケアマネージャーにも配布し、少しずつですが、「みつばちてちょう」を利用してサービスの利用を開始した方も増えてきました。しかし、地域全体で支えていくためにはまだ生活支援の資源が少ない状況にあり、多様な主体、特に民間事業者の参画をどう推進していくかが課題となります。

また、本町では、終活に関する講演会やセミナーを開催し、高齢期に向けた備えのためのきっかけづくりとして「終活ノート」を配布し、町民の意識の醸成を図ってきました。

本町においては、見守りあいや支えあいの大切さ、高齢者が自分自身で楽しみながら活動することで地域の方とつながっていることなどが「地域のお宝」として認知されるよう取組を行ってきています。高齢期を迎えて、突然地域とのかかわりが形成されるわけではないため、高齢期を迎える前から地域行事や活動に参加し、身近な人と協力し合う関係を生み出せるよう、そのきっかけづくりや促しが必要となってきます。

また、本町では、独居高齢者や県外からの移住者が増えるなか、行政手続きが困難になった際の対応、体調不良時に周囲が気づけない方、孤立死、身寄りのない方の墓地埋葬に関する事、などの相談が増えてくることが予測されます。そのため、それらの相談への対応方法や体制を整備していくことが必要となっています。

▼ 取組内容

➤ 備える意識の醸成

地域のなかで安心して生活を継続するためには、高齢者自身やその家族が、日頃から高齢期に向けて備える、自助意識の醸成が重要です。体調の急変時などに離れた親族へ連絡するための「備えカード」を、民生委員・児童委員が直接訪問し記入しながら普及啓発していくことで、地域に密着した自助の促進を図ります。また、「備え」に関する意識啓発の一貫として、終活に関する講演会の開催や、終活ノートの配布と活用等の取組を推進します。

「備えカード」

●ご自分のことを記入してください。			
フリガナ 氏 名			
生年月日	年	月	日
●私の緊急連絡先は			
連絡順	名前	関係	電話番号
1			
2			
3			
●困ったときの相談先			
総合相談：北谷町地域包括支援センター		936-1234	
生活全般・福祉：北谷町社会福祉協議会		936-2940	
健康のこと：北谷町保健相談センター		936-4336	

「終活ノート」



➤ 高齢期を迎える前から「備え」ができる仕組みづくり

幅広い世代が同時に関われる地域における行事・団体活動への参加の重要性を啓発するとともに、仲間づくりや連帯感を形成することで、気に「かけあい」「たすけあい」ができる土壌を醸成していきます。

➤ 支援体制の整備

高齢者が安心して暮らし続けられるようにするため、行政手続きが困難になった際にも高齢者本人やその家族が戸惑わないよう、庁内各部署における支援方法について検討します。また、高齢者の生活支援を行える民間事業者の参画を促すための取組を推進します。

2 高齢者が健康づくりを楽しむ仕組みをつくる

(1) 健康づくりの推進

生活水準の向上や医療技術の進歩により、平均寿命が延伸している一方で、疾病全体に占める生活習慣病の割合は増加傾向にあります。高齢化が進行することで、生活習慣に起因する、身体機能の低下や合併症等による介護負担、医療費の負担等が極めて大きくなると予測されます。これからは、一人ひとりが病気や寝たきりにならないように日頃から健康づくりに取り組み、健康長寿の実現を目指すことが重要となってきます。

①健康づくりの推進

▼ 現状と課題

《健康》

健康づくりには、栄養、運動、休養などの生活習慣について総合的な知識と実践が必要であり、正しい生活習慣を身につけることが高齢者の健康増進及び介護予防につながります。

本町では、健診をはじめ出前健康講座や調理実習、ウォーキング大会、講演会等を実施してきました。また、各行政区やシルバー人材センターにおいても、各種イベント等を通して健康づくりへの意識の醸成を図っています。

一方で、特定健診及び長寿健診の受診率は依然として低い状態で推移していることが課題となっています。

また、後期高齢者の医療費の上位を占める循環器系の疾患を代表するものは、脳血管疾患や心筋梗塞などの動脈硬化により引き起こされる疾患であり、特に脳血管疾患は認知症の原因のうちのひとつです。動脈硬化は生活習慣病、糖尿病や肥満を予防することやコントロールすることで予防できるものもあり、これらは高齢期を迎えてからではなく、できるだけ早い時期からの取組が必要です。そのため、高齢者に対する連続性を持った保健指導と、介護予防の一体的な取組が必要となっています。

《人材の確保及び育成》

本町では、スポーツ及びニュースポーツ等の普及による運動習慣の定着に向けた取組を行うため、各行政区へのスポーツ推進委員の配置に取り組んでいます。継続的に健康づくりに取り組むため、健康づくり推進部を立ち上げた行政区もありますが、新たな人材の確保と育成を図る取組が十分に行えていないことは、共通する課題となっています。

《協働による企画立案及び実践》

本町では、福祉課と庁内各課の協働により、一般介護予防事業参加者向けの生活習慣病予防についての講話と、特定健診・長寿健診の受診勧奨を実施しました。そのほか、区画整理地内の公園整備においては、健康づくりを念頭において公園レイアウトを工夫しました。

また、各行政区との協働による健康づくり事業の企画・実施など、協働による各種事業の企画立案と実践が徐々に増えてきています。

▼ 取組内容

➤ 健康づくりの意識の醸成

高齢者が健康的で自分らしい生活を継続していくために、栄養・運動・社会参加を柱とした生活習慣を心がけていけるよう、町民の健康づくりの意識の醸成を図ります。

また、公民館を拠点とした多世代交流の場を活用し、健診受診の必要性や生活習慣病予防について、幅広く周知します。

➤ 人材の確保及び育成

各行政区におけるイベント等を通して、区民の健康づくりに関する役割を担える人材を発掘・育成し、地域で楽しく活動に取り組める仕組みづくりの支援を推進します。

➤ 協働による企画立案及び実践

各行政区によって課題や取組も異なることから、保健と福祉の担当部局で情報共有を行い、協働して課題解決に取り組んでいきます。そのうえで、本町においても、超高齢化社会[☆]が到来することを見据え、引き続き庁内各課や関係機関との協働による取組を企画立案し実践していきます。

➤ 生活習慣病予防・重症化予防支援の充実強化

生活習慣病の予防及び重症化予防のため、高齢者自ら健診を受け、かかりつけ医を持ち、適正受診や服薬管理などの健康管理を行えるよう、医療機関等と連携し支援します。

また、介護保険の新規申請理由等統計データを分析し保健事業にも活かす等、高齢者に対する保健事業と介護予防事業を、切れ目なく一体的に実施できるよう取り組みます。

(2) 介護予防の推進

介護予防とは、単に運動機能等の個々の要素の改善だけを目指すものではなく、心身機能の改善や環境調整等を通じて、生活機能の向上をもたらし、それによって生きがいや自己実現を図り、生活の質の向上を目指すものです。そのためには日常生活のなかで気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通して活動が広がるような地域づくりが重要となってきます。介護予防に取り組んでいる元気な高齢者が、参加者としてだけでなく、むしろ新たな地域活動の担い手として、生きがいや役割を持って地域社会のなかで活躍し、その結果として介護予防につながる相乗効果が期待されています。

①介護予防の推進

▼ 現状と課題

《介護予防・日常生活支援総合事業》

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成 28 年度から開始し、一般高齢者[☆]、事業対象者^(※15) もしくは介護保険要支援認定者となっても、切れ目なく事業に参加できる仕組みが整いつつあります。

●介護予防把握事業及び一般介護予防事業

70 歳以上の要介護等認定を受けていない高齢者を対象に、介護予防把握事業を実施することにより、心身機能の状態を把握するとともに、その状態に合った事業に参加できるよう、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を連動させながら実施しています。

また、一般介護予防事業を各地区公民館や集会所等、高齢者が歩いて通える身近な場所で実施してきたことで、地域の介護予防の場、健康相談の場として定着し、年々参加者が増加傾向にあります。近年、後期高齢者の参加が増えてきており、見守りの必要な参加者を介護予防サポーター（お助さ一坊）養成講座で養成されたサポーターが支援することで、多くの方が安心して通い続けることの出来る体制が整いつつあります。

一方で、会場の収容人数の制限から新規の方を受け入れることが難しくなっている地域があることや、事業スタッフ確保等の課題があります。

男性の参加しやすい環境づくりとしては、男性限定の貯筋クラブを 2 か所実施しています。その結果、男性の介護予防事業参加者は増加していますが、依然として各地区公民館での参加者は女性の方が多く、より男性が参加しやすい仕組みづくりが必要です。

主体的な介護予防への取組支援として、一般介護予防事業において皆出席者を表彰しました。さらに、令和元年度には「北谷町介護予防手帳」^(※16)を、令和2年度には「どうーいじかすんカード」^(※17)を作成し参加者へ配布し活用してもらうことで、高齢者が自らの健康に関心を持ち介護予防に取り組みやすい気風づくりを行いました。今後は、介護予防事業や老人クラブのサークル等、何らかの活動に参加していない高齢者に対する介護予防の周知が課題です。

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者が心身状態の改善を図る事業として、通所型サービスA事業、通所型サービスC事業及び訪問型サービスC事業を実施しています。通所型サービスA事業は閉じこもり傾向のある方及び介護保険サービス等への移行の見極めが必要な方に対して実施しています。総合的・集中的なトレーニングが必要と見込まれる方については、通所型サービスC事業へと繋ぎ、運動機能の改善に取り組みます。また、訪問型サービスC事業を実施する際、北谷町高齢者住宅改修助成金交付事業の活用を促すことで、住宅環境が整い生活機能の向上にも一定の効果を発揮しています。

《地域リハビリテーション活動支援事業》

地域における高齢者の多種多様な活動の場へ、リハビリテーションの理念を踏まえた働きかけを行うリハビリテーション専門職を派遣していますが、事業の周知不足が課題となっています。

《新たな活動の場》

新たな活動の場については、令和元年度に県営砂辺団地及び県営桑江団地集会所を活用した住民主体の通いの場^(※18)創設を支援しました。

今後到来する超高齢化社会においては、住民が主体的に介護予防を推進する必要があるため、新たな活動の場の創出が重要となります。

《情報発信》

「みつばちてちょう」により、介護予防事業や各行政区で実施されているサークル、趣味活動等の情報を周知することで、介護予防及び社会参加の場の周知を図りました。また、基本チェックリスト回答者へ、結果通知とともに本町の介護予防事業の説明と教室の紹介を行っています。しかし、一般介護予防事業の参加者が高齢者全体の7.9%であることから、さらなる周知が必要と考えられます。

社会参加アンケートにより、高齢者においてインターネットの普及が進んでいることが分かったため、介護予防や社会参加に取り組むことの効果および場の周知について、ICT等を活用した新たな情報発信の方法を検討していくことが求められています。

《関係部署及び関係機関の連携》

新規介護保険申請理由は、認知症または認知症の疑いの割合が最も高く、次いで男性では脳血管疾患、女性では転倒・骨折の割合が高く、生活習慣に起因するものの割合が高い傾向があります。

現在、75歳以上の方には後期高齢者医療広域連合が、75歳未満の方には各医療保険者が健診や保健指導を実施しています。また、65歳以上の方には町で介護予防事業を実施しており、事業の実施主体がそれぞれ異なっていることで連動した支援が難しいことから、保健事業と介護予防事業との連携強化が課題となっています。

※15 事業対象者

基本チェックリスト該当者及び、要支援認定者の総称。

※16 北谷町介護予防手帳

自身の心身状態や生活環境、社会活動等を書き出すことにより見える化し、より客観的に自身の状態を捉え、自己管理や行動変容につながるよう支援する手帳。

※17 どうーいじかすんカード

新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者が自宅で主体的に運動を行えるよう作成した運動実施確認カード。90日分でポイント達成となる。

※18 住民主体の通いの場

地域の高齢者が安心して気軽に集い、さまざまな活動を通じて日常的に地域の方々と交流できる場。

▼ 取組内容**➤ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**

本町においては、引き続き切れ目のない介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の継続に努めていきます。

また、フレイル状態や初期の認知症状を有する高齢者を早期に把握し、支援することで重度化予防に努めます。

今後、高齢者人口の増加に伴い事業対象者の範囲が拡大することが考えられるため、制度の周知や事業の充実に努めます。

➤ 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

地域における高齢者の多種多様な活動の場へ、本事業の周知を行い、活用の促進に向けた取り組みを行います。

➤ 新たな活動の場の創出等による、主体的な介護予防の取組への支援

主体的な介護予防への取組がさらに重要となってくることから、「どうーいじかすんカード」等の介護予防ポイント制度[☆]を継続し、高齢者が楽しみながら介護予防に取り組んでいけるよう、支援していきます。

また、サークル活動の場など、既存の社会活動の場を把握するだけでなく、高齢者の社会参加を活性化するため新たな通いの場の創出支援を推進します。

介護予防に取り組んでいる高齢者が、参加者としてだけでなく、新たな地域活動の担い手として生きがいをもって活躍し役割が持てる地域社会となるよう、既存の介護予防サポーター養成講座及び社会福祉協議会主催の有償ボランティア養成講座等を今後も継続し、高齢者が自ら新たな地域活動の担い手として活躍できるよう支援します。

➤ 情報発信手段の多様化

携帯電話や SNS を活用する高齢者が増えてくることが見込まれることから、高齢者が自ら必要な情報にアクセスし、健康の維持増進・介護予防について意識を高めていけるよう、情報発信を強化します。

➤ 関係部署及び関係機関との連携強化

関係部署及び関係機関と連携し、生活習慣の見直しや生活習慣病の早期発見・重症化予防のため特定健診、長寿健診の受診率向上を図りながら、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」^(※19)に向けて、部署横断的な体制づくりに取り組んでいきます。

※19 保健事業と介護予防の一体的実施

市町村が関係機関との連携によって、疾病予防と重症化防止の取組と高齢者の生活機能低下への対応を一体的に進めること。

3 高齢者が地域社会に参画する仕組みをつくる

(1) 多様な地域活動への支援

年齢や性別にかかわらず、他の世代とともに社会の重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の「居場所」と「出番」を創出、見える化することで、社会参加活動を促していくことが重要です。高齢者が積極的に社会参加できるよう、社会資源や必要な情報にアクセスしやすい環境の整備や、高齢期を迎える前から地域の活動に積極的に参画する気風づくりが求められています。

①社会資源の整備（地域活動への参加を促すための環境整備）

▼ 現状と課題

《公民館》

公民館の冷暖房設備交換やバリアフリー☆化などの設備の補修、強化はほぼ完了し、活用しやすい公民館となっています。

また公民館は、自治会をはじめ、単位老人クラブ、ボランティアなど様々な団体の活動拠点になっており、地域行事や住民の交流の場としても活用されています。第7次高齢者保健福祉計画で施策展開の視点として挙げていた「歩いていける居場所」の一つとして大きな役割を果たしているものと考えられます。

《高齢者の学習の場》

高齢者の価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じて心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められてきます。生涯学習プラザでは、男性を意識した講座を開催し、普段は来ない参加者が受講する工夫をしていますが、地区公民館で実施している講座についても、高齢者が広く参加しやすい仕組みづくりが必要です。

《老人福祉センター》

老人福祉センターは高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点として、教養や文化、趣味の教室が開催され、多くの高齢者が活動を楽しんでいます。また、老人クラブ連合会の事務所も併設され、サークルも多く開催されており、高齢者の重層的な活動の場として認知されています。

男性が1人でも利用しやすいよう工夫もされていますが、男性（特にヤングシニア）利用者拡大のためには、講座内容を工夫するなど検討が必要と思われます。

《公園》

公園は、訪れる人にとって心の安らぎや憩いの場、交流の場として機能するだけでなく、災害時の避難場所、緑地保全等、多様な機能を有しています。

本町では、大小さまざまな公園を整備しており、近年では、トイレの洋式化や高齢者に配慮した新規公園の設置も進んでいます。美浜区等の海岸部に隣接する運動公園などは、高齢者も含め多くの町民がウォーキング等で利用しています。

《町民農園》

町民農園での「生きがい農業」の取組は好評で、野菜作りをする町民同士の交流などにもつながっています。

また町民農園だけではなく、一部の行政区では農作物を作ることや販売する活動を通じて、これまで公民館に来る機会のなかった男性が地域と交流するきっかけが生まれている実態もあることから、今後も取組の継続が必要です。

《道路》

移動環境の整備は、社会参加を支える重要な要素です。高齢者が安全に安心して暮らせるよう道路の整備は重要な課題であり、ユニバーサルデザイン[☆]による歩行空間の整備が求められています。

本町では、バリアフリー化するために、段差のない歩道を敷設しているほか、私道については、要望等により補修や手すり等を設置することが可能な補助事業もあります。ただ、東部地域等一部地域では、送迎車が自宅前まで乗り入れられない狭小道路があり、高齢者の日常生活支援を行ううえでの課題となっています。

▼ 取組内容

➤ 公民館の活用促進

自治会及び関係機関と協力し、公民館が、高齢者を含む多様な人々が活用できる「場」となるよう、引き続き周知していきます。

➤ 生涯学習の促進と学習成果の活用

学習の場が、生きがいづくりだけでなく、町民同士の交流の場、見守りの場となっているため、新規参加者が増えるように講座内容を工夫し多様な学習機会の提供・充実を図っていきます。また、高齢者の豊かな経験や技能を伝承する取組が、地域の活性化だけでなく教える高齢者の生きがいづくりにもつながることから、各地区で行われている各種活動の見える化やマッチングに取り組みます。

➤ **老人福祉センターの活用促進**

老人福祉センターが、「きょういく・きょうよう（教育：今日行く用事がある・教養：今日用事がある）」の場として活性化し、高齢者の通いの場・生きがいづくりの場となるよう工夫していきます。また、男性が利用しやすい取組を充実させていきます。

➤ **高齢者の活動・交流の場の充実強化**

関係部署と連携して、高齢化率の高い地域の公園に健康遊具を設置するなど、環境の整備と充実を検討していきます。そのほか、整備が予定されているパークゴルフ場（砂辺区）についても、設置後の活用を推進していきます。

町民農園や、区で活用している農園等、農作物を作る場と出品する場があることで、町民同士の交流や生きがいづくりの場にもなっているため、それらの活用を促進し、引き続き「生きがい農業」に取り組めます。

➤ **道路の整備推進**

高齢者が積極的に社会参加しやすいよう、道路整備を推進します。東部地域等一部地域では、狭小道路や取り付け道路に段差がある区域があり、介護サービスの利用に課題が残されているため、引き続き整備に向けた調整を行います。

(2) 地域で活動する場及び人材の確保とコーディネート

令和元年11月には、本町でも高齢化率が20%を超え、中でも後期高齢者の割合が今後は増加していくものと予想されています。地域で活動するボランティア等の人材も高齢化が進んできていますが、それ以外にも、高齢者の通所・入所する施設での介護人材不足も問題となっています。高齢者が生きがいを持って活動できる場を明らかにし、高齢者の得意分野に合わせて活躍できるように、多様な活動の場の把握と、高齢者をコーディネートする仕組みづくりが求められています。

① 地域で活動する場と人材の確保とマッチング

▼ 現状と課題

《地域の新たな担い手としての役割の周知と参画促進》

高齢期を健康でいきいきと過ごすためには、地域活動を含む社会参加活動に意欲的に取り組むことが重要になります。現役時代には仕事中心の生活を送っている人でも、退職後は徐々に地域で過ごす時間が増えてきます。しかし、社会参加アンケートでは、約2割の高齢者が「何の活動もしていない」と回答しており、地域とつながりを持たない高齢者へ、地域の新たな担い手としての役割の周知などのアプローチが必要になると考えられます。

また、「ゆるやかに支えあう地域づくりを進めるとしたら参加してみたいか」という質問に対し、約4割が「参加したくない」と答えており、年代別にその理由を精査し、各年代に合わせた多様な場や役割を検討する必要があります。

《地域を支える活動ができる“場”と人材の確保とコーディネート》

町民農園や、上勢区のふれあい農園では公民館では顔を見ることの少ない男性も活動していて、地域デビュー[☆]のきっかけとして有効な取組となっています。そのほか、「みつばちてちょう」を活用した“場”の周知も広がってきています。

しかし、社会福祉協議会のボランティア登録数は、個人が12人、団体は20団体であり、ボランティア登録者の高齢化も進んでいるため、現在は高校や専門学校等と連携し対応している状況です。

また、高齢者の通所・入所する施設での介護人材不足も問題となっているため、介護の現場でも役割分担等を工夫し、地域に住む高齢者が活躍できる場にできるよう検討しコーディネートする仕組みが求められています。

▼ 取組内容

➤ 地域の新たな担い手としての役割の周知と参画促進

退職した世代が地域活動に参画しやすい仕組みづくりのため、各地区等で行われる多世代交流の取り組みを支援します。具体的には、より若い世代から地域活動に参画するきっかけを作ると同時に、高齢者の知識や技能を活かした講座や事業等の実施を支援し、各種取組の周知を図ります。

➤ 自身が活躍できる“場”の見える化と周知

退職した男性や地域活動に参加しづらい方が、公民館に足を運びきっかけとなり得る、講座や地域活動の実施を支援するとともに、その取組を周知します。

若い世代から地域活動に参画しやすいよう、活動できる場の見える化や、情報発信に取り組みます。

また、町民がボランティアを身近に感じられるよう、SNS等を活用して情報を幅広く発信していきます。

➤ 地域を支える場と人とのコーディネート支援

地域活動や生活支援の場など、人材を必要としている場と高齢者のマッチングを支援するため、就労的活動支援コーディネーターの配置について検討し、人材不足の解消を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを支援します。

②シルバー人材センターとの連携

▼ 現状と課題

シルバー人材センターの会員数は、平成27年の234名をピークに減少傾向で、実働者数は153名前後で概ね同水準で推移しており、就業率は低下傾向にあります。高齢者の入会率は2.8%（7月時点高齢者人口に対し）で、県内では高いほうですが、就業機会創出員を配置して会員勧誘を進めています。しかし新規入会者の減少及び既存会員の高齢化により就労の継続が困難になるケースが増えてきていることから、今後会員数の減少が懸念されています。

ワンコイン家事支援など、シルバー人材センターの新たなサービス開発の支援にも取り組んでいますが、高齢者が、身体・認知機能が低下しても、それぞれの状況に応じて生きがいを持って就労できるよう、事業内容についての検討が必要となっています。

本町では、地方自治法に基づきシルバー人材センターの活用を推進するとともに、高齢者就業機会確保事業費としてシルバー人材センターへ補助金を交付し、その活動を支援しています。

▼ 取組内容

➤ シルバー人材センターとの連携

シルバー人材センターと連携して高齢者が年齢を重ねても個々の特性に合わせて「生きがいを得るための就労」を長く継続できるよう取り組みます。





第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

この計画は介護・福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、福祉課が中心となって関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉の分野に限らず幅広い視点から計画を総合的に推進し、高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケア[☆]の体制の構築を図るため、医療関係団体及び社会福祉協議会など関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び圏域内の市町村などと連携して推進していきます。

(3) 町民と行政の協働による推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、町民一人ひとりがこの計画の推進役となっていていただく必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、各行政区に高齢者保健福祉計画推進員を配置し、地域プランの推進などを通して町民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(4) 計画の周知など

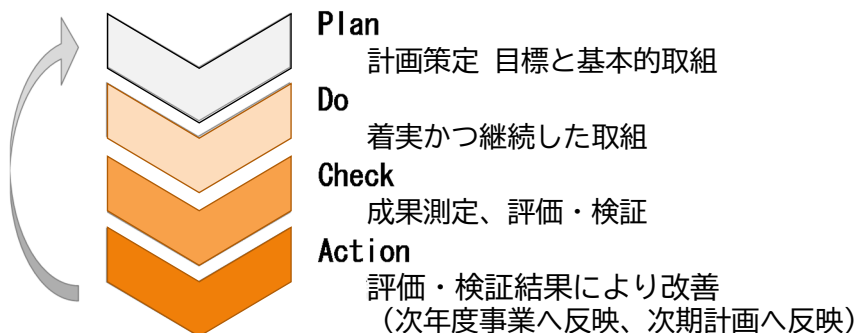
本計画の推進にあたっては、計画をできる限り多くの町民やサービス提供事業所に理解していただくことが重要です。

このため、計画のホームページへの掲載、事業所への計画の配布や説明会などを通じて、本計画の内容などについて積極的に普及啓発を図ります。

☆の付いた言葉は資料編に解説があります

2 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理にあたっては、実施していく中で、評価、検証、見直していくことが重要になります。PDCAサイクルの考えに基づき、各施策について点検や評価を行い、効果的な計画となるように努めていきます。



(1) 高齢者保健福祉計画策定委員会

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。このため、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会において客観的に進捗状況をチェックするとともに、法改正及び社会情勢などの変化並びに地域ケア推進会議からの提案などに対応して施策などの方向性を検討していきます。

(2) 地域包括ケア推進協議会

高齢者の生活を支える様々な立場の人で構成された、「地域包括ケア推進協議会」を活用し、計画の推進の状況や課題について把握します。また、会議で抽出された課題の解決のための提案を、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会に報告します。

(3) 計画の評価・検証・分析と見直し

介護保険事業計画（沖縄県介護保険広域連合[☆]で策定）及び高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康づくりをはじめ、地域における自立した日常生活の支援、要介護・要支援状態となることの予防、要介護状態などの軽減もしくは悪化の防止を通じた、高齢者の健康寿命の延伸、さらには、介護給付費の適正化による介護保険制度の持続可能性確保につなげるためのものです。

6年の計画期間のなかで、最新の国の動向や社会情勢の変化も踏まえつつ目指す成果を確実に実現できるよう、定期的に施策の進捗と成果を振り返り、取組の評価・検証・分析・見直しを行っていきます。

資料編

1 北谷町高齢者保健福祉計画審議会及び同策定委員会について

(1) 北谷町高齢者保健福祉計画審議会規則

平成15年10月31日

規則第25号

改正 平成19年3月30日規則第5号

平成20年12月24日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町附属機関設置条例（平成20年北谷町条例第22号）第3条の規定に基づき、北谷町高齢者保健福祉計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、北谷町高齢者保健福祉計画に関する事項について、調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (2) 町民
- (3) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、議長は会長が務める。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第24号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(2) 第8次高齢者保健福祉計画審議会名簿

(敬称略・順不同)

	属 性	氏 名
会長	学識経験者	金城 昇
副会長	医療機関院長	玉城 政弘
	北谷町社会福祉協議会副会長	照屋 津年武
	介護サービス事業所代表	高宮城 克
	自治会長・公民館長	島袋 艶子
	シルバー人材センター事務局長	津嘉山 広
	北谷町老人クラブ連合会会長	玉城 清松
	民生委員・児童委員協議会会長	国場 勝子
	介護予防サポーター代表	瑞慶覧 朝宏
	居宅介護支援事業所代表	森山 香
	沖縄県介護保険広域連合	当真 貴嗣

(3) 北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成15年10月31日

訓令第28号

改正 平成19年3月30日訓令第7号

平成26年3月19日訓令第7号

平成26年3月19日訓令第8号

令和2年3月16日訓令第5号

令和2年12月8日訓令第16号

(目的)

第1条 この訓令は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、北谷町高齢者保健福祉計画を策定するために、北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究するものとする。

- (1) 北谷町高齢者保健福祉計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他北谷町高齢者保健福祉計画の推進に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 住民福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 建設経済部長
- (4) 教育委員会教育部長
- (5) 保健衛生課長
- (6) 子ども家庭課長
- (7) 企画財政課長
- (8) 基地・安全対策課長
- (9) 経済振興課長
- (10) 都市計画課長
- (11) 土木課長
- (12) 教育委員会社会教育課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は住民福祉部長とし、副委員長は保健衛生課長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員会の議長は委員長が務める。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について検討及び調整するため、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会員は、町職員の中から委員長が選任する。

3 部会に部会員の互選により部会長及び副部会長を置く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年11月1日から施行する。

(北谷町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 北谷町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成5年北谷町訓令第28号）は、廃止する。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第7号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第16号）

この訓令は、令和2年12月8日から施行する。

（4）第8次高齢者保健福祉計画策定委員会名簿

（敬称略・順不同）

	氏 名	所属・役職
委員長	知念 喜忠	住民福祉部長
	岸本 満	総務部長
	根間 朝弘	建設経済部長
	玉那覇 修	教育委員会教育部長
副委員長	稲嶺 盛和	保健衛生課長
	与儀 司	子ども家庭課長
	仲松 明	企画財政課長
	金城 睦彦	基地・安全対策課長
	久田 友一	経済振興課長
	田仲 康児	都市計画課長
	松田 健一	土木課長
	仲地 桃子	教育委員会社会教育課長

(5) 第8次高齢者保健福祉計画作業部会名簿

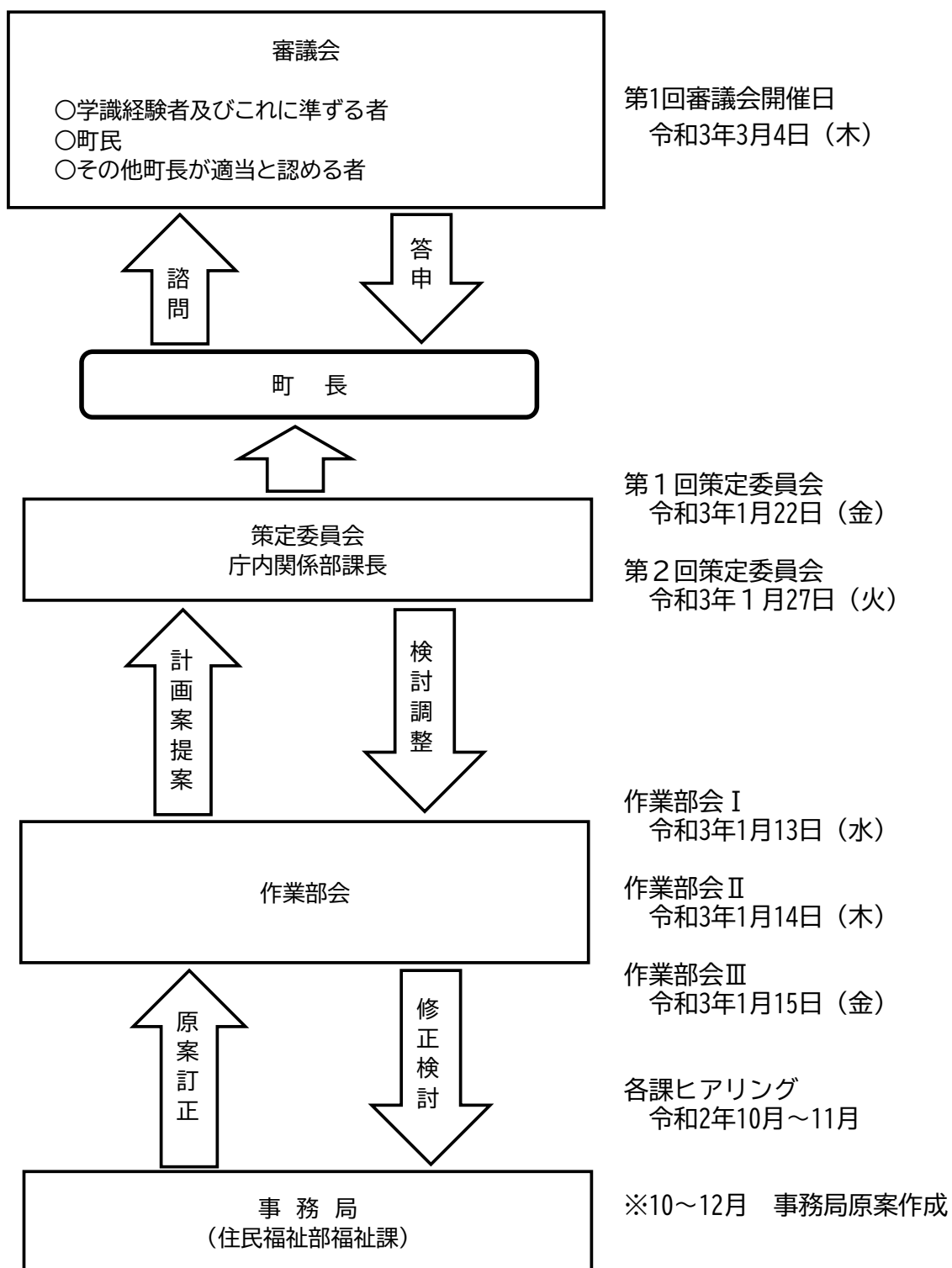
(敬称略・順不同)

氏名	所属
大城 朝乃	町長室
崎原 航	総務課
眞喜志 康仁	企画財政課
渡名喜 俊介	基地・安全対策課
山城 幸代	税務課
座間味 千草	福祉課
與那原 誠子	福祉課
伊波 隆子	住民課
仲村渠 綾子	保健衛生課
大城 トモ子	保健衛生課
櫻井 香	都市計画課
比嘉 伸吾	土木課
渡眞利 幸樹	土木課
伊波 祐	経済振興課
米須 健	経済振興課
平安 崇	社会教育課
比嘉 みゆき	生涯学習プラザ

(6) 事務局

岡田 真琴 比嘉 正彦 高原 充江 花城 可津人

(7) 第8次北谷町高齢者保健福祉計画 策定体制及び日程



第8次北谷町高齢者保健福祉計画 策定経過

日付	会議等	内容
令和2年		
9月28日	ヒアリング1	謝苅区、宇地原区、北谷消防署
9月29日	ヒアリング2	桃原区、栄口区、桑江区、宮城区
9月30日	ヒアリング3	上勢区、シルバー人材センター、北前区、美浜区
10月1日	ヒアリング4	老人クラブ連合会、老人福祉センター、社会福祉協議会、北玉区
10月2日	ヒアリング5	砂辺区、沖縄警察署、後期高齢者医療広域連合
10月5日	ヒアリング6	住民課、税務課、子ども家庭課、福祉課（地域福祉係／障害福祉係）
10月6日	ヒアリング7	保健衛生課（国保係）、社会教育課（社会教育係）、入所施設代表、民生委員・児童委員
10月12日	ヒアリング8	ケアマネージャー・アドバイザー、土木課（公園係・道路係）、美浜区
10月13日	ヒアリング9	都市計画課、学校教育課、社会教育課（社会体育）、生涯学習プラザ
10月14日	ヒアリング10	上下水道課、経済振興課（農林水産係・商工労務係）、町立図書館、町長室
10月15日	ヒアリング11	基地・安全対策課、保健衛生課（環境衛生係・健康係）
10月28日	ヒアリング12	総務課
令和3年		
1月13日	第1回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月14日	第2回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月15日	第3回作業部会	計画書原案の確認と協議（テーマ別）
1月22日	第1回策定委員会	計画書原案の確認と協議（第1回）
1月27日	第2回策定委員会	計画書原案の確認と協議（第2回）
2月1日～ 2月28日	パブリックコメント	2月28日までパブリックコメントを募集
3月4日	第1回審議会	計画書案の内容確認と協議

※審議会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画審議会

※策定委員会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画策定委員会

※作業部会：第8次北谷町高齢者保健福祉計画作業部会

(8) 社会参加アンケート調査票

「第8次高齢者保健福祉計画」アンケート調査

今年度、本町におきましては第8次高齢者保健福祉計画の策定年度となっております。そこで、65歳以上の町民の日々の活動状況を調査し、第8次高齢者保健福祉計画の参考にさせて頂きたいと思っておりますので、アンケートの回答にご協力お願い申し上げます。

 記入方法：該当する項目にし点（）を記入してください。

あなたについて						
1 性別	2 年齢層					
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 60代	<input type="checkbox"/> 70代	<input type="checkbox"/> 80代	<input type="checkbox"/> 90代以上		
3 行政区						
<input type="checkbox"/> 上勢区	<input type="checkbox"/> 桃原区	<input type="checkbox"/> 栄口区	<input type="checkbox"/> 桑江区	<input type="checkbox"/> 謝苅区	<input type="checkbox"/> 北玉区	
<input type="checkbox"/> 宇地原区	<input type="checkbox"/> 北前区	<input type="checkbox"/> 宮城区	<input type="checkbox"/> 砂辺区	<input type="checkbox"/> 美浜区		
4 世帯構造						
<input type="checkbox"/> 単独世帯		<input type="checkbox"/> 夫婦のみ世帯			<input type="checkbox"/> 同居世帯	
あなたの活動について（令和2年10月31日時点の状況についてお答え下さ						
5 以下のような会・グループ・サークルなどにどのくらいの頻度で参加していますか。						
※（1）～（8）それぞれ該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>						
	週4回以上	週に2～3回	週に1回	月に1～3回	年に数回	参加していない
(1) ボランティアのグループ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) スポーツ関係のグループやクラブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 趣味関係のグループ 【例：三線、琉舞、カラオケなど】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 学習・教養サークル 【例：書道、俳句など】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 老人クラブの活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 自治会・公民館の活動	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 収入のある仕事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8) その他定期的な集まり (模合やお茶会なども含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

裏面へ続く 

6	<p>町民同士で、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行うことで、ゆるやかに支え合う地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいですか。</p>
<p><input type="checkbox"/> 是非参加したい <input type="checkbox"/> 参加してもよい <input type="checkbox"/> 参加したくない</p>	
7	<p>6 で「是非参加したい」または「参加してもよい」と答えた方に質問です。どのような活動なら参加したいですか。</p> <hr/> <hr/>
8	<p>6 で「参加したくない」と答えた方に質問です。その理由を教えてください。</p> <p><input type="checkbox"/> めんどくさい <input type="checkbox"/> 参加する時間がない <input type="checkbox"/> 人間関係を築くことが苦手</p> <p><input type="checkbox"/> 心身の状態がおもわしくない <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
<p>その他</p>	
9	<p>家族や友人・知人と会ったり、連絡を取り合う頻度はどれくらいありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 毎日ある <input type="checkbox"/> 週に何度かある <input type="checkbox"/> 月に何度かある</p> <p><input type="checkbox"/> 年に何度かある <input type="checkbox"/> ほとんどない</p>
10	<p>携帯電話（折りたたみ式、スマートフォン、タブレット等）はお持ちですか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
11	<p>10 で「はい」と答えた方に質問です。どのようなアプリを使用していますか。（あてはまるものすべてに☑）</p> <p><input type="checkbox"/> LINE（ライン） <input type="checkbox"/> Twitter（ツイッター） <input type="checkbox"/> face book（フェイスブック）</p> <p><input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> You Tube（ユーチューブ）<input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
12	<p>北谷町からのお知らせは何から得ていますか。（あてはまるものすべてに☑）</p> <p><input type="checkbox"/> 自分あてに届く通知文（封書） <input type="checkbox"/> 広報ちゃたん <input type="checkbox"/> 防災無線</p> <p><input type="checkbox"/> LINEの北谷町専用サイト <input type="checkbox"/> 区の広報車</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
13	<p>本町では町民がよりよい人生を最期まで過ごせるよう、将来に備えた「終活支援」について施策の検討をしております。本町で開催して欲しい取り組みはありますか。（あてはまるものすべてに☑）</p> <p><input type="checkbox"/> 生涯学習プラザや公民館等での終活講演会やセミナー <input type="checkbox"/> 終活ノートの配布</p> <p><input type="checkbox"/> 終活の勉強ができる図書を整備やパンフレットの配布</p> <p><input type="checkbox"/> 終活の相談ができる窓口の紹介</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

以上となります。ご協力ありがとうございました。

(9) 用語解説

あ行

■ICT

情報通信技術の略称。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションをはかろうとするサービスや技術のことをいう。

■一般介護予防事業

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う介護予防事業。本計画においては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などがこれにあたる。

■一般高齢者

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない高齢者を指す。

■沖縄県介護保険広域連合

介護保険業務運営の諸課題を解決するため、2002(平成14)年7月30日に設立された、特別地方公共団体です。沖縄県内の29の市町村で構成される広域連合。

か行

■介護支援専門員（ケアマネージャー）

介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン(サービス計画書)の作成や、サービス事業者との調整を行う専門家。

■介護保険法

1997年12月に公布。介護が必要となった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みづくりのために設けられた法律。

■介護予防ポイント制度

市町村等に登録をした高齢者が高齢者福祉施設等で行ったボランティア活動や介護予防教室、健康教室に参加した場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて現金や地域商品券等に交換する制度。本町で「どうーいじかすんカード」を活用し、介護予防事業への参加を促している。

■基本チェックリスト

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人を対象とし、25項目の簡単な質問に答えることで、生活機能や認知機能の低下を早期に発見することができるシートと評価の仕組み。本町では70歳以上の人に実施。

■居宅介護サービス

居宅要介護認定者が利用可能な、介護保険法における居宅介護サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売、住宅改修の 12 種類のサービスをいう。（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）

■居宅介護支援事業所

居宅介護サービスを提供する事業所。

■権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がいのある人や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

■健康寿命

日常生活に介護などを必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。

■健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図るために設けられた法律。2002 年（平成 14 年）公布。

■後期高齢者

75 歳以上の高齢者のこと。

■高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人の割合のこと。

■高齢者の医療の確保に関する法律

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るとともに、医療費の適正化を推進するための計画作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずること、また、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

■在宅系介護事業所

高齢者が住み慣れた自宅や地域社会のなかで生活できるよう支援する在宅サービスを提供する事業所。大きく分けて6種類(訪問系サービス・通所系サービス・短期入所系サービス・居住系サービス・住環境の改善支援サービス・地域密着型サービス)ある。

■施設介護サービス

介護保険施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院))に入居して受ける介護サービス。

■小規模多機能型居宅介護事業所

施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練をひとつの事業所で行う、在宅介護サービス事業所。

■小地域福祉活動

地域住民の参加・協力による、日常生活の手助けや声かけ、見守りによる安否確認といったささやかな活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を有効に結びつけながら、人々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域社会をつくる活動。

■シルバーワークプラザ

高齢者の経験と知識を活かし、その希望と能力に応じた作業等、社会的活動を行う場所を提供し、心身の健康と生きがいの増進を図るための便宜を総合的に提供するために設けられた施設。

■人生 100 年時代

多くの人が 100 歳を超えて生きられるようになる時代。

■成年後見制度

判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などのために、家庭裁判所に成年後見制度の後見などの審判を申し立て、財産管理や身上監護ができるよう支援するとともに、必要に応じて審判請求の費用や、後見人などの報酬の一部を助成する事業。

■セルフネグレクト

自己放任。自らの生活を清潔かつ健康的に保ち、安全に配慮しつつ維持する努力と意欲が欠如しており、自身の健康や安全を損なっている状態を指す。老化、社会からの孤立、貧困化などが原因といわれる。

■セルフマネジメント（自己管理）

地域の中にある様々な支援やサービスをなんとなく利用するのではなく、自らの心身の健康に良い生活を送るために、心身の衰えに応じて生活のあり方を見直しながら、自分だけでは難しいことは、必要な支援・サービスを選択して実行する主体的な行動。

た行

■第1号被保険者

65歳以上の介護保険加入者のこと。

■単身世帯

1人だけで構成される世帯。本計画では高齢者の1人暮らしを指している。

■地域ケア会議

地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第115条の規定に基づき設置される会議。

■地域デビュー

それまでの地域から離れた生活から、地域コミュニティの中で知り合いを作って、楽しく暮らそうという、ライフスタイルの転換を指す。

■地域プラン

地域の実情を考慮し各地区が主体的に企画し取り組むプラン。

■地域包括ケア（システム）

高齢で要介護度が重度になっても、住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、介護、保健(予防)、医療、生活支援、住まいの5つのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組み。

■地域密着型サービス

認知症の方をはじめ、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすための介護保険サービス。

■地域密着型認知症グループホーム

認知症のある要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護スタッフによる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を受け、利用者がもっている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにしたケア付き住宅。

■超高齢化社会

高齢化が非常に進んだ社会をさす。一般的には高齢化率21%以上の状態をいう。

■長寿健診

後期高齢者医療制度に加入している方に対して、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を目的とした健診。75歳以上の高齢者が対象。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、親子など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力。

■特定健康診査（特定健診）

高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定により、保険者が、40歳以上75歳以下の年齢に達するものに対し実施する健康診査。内臓脂肪に起因する生活習慣病の発症、重症化を予防し医療費の適正化を図ることを目的としている。

な行

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

■ニライ救急カード

自宅で救急車を要請する際に、救急隊員が迅速に対応できるよう、必要な医療情報（かかりつけ医や治療中の病気など）を事前に登録できるカード。

■認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの。標準的な認知症ケアパスの作成に当たっては、「認知症の人は施設に入所するか精神科病院に入院する」という従来の考えを改め、「施設への入所や精神科病院への入院を前提とせず、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の、よい環境で暮らし続ける」という考え方を基本とする。

■認知症サポーター

キャラバン・メイトが開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した人をいう。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として活動することが期待される。

■認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする地域支援事業。複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

■認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として、認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月に取りまとめられた、横断的な認知症施策。認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための指針となるもの。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者を対象に、専門的なケアを提供するサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受ける。通常、グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送る。

は行

■バリアフリー

障害者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは、具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す。近年では、多様な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受けている状態に気づくことを、「心のバリアフリー」ともいう。

■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特段の支援を要する人のこと。

■フレイル（生活不活発）

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態を指す。

■防災ラジオ

電源が「OFF(音が出ない状態)」の場合や他局を選局中の場合でも、全国瞬時警報システム(Jアラート)から配信される緊急情報(地震や気象に関する情報の他、避難勧告など)を、自動的に最大音量で放送するもの。

ま行

■ミニデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者や、要支援若しくは要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、町内会等が集会施設などを利用して自主的に開催するデイサービス。

や行

■ヤングシニア

おおむね 60 歳から 74 歳までの高齢者を指す。

■友愛訪問

ボランティアの訪問員が貧困者や一人暮らし高齢者等の自立を促すため個別訪問する活動。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していかこうとする考え方のこと。

■要介護認定者

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護等認定で、要介護1から要介護5までに認定されている者をいう。

ら行

■老人クラブ

地域を基盤とし、おおむね 60 歳以上の高齢者で作る自主的な組織。「健康」「友愛」「奉仕」の精神に基づき、グラウンドゴルフなど各種スポーツ活動や、囲碁・将棋や講座などの文化教養活動、児童の登下校の見守りや公園清掃などの社会奉仕活動のほか、地域での仲間づくりのための活動を行っている。

■老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された法律。社会福祉六法の1つで 1963 年 7 月 11 日に公布された。

第8次北谷町高齢者保健福祉計画

発行年月：2021（令和3）年3月

発行：北谷町

編集：福祉課 高齢者福祉係

〒904-0103

沖縄県北谷町字桑江 226 番地

電話：098-936-1234

F A X : 098-926-1474

U R L : <https://www.chatan.jp/>
